

周南景観計画 新旧対照表

○記載ルール

- 【新：改定素案】の修正箇所：赤字
- 【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】：下線

※新旧での対応関係がわかりやすいように、同じ内容が同じ段落に位置するように本文とは異なる形で行に追加を行っている部分がある。

【新：改定素案】	【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】	備考
③周南市における景観行政の取組と市民運動などの状況 本市では、「周南市まちづくり総合計画（平成 17 年 3 月）」において、「美しい景観づくり」を明記し、市民とともにワークショップなどで景観資源の抽出や景観形成に対する議論を行ってきました。 それとともに「周南市都市計画マスタープラン（平成 20 年 6 月）」及び「周南市緑の基本計画（平成 20 年 6 月）」の策定プロセスにおいて、地域別のワークショップを行うとともに、景観に対する基本的な考え方を取りまとめました。その内容は、景観形成を単に規制や整備として捉えるのではなく、「地域への愛着や活力を生み出すまちづくりの骨格として進めよう」とするものとなっていました。 一方、行政施策とは別に、景観づくりに関連する市民の動きは早くからあり、鹿野地区におけるワークショップやまち発見ウォーキングの活動などさまざまな活動が展開されてきました。 これらの動きを受け、景観形成の指針として市民と行政の協働・連携による様々な取組を効果的かつ総合的に推進することを目的に、平成 23 年 6 月に周南市景観計画を策定し、平成 24 年 4 月には周南市景観条例を施行しました。 その後、景観形成をよりわかりやすく推進していくために、周南市景観形成ガイドライン、周南市公共施設景観形成ガイドラインを策定しました。平成 31 年 2 月には一般社団法人山口県建築士会が、景観法に基づく景観整備機構に山口県内で初めて指定され、徳山駅前広場のリニューアル、周南市役所新庁舎の建設に伴い、中心市街地における景観形成の指針となる「まちのとおり」の作成を行うなど、本計画の策定後も現在に至るまで景観に関する取組が市内でなされています。	③周南市における景観行政の取組と市民運動などの状況 本市では、「周南市まちづくり総合計画（平成 17 年 3 月）」において、「美しい景観づくり」を明記し、市民とともにワークショップなどで景観資源の抽出や景観形成に対する議論を行ってきました。 それとともに「周南市都市計画マスタープラン（平成 20 年 6 月）」及び「周南市緑の基本計画（平成 20 年 6 月）」の策定プロセスにおいて、地域別のワークショップを行うとともに、景観に対する基本的な考え方を取りまとめました。その内容は、景観形成を単に規制や整備として捉えるのではなく、「地域への愛着や活力を生み出すまちづくりの骨格として進めよう」とするものです。 一方、行政施策とは別に、景観づくりに関連する市民の動きは早くからあり、さまざまな活動が展開されてきました。とりわけ、鹿野地区におけるワークショップやまち発見ウォーキングの活動は、<u>現在も活発に行われています。</u>	現行ページ：2 ページ目 文言修正 時点修正 現行計画策定後の情報を追加

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
【周南市における景観行政の取組】 <pre> graph TD 1[①周南市まちづくり総合計画（平成17年3月） 地域特性に応じた景観の形成、美しい景観の形成、市民参画による景観の形成に努めることを明記] --> 2[②地域景観ワークショップ in 周南（平成16年～平成19年計6回開催） 鹿野地区中心部を題材として、市民・行政の景観に対する意識の啓発を図るとともに、日常身近に感じる景観についてワークショップ形式で考え、良好な景観を活用したまちづくりを検討する] 2 --> 3[③CAA「周南市の景観を考えてみよう」（平成18年度実施） 美しいまちづくりを行うために市の景観の特徴と課題について市民と行政が協働して議論や意見交換を行い、その提言を市の景観行政に反映させる] 3 --> 4[④周南市都市計画マスタープラン、周南市緑の基本計画（平成20年6月） 都市計画マスタープランにおいて、以下の基本方針を明記 ・都市的景観の形成【市街地では魅力や賑わいを感じる都市的な景観やまち並みの創出、保全】 ・自然的景観の形成【島しょ部、中山間部では自然的景観と調和する景観の形成】 ・市民参画による景観の形成] 4 --> 5[⑤周南市の良好な景観資源 市民から公募やアンケートで収集した資料をデータベース化し、ホームページで公開することで、周南市の良好な景観を市民に知ってもらう] 5 --> 6[⑥周南市景観計画策定準備（平成20年度実施） 景観計画策定に向けて、本市の景観資源調査、景観特性の把握、地域活動の整理] 6 --> 7[⑦周南市が景観行政団体になる（平成21年3月）] 7 --> 8[⑧周南市景観計画の策定（平成23年6月）] 8 --> 9[⑨周南市景観条例、周南市景観条例施行規則の施行（平成24年4月）] 9 --> 10[⑩周南市景観形成ガイドライン、周南市公共施設景観形成ガイドラインを策定（平成24年6月）] 10 --> 11[⑪第2次周南市まちづくり総合計画の策定（平成27年3月） 周南市立地適正化計画の策定（平成29年3月）、改定（平成31年2月）] 11 --> 12[⑫一般社団法人山口県建築士会を景観整備機構に指定（平成31年2月）] 12 --> 13[⑬周南市都市計画マスタープラン、周南市緑の基本計画の改訂（令和3年3月） 第3次周南市まちづくり総合計画の策定（令和7年2月） 周南市立地適正化計画の改定（令和7年2月）] 13 --> 14[⑭周南市景観計画の一部改定（令和8年〇月）] </pre>	【周南市における景観行政の取組】 <pre> graph TD 1[①周南市まちづくり総合計画（平成17年3月） 地域特性に応じた景観の形成、美しい景観の形成、市民参画による景観の形成に努めることを明記] --> 2[②地域景観ワークショップ in 周南（平成16年～平成19年計6回開催） 鹿野地区中心部を題材として、市民・行政の景観に対する意識の啓発を図るとともに、日常身近に感じる景観についてワークショップ形式で考え、良好な景観を活用したまちづくりを検討する] 2 --> 3[③CAA「周南市の景観を考えてみよう」（平成18年度実施） 美しいまちづくりを行うために市の景観の特徴と課題について市民と行政が協働して議論や意見交換を行い、その提言を市の景観行政に反映させる] 3 --> 4[④周南市都市計画マスタープラン、周南市緑の基本計画（平成20年6月） 都市計画マスタープランにおいて、以下の基本方針を明記 ・都市的景観の形成【市街地では魅力や賑わいを感じる都市的な景観やまち並みの創出、保全】 ・自然的景観の形成【島しょ部、中山間部では自然的景観と調和する景観の形成】 ・市民参画による景観の形成] 4 --> 5[⑤周南市の良好な景観資源（平成18年9月1日～平成20年3月31日募集） 市民から公募やアンケートで収集した資料をデータベース化し、ホームページで公開することで、周南市の良好な景観を市民に知ってもらう] 5 --> 6[⑥周南市景観計画策定準備（平成20年度実施） 景観計画策定に向けて、本市の景観資源調査、景観特性の把握、地域活動の整理] 6 --> 7[⑦周南市が景観行政団体になる（平成21年3月）] 7 --> 8[◆景観計画の策定] </pre>	現行ページ：2 ページ目 文言修正 現行計画策定後の情報を追加

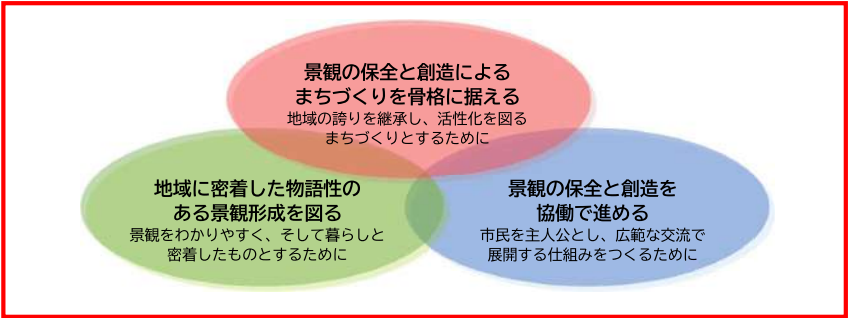
【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
④計画の目的 本市には、広域な市域にわたり、海や河川などの水辺景観や中山間地における農村景観など多様な景観資源があります。これらの自然景観とともに、市街地においては、工業地や住宅地などの都市的景観が共存しており、それぞれの景観への配慮が必要とされています。 これらを踏まえ、本計画は周南市のまちづくりの将来像“未来を歩む 生命力 満ちるまち”を目指し、周南市まちづくり総合計画及び周南市都市計画マスタープラン・周南市立地適正化計画・周南市緑の基本計画に即した景観形成の指針として、市民と行政の協働・連携による様々な取組を効果的かつ総合的に推進することを目的に策定します。 なお、本計画の策定から14年が経過し、人口減少・少子高齢化の進展や環境配慮など持続可能な社会構築を目指す流れなど社会情勢の移り変わりに伴い、景観形成を取り巻く現状も変化してきています。また、徳山駅前広場のリニューアルなどによる地域特性の変化や届出制度の普及による景観形成に関する意識醸成などにより、良好な景観形成に向けた取組が一定程度進捗していると言えます。こうした状況を踏まえ、より持続的かつ効果的な景観形成を目指すため、景観を取り巻く状況の変化に合わせた景観計画の内容の見直しを行うべく、本計画の一部改定を行います。 【周南市景観計画の位置づけ】 <pre>graph TD A["【国】景観法"] -- 即す --> B["【山口県】 ・山口県景観ビジョン ・山口県景観形成基本方針 ・山口県公共事業景観形成ガイドライン"] B -- 即す --> C["周南市景観計画"] D["第3次周南市まちづくり総合計画前期基本計画"] -- 即す --> E["・周南市都市計画マスタープラン ・周南市立地適正化計画 ・周南市緑の基本計画"] E -- 即す --> C C <--> "整合" F["【関連計画】 ・周南市都心軸空間デザインプラン ・第3次周南市環境基本計画 ・第4期周南市観光ビジョン ・周南市文化芸術振興プラン ・周南市空家等対策計画 など"] C -- 即す --> G["【景観施策】 ・行為の制限に関する届出制度・景観条例 ・公共事業における景観配慮 ・市民との協働による景観まちづくり など"]</pre>	④計画の目的 本市には、広域な市域にわたり、海や河川などの水辺景観や中山間地における農村景観など多様な景観資源があります。これらの自然景観とともに、市街地においては、工業地や住宅地などの都市的景観が共存しており、それぞれの景観への配慮が必要とされています。 これらを踏まえ、本計画は周南市総合計画（後期基本計画）及び周南市都市計画マスタープラン・緑の基本計画に即したもので、周南市のまちづくりのテーマ“<u>「らしさ」溢れるまちづくり</u>”を目指し、景観形成の指針として市民と行政の協働・連携による様々な取組を効果的かつ総合的に推進するためのものです。 <u>将来に向けた持続的な取組として、景観行政を推進するにあたり、地域の特性や状況等の変動及び景観形成の進捗に応じて、景観計画の修正・追加の必要があります。</u> 【周南市景観計画の位置づけ】 <pre>graph TD A["周南市 周南市総合計画 「らしさ」溢れるまちづくり ⇒ 5つの（安全、人財、環境、産業、観光）立市プロジェクトと地域振興（いのち育むまちづくり）プロジェクトを推進"] --> B["・周南市都市計画マスタープラン 「美しい自然と活力ある産業が調和し快適・安全に暮らし健やかで心豊かにすごせるまち」 ・周南市緑の基本計画 「ともに育てよう 水と緑の美しいまち 周南」 ⇒ 7つの地域の特性に応じた目標を掲げ、地域毎の将来像に向け市民と協働のまちづくりを推進。 ・環境基本計画など関連諸計画"] B --> C["周南市景観計画"] C --> D["・行為の制限に関する届出制度・景観条例 ・公共事業における景観配慮 ・市民との協働による景観まちづくり など"] E["国 景観法"] --> C F["県 山口県景観形成方針 山口県景観ビジョン 山口県市町景観形成ガイドライン"] --> C</pre>	現行ページ：3 ページ目
		最新の上位計画を反映
		改定理由を追加
		最新の上位計画等を反映 表現の修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
2. 景観計画の構成	2. 景観計画の構成	現行ページ：4ページ目
本計画は、全市民との協働により市全体で景観まちづくりに取り組むため、景観法において規定する事項とともに、本市の景観形成の基本理念に基づいた、類型別・地域別景観形成方針を示し、景観まちづくりの推進に向けた取組を定めています。 【周南市景観計画の構成】 第1章 周南市の景観形成の現状と課題 - 本市における景観形成に関するこれまでの取組や市民意向を踏まえ、景観形成の現状と課題を整理します。 - 景観形成に関する取組状況 - 景観に関する市民意向 - 景観形成の現状と課題 【一部改定】社会情勢の変化による景観課題（太陽光発電等）を追記 第2章 景観形成の基本方針 【景観計画に定める事項】 - 景観計画に定めるべき、景観計画の区域を設定し、理念と目標に基づいた方針を設定します。 - 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係） - 景観形成の理念と目標 - 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係） - 類型別、地域別景観形成方針の設定 【類型別】①山岳・河川・湖沼景観 ②海浜・島しょ景観 ③田園景観 ④歴史的景観 ⑤文化的景観 ⑥都市景観 ⑦まち・集落景観 【地域別】①都心部地域 ②西部地域 ③北西部地域 ④東部地域 ⑤島しょ部地域 ⑥北部地域 ⑦中山間部地域 第3章 行為の制限及びその他の事項 - 景観計画の定めるべき、行為の制限及び、その他の方針について設定します。 - 良好な景観の形成のための行為の制限（法第8条第2項第2号関係） 【一部改定】届出対象行為（規模・範囲）の変更 - 景観形成重点地区の行為の制限（法第8条第2項第2号関係） - 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係） - 屋外広告物に関する行為の制限（法第8条第2項第4号イ関係） - 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第4号ロ、ハ関係） 【一部改定】景観重要公共施設の指定 第4章 景観まちづくりの推進 - 本市の景観資源や地域特性を活かした、目指すべき景観まちづくりと具体的な取組を設定します。 - 市民と協働しながら、「創造・整備」「保全・規制」「育成・協働」の3つの視点で総合的に景観まちづくりを推進します。 - 景観まちづくり物語 - 景観まちづくりの推進施策 - 推進施策の内容 - 推進スケジュール - 推進体制	本計画は、全市民との協働により市全体で景観まちづくりに取り組むため、景観法において規定する事項とともに、本市の景観形成の基本理念に基づいた、類型別・地域別景観形成方針を示し、景観まちづくりの推進に向けた取組を定めています。 【周南市景観計画の構成】 第1章 周南市の景観形成の現状と課題 - 本市における景観形成に関するこれまでの取組や市民意向を踏まえ、景観形成の現状と課題を整理します。 - 景観形成に関する取組状況 - 景観に関する市民意向 - 景観形成の現状と課題 第2章 景観形成の基本方針 【景観計画に定める事項】 - 景観計画に定めるべき、景観計画の区域を設定し、理念と目標に基づいた方針を設定します。 - 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係） - 景観形成の理念と目標 - 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第2項第2号関係） - 類型別、地域別景観形成方針の設定 【類型別】①山岳・河川・湖沼景観 ②海浜・島しょ景観 ③田園景観 ④歴史的景観 ⑤文化的景観 ⑥都市景観 ⑦まち・集落景観 【地域別】①都心部地域 ②西部地域 ③北西部地域 ④東部地域 ⑤島しょ部地域 ⑥北部地域 ⑦中山間部地域 第3章 行為の制限及びその他の事項 - 景観計画の定めるべき、行為の制限及び、その他の方針について設定します。 - 良好な景観の形成のための行為の制限（法第8条第2項第3号関係） - 景観形成重点地区の行為の制限（法第8条第2項第3号関係） - 景観重要建造物または樹木の指定の方針（法第8条第2項第4号関係） - 屋外広告物に関する行為の制限（法第8条第2項第5号イ関係） - 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第5号ロ関係） 第4章 景観まちづくりの推進 - 本市の景観資源や地域特性を活かした、目指すべき景観まちづくりと具体的な取組を設定します。 - 市民と協働しながら、「創造・整備」「保全・規制」「育成・協働」の3つの視点で総合的に景観まちづくりを推進します。 - 景観まちづくり物語 - 景観まちづくりの推進施策 - 推進施策の内容 - 推進スケジュール - 推進体制	改定内容の追記 最新法令を反映 最新法令を反映 最新法令を反映 最新法令を反映 最新法令を反映 改定内容の追記

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
第2章 景観形成の基本方針 1. 景観計画の区域 (法第8条第2項第1号関係) (1) 景観計画区域等の設定 周南市景観計画の区域は、周南市全域とします。 景観まちづくりを進めるにあたり、市全域を景観計画区域に設定し、市全域の基本理念と目標、景観形成の方針に基づき、市民と行政が一体となって景観まちづくりを進めます。また、景観計画区域を7つの地域に分け、地域の特性に応じた、主体的な取組による独自の景観まちづくりを進めます。景観形成に重点的に取り組む特定の地区を景観形成重点地区に指定し、景観まちづくりのモデルとなる景観形成を図ります。 ■景観まちづくりのイメージ 景観計画区域（周南市全域） 市全域で進める景観まちづくり - 市全域の基本理念と目標、類型別景観形成方針に基づき、一定の基準で景観を誘導する 地域で進める景観まちづくり - 地域別景観形成方針に基づき、各地域での主体的な取組による地域独自の景観まちづくりを進めるとともに、地域間の連携により効果的に景観まちづくりを進める（ワークショップからの景観まちづくりの実践） 景観形成重点地区 - 特定の地区を指定し、重点的に景観形成に取り組む	第2章 景観形成の基本方針 1. 景観計画の区域 (法第8条第2項第1号関係) (1) 景観計画区域等の設定 周南市景観計画の区域は、周南市全域とします。 景観まちづくりを進めるにあたり、市全域を景観計画区域に設定し、市全域の基本理念と目標、景観形成の方針に基づき、市民と行政が一体となって景観まちづくりを進めます。また、景観計画区域を7つの地域に分け、地域の特性に応じた、主体的な取組による独自の景観まちづくりを進めます。景観形成に重点的に取り組む特定の地区を景観形成重点地区に指定し、景観まちづくりのモデルとなる景観形成を図ります。 ■景観まちづくりのイメージ 景観計画区域（周南市全域） 市全域で進める景観まちづくり - 市全域の基本理念と目標、類型別景観形成方針に基づき、一定の基準で景観を誘導する 地域で進める景観まちづくり - 地域別景観形成方針に基づき、各地域での主体的な取組による地域独自の景観まちづくりを進めるとともに、地域間の連携により効果的に景観まちづくりを進める（ワークショップからの景観まちづくりの実践） 景観形成重点地区 - 特定の地区を指定し、重点的に景観形成に取り組む	現行ページ：15 ページ目

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
■景観計画区域等の設定 景観計画の区域 ・景観計画区域等の考え方を踏まえ、景観法第8条第2項第1号に規定する周南市景観計画区域を周南市全域とし、景観形成の基本理念と目標を全市民で共有し景観まちづくりに取り組みます。  周南市全域 地域別の区域 ・景観計画区域等の考え方を踏まえ、地域で進める景観まちづくりにおいては、7地域の地域別景観形成方針を設定します。  景観形成重点地区の区域 ・景観計画区域等の考え方を踏まえ、景観形成重点地区においては、都心軸地区と鹿野地区のそれぞれの景観形成方針を設定します。 	■景観計画区域等の設定 景観計画の区域 ・景観計画区域等の考え方を踏まえ、景観法第8条第2項第1号に規定する周南市景観計画区域を周南市全域とし、景観形成の基本理念と目標を全市民で共有し景観まちづくりに取り組みます。  周南市全域 地域別の区域 ・景観計画区域等の考え方を踏まえ、地域で進める景観まちづくりにおいては、7地域の地域別景観形成方針を設定します。  景観形成重点地区の区域 ・景観計画区域等の考え方を踏まえ、景観形成重点地区においては、都心軸地区と鹿野地区のそれぞれの景観形成方針を設定します。 	備考 現行ページ：16 ページ目 図の表現の修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
2. 景観形成の理念と目標 (1) 周南市における景観形成の理念 景観に対する基本的な考え方として、社会的産物としての景観の考えと景観を地域のまちづくりの核として捉える考えに分けて整理します。 【景観に対する考え方】 社会的産物としての景観 - 景観は社会的認知で景観資源となる 良好な景観とは、地域が有している景観的な価値が社会の中で認知されることで景観資源となります。すなわち、地域の行政や市民意識が作り上げるものといって過言ではありません。 - 景観行政は地域性格を反映する 中国地方各地においても、歴史的成過程や地域的同一性を有しながら、景観計画の対象や景観計画区域の指定状況にはそれぞれの特徴がみられます。景観法は地域の良好な景観づくりのため、地域によってその重点の置き方が異なっています。すなわち、「景観」というものをまちづくりの中でどう位置づけるかが問題といえます。 景観を地域のまちづくりの核として捉える - 地域（コミュニティ）があってこそ、景観が生まれる 景観とは人の五感（視覚が中心であるが、現在では聴覚、嗅覚、味覚、触覚も景観の要素とされる）を通して感じる事象です。すなわち、人があつてのことです。また、景観はその地域の自然や歴史、その営みが総体的に表れたものであり、地域そのものが創り出したものであるといえます。 - 地域で取り組みやすいこととしての景観 まちづくりの中でも、「景観」は目に見えることなので、地域住民にとって、わかりやすく、取り組みやすい項目といえます。また、地域の環境や暮らしと密着しているので、地域への誇りや愛着を醸成しやすい項目でもあります。 - 関連計画との運動による総合的な保全と創造 景観資源を取り巻く環境（自然・社会条件）も景観形成を進めるのに重要なものが多く存在します。これらすべてを本計画に包含することは不可能です。環境や産業振興など関連計画による総合的保護・創造計画として検討を行う必要があります。	2. 景観形成の理念と目標 (1) 周南市における景観形成の理念 本市の景観形成のための基本理念を次頁の体系図に基づき、次の3つに定めます。 周南市における景観形成の理念  <pre> graph TD A[景観の保全と創造による まちづくりを骨格に据える] --- B[地域に密着した物語性のある 景観形成を図る] A --- C[景観の保全と創造を 協働で進める] B --- D(景観の保全と創造による まちづくりを骨格に据える 地域の誇りを継承し、活性化を図る まちづくりのために) C --- D E[地域に密着した物語性のある 景観形成を図る 景観をわかりやすく、そして暮らしと 密着したものとするために] --- F() G[景観の保全と創造を 協働で進める 市民を主人公とし、広範な交流で 展開する仕組みをつくるために] --- F D --- F style F fill:none,stroke:#ccc </pre> 【景観に対する考え方】 景観に対する基本的な考え方として、社会的産物としての景観の考えと景観を地域のまちづくりの核として捉える考えに分けて整理します。 社会的産物としての景観 - 景観は社会的認知で景観資源となる 良好な景観（景観資源）とは、基本的に持っている価値を社会条件の中で、認識するものといえます。すなわち、地域の行政や市民意識が作り上げるものといって過言ではありません。 - 景観行政は地域性格を反映する 中国地方各地においても、歴史的成過程や地域的同一性を有しながら、景観計画の対象や景観計画地域の指定状況にはそれぞれの特徴がみられます。景観法は地域の良好な景観づくりのため、地域によってその重点の置き方が異なっています。すなわち、「景観」というものをまちづくりの中でどう位置づけるかが問題といえます。 景観を地域のまちづくりの核として捉える - 地域（コミュニティ）があってこそ、景観が生まれる 景観とは人の五感（視覚が中心であるが、現在では聴覚、嗅覚、味覚、触覚も景観の要素とされる）を通して感じる事象です。すなわち、人があつてのことです。また、景観はその地域の自然や歴史、その営みが総体的に表れたものであり、地域そのものが創り出したのものであるといえます。 - 地域で取り組みやすいこととしての景観 まちづくりの中でも、「景観」は目に見えることなので、地域住民にとって、わかりやすく、取り組みやすい項目といえます。また、地域の環境や暮らしと密着しているので、地域への誇りや愛着を醸成しやすい項目でもあります。 - 関連計画との運動による総合的な保全と創造 景観資源を取り巻く環境（自然・社会条件）も景観形成を進めるのに重要なものが多く存在します。これらすべてを本計画に包含することは不可能です。環境や産業振興など関連計画による総合的保護・創造計画として検討を行う必要があります。	現行ページ：17 ページ目 表現修正（位置の修正） 文言修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】	備考
本市の景観形成のための基本理念を次頁の体系図に基づき、次の 3 つに定めます。 【周南市における景観形成の理念】 		現行ページ：17 ページ目 表現修正（位置・図の修正）

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
		現行ページ：18 ページ目
【理念設定の体系図】 景観の現状と特質 1) 景観資源の豊富さと多様性 ・景観資源の豊富さ ・景観種別の多様性 ・景観の歴史的多層性 2) 景観の特質 ・景観を取り囲む自然環境の豊かさ ・交流で生まれた景観 ・地域に育まれた豊富な文化的な景観 ・活気に満ち、潤いある都心部の景観 ・中国地方屈指のコンビナート景観 3) 景観を守り育ててきたもの ・地域の主体性のある活動 ・景観を育んできた地域の暮らし ・官民の協働による市民活動の進展 景観の保全と創造の課題 1) 景観の保全に関する課題 ・地域社会の維持 ・景観資源を脅かす災害 ・公共施設整備による景観の不調和の是正 ・地域景観資源の調査の継続 ・景観保全の体制整備 ・新たな景観阻害要因への対応 2) 景観の創造に関する課題 ・地域の誇りと活力を生む景観の創造 ・景観を身近なものにしていくために ・枠に捉われない地域の特性を活かした創造 ・国内外との交流を視野において ・景観の創造における市民協働 「景観法」の理念 ・良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産 ・景観形成には、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和が不可欠 ・景観形成には、地域の個性を伸ばすよう多様な形成を図るべき ・景観形成には、観光や地域の活性化への配慮が必要 ・景観形成は、市民、事業者、行政の協働により進めるべき 景観に対する基本的な考え方 1) 社会的産物としての景観 ・景観は社会的認知で景観資源となる ・景観行政は地域性格を反映する 2) 景観を地域のまちづくりの核として捉える ・地域（コミュニティ）があっこそ、景観が生まれる ・地域で取り組みやすいこととしての景観 ・関連計画との連動による総合的な保全と創造 周南市景観形成のキーワード 誇り 活性化 わかりやすさ 暮らし 協働 交流 地域の誇りを継承し 活性化を図るまちづくり とするために 景観をわかりやすく そして暮らしと密着 したものとするために 市民を主人公とし、 広範な交流で展開する 仕組みをつくるために 周南市における景観形成の理念 景観の保全と創造による まちづくりを骨格に据える 地域に密着した物語性 のある景観形成を図る 景観の保全と創造を 協働で進める	【理念設定の体系図】 景観の現状と特質 1) 景観資源の豊富さと多様性 ・景観資源の豊富さ ・景観種別の多様性 ・景観の歴史的多層性 2) 景観の特質 ・景観を取り囲む自然環境の豊かさ ・交流で生まれた景観 ・地域に育まれた豊富な民俗景観 ・活気に満ち、潤いある都心部の景観 ・中国地方屈指のコンビナート景観 3) 景観を守り育ててきたもの ・地域の主体性のある活動 ・景観を育んできた地域の暮らし ・官民の協働による市民活動の萌芽と進展 景観の保全と創造の課題 1) 景観の保全に関する課題 ・地域社会の維持 ・景観資源を脅かす災害 ・公共施設整備による景観の不調和の是正 ・地域景観資源の調査の継続 ・景観保全の体制整備 2) 景観の創造に関する課題 ・地域の誇りと活力を生む景観の創造 ・景観を身近なものにしていくために ・枠に捉われない地域の特性を活かした創造 ・国内外との交流を視野において ・景観の創造における市民協働 「景観法」の理念 ・良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産 ・景観形成には、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和が不可欠 ・景観形成には、地域の個性を伸ばすよう多様な形成を図るべき ・景観形成には、観光や地域の活性化への配慮が必要 ・景観形成は、市民、事業者、行政の協働により進めるべき 景観に対する基本的な考え方 1) 社会的産物としての景観 ・景観は社会的認知で景観資源となる ・景観行政は地域性格を反映する 2) 景観を地域のまちづくりの核として捉える ・地域（コミュニティ）があっこそ、景観が生まれる ・地域で取り組みやすいこととしての景観 ・関連計画との連動による総合的な保全と創造 周南市景観形成のキーワード 誇り 活性化 わかりやすさ 暮らし 協働 交流 地域の誇りを継承し 活性化を図るまちづ くりとするために 景観をわかりやすく そして暮らしと密着し たものとするために 市民を主人公とし、広 範な交流で展開する仕 組みをつくるために 周南市における景観形成の理念 景観の保全と創造による まちづくりを骨格に据える 地域に密着した物語性 のある景観形成を図る 景観の保全と創造を 協働で進める 景観の保全と創造による まちづくりを骨格に据える 地域に密着した物語性 のある景観形成を図る 景観の保全と創造を 協働で進める 地域の誇りを継承し、活性化 を図るまちづくりとするた めに 景観をわかりやすく、そし て暮らしと密着したもの とするために 市民を主人公とし、広範な交 流で展開する仕組みをつ くるために	社会情勢の変化による景観課題を 追加 文言修正

「景観法」の理念

- ・良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産
- ・景観形成には、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和が不可欠
- ・景観形成には、地域の個性を伸ばすよう多様な形成を図るべき
- ・景観形成には、観光や地域の活性化への配慮が必要
- ・景観形成は、市民、事業者、行政の協働により進めるべき

景観に対する基本的な考え方

- 1) 社会的産物としての景観
 - ・景観は社会的認知で景観資源となる
 - ・景観行政は地域性格を反映する
- 2) 景観を地域のまちづくりの核として捉える
 - ・地域（コミュニティ）があつてこそ、景観が生まれる
 - ・地域で取り組みやすいこととしての景観
 - ・関連計画との連動による総合的な保全と創造

周南市景観形成のキーワード

誇り

活性化

わかりやすさ

暮らし

協働

交流

地域の誇りを継承し、活性化を図るまちづくりとするために

景観をわかりやすく、そして暮らしと密着したものとするために

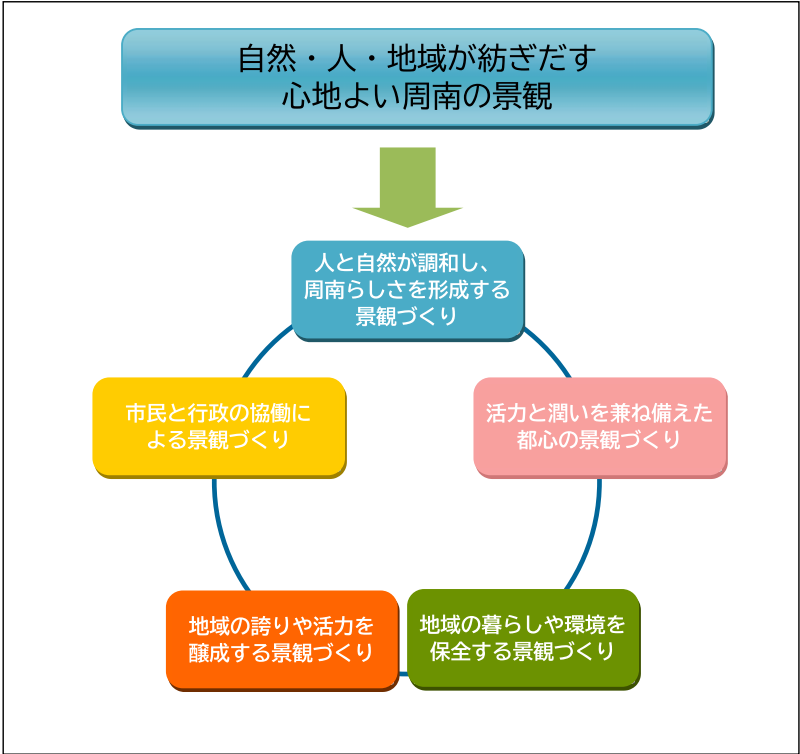
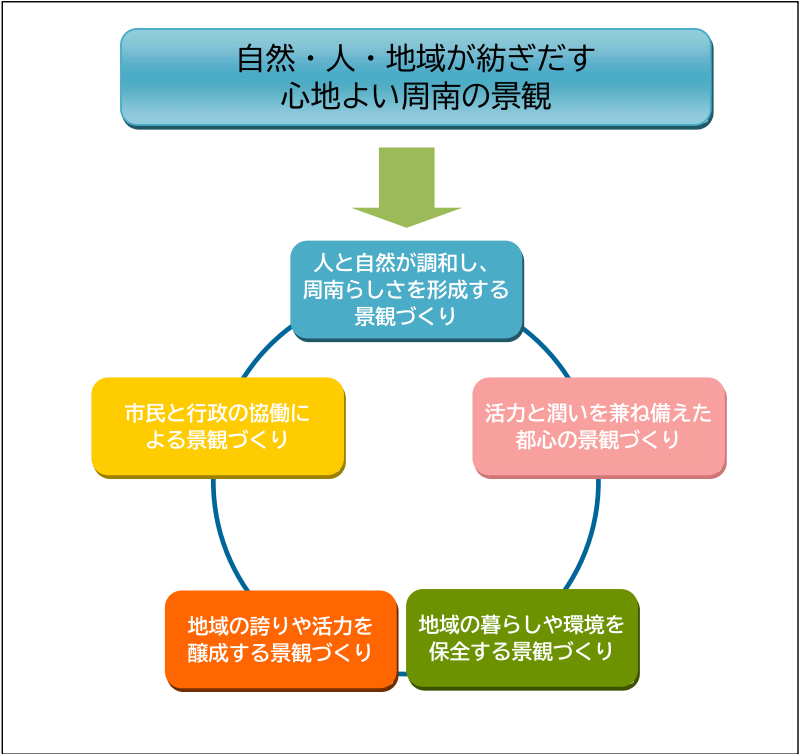
市民を主人公とし、広範な交流で展開する仕組みをつくるために

周南市における景観形成の理念

景観の保全と創造によるまちづくりを骨格に据える

地域に密着した物語性のある景観形成を図る

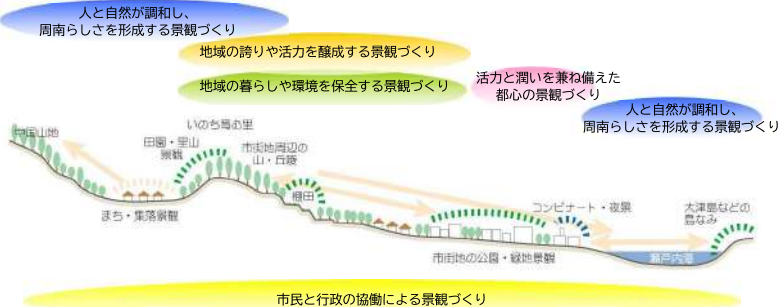
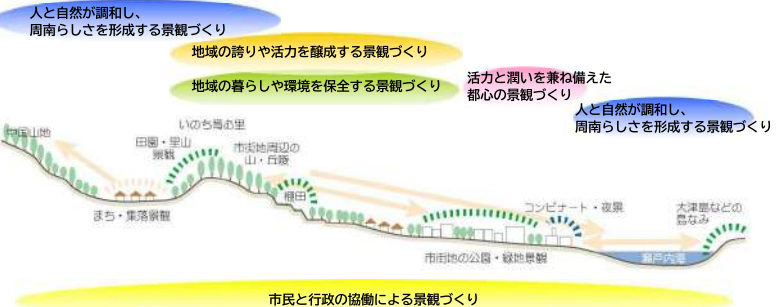
景観の保全と創造を協働で進める

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
(2) 景観形成の目標（将来像） 景観を構成する主体は「自然」「人」「地域」です。また、それらが協働して「紡ぎだす」ものといえます。そして、目指すべき将来像は市民や来訪者が、「日本のふるさと」を感じるような「心地よい」景観とします。 本市の景観の目標（将来像）のキャッチフレーズを、次のように設定します。 『自然・人・地域が紡ぎだす心地よい周南の景観』 【景観形成の目標（将来像）】 	(3) 景観形成の目標（将来像） 景観を構成する主体は「自然」「人」「地域」です。また、それらが協働して「紡ぎだす」ものといえます。そして、目指すべき将来像は市民や来訪者が、「日本のふるさと」を感じさせるような「心地よい」景観とします。 本市の景観の目標（将来像）のキャッチフレーズを、次のように設定します。 『自然・人・地域が紡ぎだす心地よい周南の景観』 【景観形成の目標（将来像）】 	現行ページ：19 ページ目 文言修正

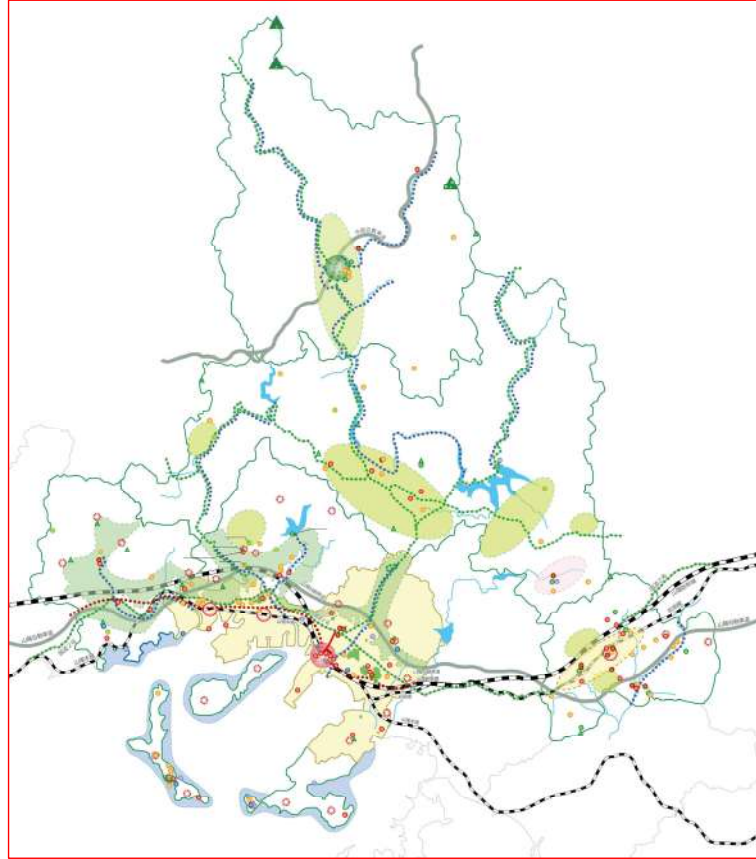
【新：改定素案】	【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】	備考
3. 良好な景観の形成に関する方針 （法第 8 条第 3 項関係） 景観形成に関する方針は、すでに市民とともに歩む目標として設定されている「周南市都市計画マスタープラン」「周南市立地適正化計画」「周南市緑の基本計画」の基本方向を参考に設定しました。 1）人と自然が調和し、周南らしさを形成する景観づくり 豊かな自然を継承し、市街地との調和を図る周南らしい景観の骨格づくりを図ります。 ○魅力ある都市的景観や自然景観の創出、保全（景観の骨格づくり） - 市街地を中心に、地域の歴史や文化等を踏まえて、魅力や賑わいを感じる都市的な景観や美しい街なみの創出や保全を図ります。また、周辺の自然景観と調和する景観の形成を図ります。また、島しょ部、海岸部、中山間部等における豊かな自然など、多彩な地域特性を活かし、安らぎと潤いを与える自然景観の保全を図ります。 - 社会情勢の変化に伴う新たな景観阻害要因（例：太陽光発電設備と都市的景観、自然的景観との不調和）について、他市や本市での問題の発生状況を把握しながら、景観阻害要因の影響が最小となるような対応の検討を進めます。 ○骨格となる自然資源の保全 - 本州で唯一のナベヅルの渡来地、瀬戸内海国立公園の島々、二級河川錦川の源流部など、豊かで美しい自然環境は、農林水産業の振興や都市住民との交流活動のほか、観光資源等への活用方策を検討し、保全を図ります。また、河川やダムは、市街地や周辺部において貴重な水辺空間であることから、地域を代表する潤いのある水辺景観として保全、活用を図ります。 ○市街地周辺の山並み、瀬戸内海の景観の保全、創出 - 市街地周辺の緑豊かな山地、瀬戸内海の自然海岸線は重要な景観であることから、この豊かな自然景観の保全や創出を図ります。	3. 良好な景観の形成に関する方針 （法第 8 条第 2 項第 2 号関係） 景観形成に関する方針は、すでに市民とともに歩む目標として設定されている「都市計画マスタープラン」「緑の基本計画」の基本方向と項目を<u>含ませるよう</u>に設定しました。 1）人と自然が調和し、周南らしさを形成する景観づくり 豊かな自然を継承し、市街地との調和を図る周南らしい景観の骨格づくりを図ります。 ○魅力ある都市的景観や自然的景観の創出、保全（景観の骨格づくり） - 市街地を中心に、地域の歴史や文化等を踏まえて、魅力や賑わいを感じる都市的な景観や美しい街なみの創出や保全を図ります。また、周辺の自然的景観と調和する景観の形成を図ります。また、島しょ部、海岸部、中山間部等における豊かな自然など、多彩な地域特性を活かし、安らぎと潤いを与える自然的な景観の保全を図ります。 ○骨格となる自然資源の保全 - 本州で唯一のナベヅルの渡来地、瀬戸内海国立公園の島々、二級河川錦川の源流部など、豊かで美しい自然環境は、農林水産業の振興や都市住民との交流活動のほか、観光資源等への活用方策を検討し、保全を図ります。また、河川やダムは、市街地や周辺部において貴重な水辺空間であることから、地域を代表する潤いのある水辺景観として保全、活用を図ります。 ○市街地周辺の山並み、瀬戸内海の景観の保全、創出 - 市街地周辺の緑豊かな山地、瀬戸内海の自然海岸線は重要な景観であることから、この豊かな自然景観の保全や創出を図ります。	現行ページ：20 ページ目 最新法令の反映 文言修正・上位計画の追加 社会情勢の変化による景観課題を追加

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
2）活力と潤いを兼ね備えた都心の景観づくり コンビナートや商業・業務地の活力を発展させつつ、緑や水が豊かな潤いのある景観づくりを図ります。 ○拠点地区における賑わいと活気を感じる景観の創出 ・鉄道駅周辺の拠点地区においては、駅前の幹線道路を景観軸として賑わいを感じるまち並み景観の創出を促進します。都心部の商業・業務地については、活気と賑わいを感じるまち並み景観の誘導と創出を事業者の協力を得て促進します。コンビナートや港の産業景観については、現在の美しい夜景をさらに高める演出と昼間も美しい色彩への誘導などを事業者の協力を得て促進します。 ○緑豊かな景観の保全、形成 ・大規模な公園・緑地については、市街地の拠点的な緑地空間として良好な景観の保全を図ります。また、新たな道路整備にあたっては、必要な道路機能を確保したうえで、地域の特徴や意向、景観に配慮した、潤いのある緑の空間の創出に努めます。	2）活力と潤いを兼ね備えた都心の景観づくり コンビナートや商業・業務地の活力を発展させつつ、緑や水が豊かな潤いのある景観づくりを図ります。 ○拠点地区における賑いと活気を感じる景観の創出 ・鉄道駅周辺の拠点地区においては、駅前の幹線道路を景観軸として賑いを感じるまち並み景観の創出を促進します。都心部の商業・業務地については、活気と賑わいを感じるまち並み景観の誘導と創出を事業者の協力を得て促進します。コンビナートや港の産業景観については、現在の美しい夜景をさらに高める演出と昼間も美しい色彩計画の誘導などを事業者の協力を得て促進します。 ○緑豊かな景観の保全、形成 ・大規模な公園・緑地については、市街地の拠点的な緑地空間として良好な景観の保全を図ります。また、主要な幹線道路については緑化の促進など良好な沿道景観の形成に努めます。	現行ページ：20 ページ目 文言修正 文言修正 文言修正 最新計画（緑の基本計画）の内容を反映

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
3）地域の暮らしや環境を保全する景観づくり 地域の暮らしや環境を保全するために、計画的な土地利用により、災害に強い自然環境の保全や住宅地の緑の保全を目指した景観づくりを図ります。 ○計画的な土地利用の規制、誘導 - 地域の自然的、社会的特性を考慮し、自然環境保全の観点から、都市計画法等の各種法令に基づき、計画的な土地利用の規制・誘導を図ることにより、景観の保全と創出を図ります。 また、周南市立地適正化計画における居住促進区域については、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することを目指しており、快適な居住環境の形成に貢献するため、良好な景観形成を重点的に推進します。 ○災害に強い自然環境の保全 - 山林の荒廃などによる自然災害の発生や地域の自然環境の破壊を抑制するため、地域の防災対策やコミュニティの維持により、災害に強い自然環境を保全し、山や河川などの景観資源の保全を図ります。 ○住宅地における緑豊かな潤いのある景観の保全、形成 - 住宅地においては、地区計画や建築協定の活用を検討し、地域住民との協働により景観の保全、形成を図ります。また、事業者と連携して、適正な緩衝緑地帯の保全、創出を図るとともに、宅地開発等が行われる際には、周囲の環境と調和したものとなるように、都市計画等の施策に基づき、事業者への指導の徹底と誘導を図ります。 4）地域の誇りや活力を醸成する景観づくり それぞれの地域の個性を活かし、その地域の誇りや活力を醸成する景観づくりを図ります。 ○歴史資源と調和した安らぎを感じる景観の保全 - 文化財や史跡等、点在する地域固有の歴史資源を保全し、周辺地域において歴史資源と調和し安らぎを感じる個性的な景観の保全を図ります。 ○地域特性に応じた自然資源の保全 - 地域における山と海に囲まれた豊かで美しい自然との共生を基本に、地域特性に応じた自然資源の保全と活用を地域住民とともに推進します。特に身近な里山の整備、農地の保全を促進します。 ○公共施設における親しみをを感じる景観形成の推進 - 周辺の景観形成に及ぼす影響が大きいと考えられる公的空間（道路、河川、港湾、公園・緑地、公共建築物など）の景観形成について、長期にわたり統一したルールにより推進するために、周南市公共施設景観形成ガイドラインを定めます。本ガイドラインをもとに、地域の歴史や文化、周辺の環境、景観に調和するデザインの採用を推進します。	3）地域の暮らしや環境を保全する景観づくり 地域の暮らしや環境を保全するために、計画的な土地利用により、災害に強い自然環境の保全や住宅地の緑の保全を目指した景観づくりを図ります。 ○計画的な土地利用の規制、誘導 - 地域の自然的、社会的特性を考慮し、自然環境保全の観点から、都市計画法等の各種法令に基づき、計画的な土地利用の規制・誘導を図ることにより、景観の保全と創出を図ります。 ○災害に強い自然環境の保全 - 山林の荒廃などによる自然災害の発生や地域の自然環境の破壊を抑制するため、地域の防災対策やコミュニティの維持により、災害に強い自然環境を保全し、山や河川などの景観資源の保全を図ります。 ○住宅地における緑豊かな潤いのある景観の保全、形成 - 住宅地においては、地区計画や建築協定の活用を検討し、地域住民との協働により景観の保全、形成を図ります。また、事業者と連携して、適正な緩衝緑地帯の保全、創出を図ります。また、宅地開発等が行われる際には、周囲の環境と調和したものとなるように、都市計画等の施策に基づき、事業者への指導の徹底と誘導を図ります。 4）地域の誇りや活力を醸成する景観づくり それぞれの地域の個性を活かし、その地域の誇りや活力を醸成する景観づくりを図ります。 ○歴史資源と調和した安らぎを感じる景観の保全 - 文化財や史跡等、点在する地域固有の歴史資源を保全し、周辺地域において歴史資源と調和し安らぎを感じる個性的な景観の保全を図ります。 ○地域特性に応じた自然資源の保全 - 地域における山と海に囲まれた豊かで美しい自然との共生を基本に、地域特性に応じた自然資源の保全と活用を地域住民とともに推進します。特に身近な里山の整備、農地の保全を促進します。 ○公共施設における親しみをを感じる景観形成の推進 - 周辺地域においては公共施設の景観に果たす役割が大きいことから、学校や公民館をはじめとする公共施設の整備に際しては、地域の歴史や文化、周辺の環境、景観に配慮し、親しみをを感じるデザインの採用を推進します。	現行ページ：21 ページ目 最新の上位計画の内容を反映 文言修正 公共施設景観形成ガイドラインを反映

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
5）市民と行政の協働による景観づくり 市民が景観づくりに参画できる環境づくりをし、市民とともに歩む景観づくりを図ります。 ○市民の景観によるまちづくりの意識の醸成 - 本市では、景観計画の策定時に CAA（市民と行政による委員会）などを開催し、周南らしい景観について市民と行政が協働で考えてきました。そのような経緯を踏まえ、今後も市民が協働する仕組みの構築・推進に努め、意識の啓発や情報発信などに努めます。 ○市民意見を踏まえた協働による景観形成 - 公共施設や道路の整備に際しては、計画段階から市民の意見や要望を取り入れながら市民と行政の協働により景観の形成を図ります。また、市民との協働による緑化運動を通じて、市民の参画による景観形成を図ります。 市民参画による施設づくりとして、景観整備機構による都心部における良好な景観を形成するための事業の推進を支援します。 ○市民協働による自然環境や歴史、文化等の資源の保全、活用 - 地域住民やボランティア団体等との協働により、荒廃が進んでいる農地や森林における潤いのある自然の再生、河川の持つ潤いのある空間や水資源としての重要性の再認識に努め、河川や森林の保全を促進します。 - また、主に中山間地域の自然や歴史、文化等の地域資源を有効活用した観光を推進することにより、自然や歴史、文化等の地域資源の保全と活用を促進します。 ○市民協働による景観の維持・管理の促進 - 市民参画による施設づくりやその管理運営などを促進するとともに、公共施設の緑化や市民の緑化活動により都市内緑化を促進します。また、街路樹や道路空間については、沿道の市民と協働により引き続き適正な維持・管理を図ります。 ■周南市の景観特性と基本方針 	5）市民と行政の協働による景観づくり 市民が景観づくりに参画でき環境づくりをし、市民とともに歩む景観づくりを図ります。 ○市民の景観によるまちづくりの意識の醸成 - 本市では、C A A（市民と行政による委員会）などを開催し、周南らしい景観について市民と行政が協働で考えてきました。今後も、<u>このような活動を市内の各地に拡げ、</u>意識の啓発や情報発信などに努めます。 ○市民意見を踏まえた協働による景観形成 - 公共施設や道路の整備に際しては、計画段階から市民の意見や要望を取り入れながら市民と行政の協働により景観の形成を図ります。また、市民との協働による緑化運動、<u>花いっぱい運動</u>を通じて、市民の参画による景観形成を図ります。 ○市民協働による自然環境の保全、活用 - 地域住民やボランティア団体等との協働により、荒廃が進んでいる農地や森林における潤いのある自然の再生、河川の持つ潤いのある空間や水資源としての重要性の再認識に努め、河川や森林の保全を促進します。 - また、<u>都市部の人たちが緑豊かな農村地域において自然・文化・人々との交流を体験することのできる「グリーンツーリズム」等を実施し、自然を活用した「都市と農山村との交流」の活性化により自然環境の保全と活用を促進します。</u> ○市民協働による景観の維持・管理の促進 - 市民参画による施設づくりやその管理運営などを促進するとともに、公共施設の緑化や市民の緑化活動により都市内緑化を促進します。また、街路樹や道路空間については、沿道の市民と協働により引き続き適正な維持・管理を図ります。 ■周南市の景観特性と基本方針 	現行ページ：22 ページ目 文言修正 文言修正 景観整備機構の追加 文言修正 最新計画（緑の基本計画）の内容を反映

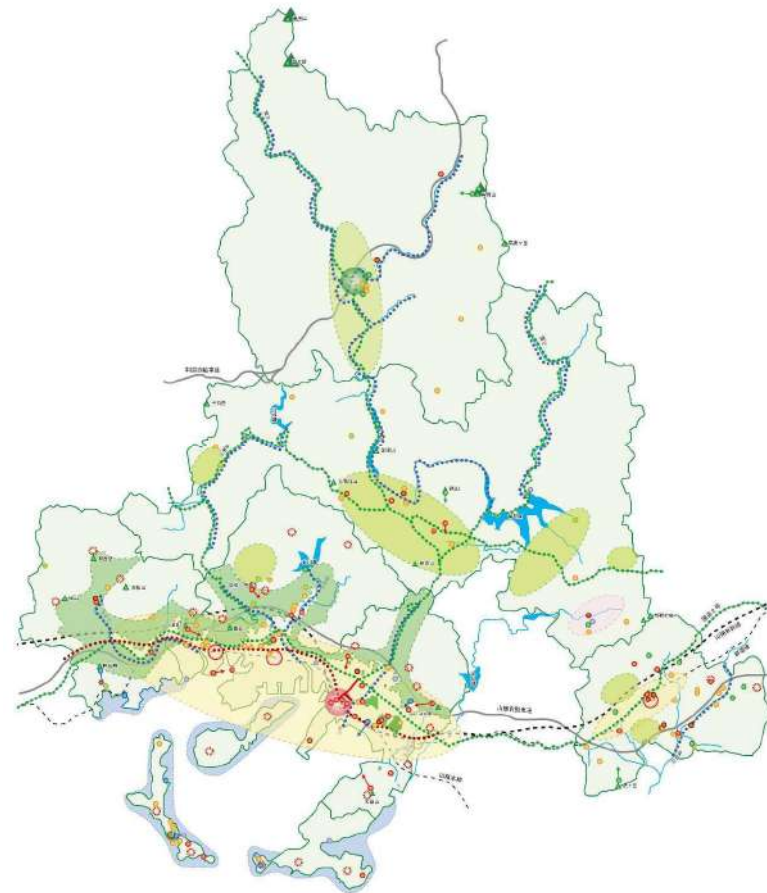
■景観形成の方針図



凡 例	
景観形成方針	景観資源
● 本市の顔づくり（景観形成重点地区） ○ 歴史的景観の保全（景観形成重点地区） ○ 拠点地区の景観形成 ● 大規模な公園・緑地等 ○ 眺望点 ▲ 周囲の1000m級の山々 ●●●●● 旧山陽道	●●●●● 沿道景観の形成 ●●●●● 河川景観の保全・地域間連携 ●●●●● 市街地の都市景観の形成 ●●●●● 市街地周辺の山並み景観の保全 ●●●●● 海岸部・島しょ部の景観保全 ●●●●● 田園景観の保全 ●●●●● ナベヅル越冬地の自然景観の保全 ▲ 山岳・河川・湖沼景観 ● 海岸・島しょ景観 ○ 田園景観 ○ 歴史的景観 ○ 文化的景観 ○ 都市景観 ○ まち・集落景観



■景観形成の方針図



凡 例	
景観形成方針	景観資源
● 本市の顔づくり（景観形成重点地区） ○ 歴史的景観の保全（景観形成重点地区） ○ 拠点地区の景観形成 ● 大規模な公園・緑地等 ○ 眺望点 ▲ 周囲の1000m級の山々 ●●●●● 旧山陽道	●●●●● 沿道景観の形成 ●●●●● 河川景観の保全・地域間連携 ●●●●● 市街地の都市景観の形成 ●●●●● 市街地周辺の山並み景観の保全 ●●●●● 海岸部・島しょ部の景観保全 ●●●●● 田園景観の保全 ●●●●● ナベヅル越冬地の自然景観の保全 ▲ 山岳・河川・湖沼景観 ● 海岸・島しょ景観 ○ 田園景観 ○ 歴史的景観 ○ 文化的景観 ○ 都市景観 ○ まち・集落景観



現行ページ：23 ページ目

表現修正

【新：改定素案】

4. 類型別、地域別景観形成方針の設定

(1) 類型別景観形成、地域別景観形成の考え方

地域の特色ある景観まちづくりに取り組むため、市全域を景観計画区域に設定した上で、類型別景観方針と地域別景観方針を定めます。

本市における景観形成方針の体系として、7つの類型別景観形成方針と7つの地域別景観形成方針が相互連携した景観まちづくりに取り組みます。

【類型別（7つ）×地域別（7つ）の景観形成方針】

類型 地域	山岳・河川・湖沼 景観	海浜・島しょ 景観	田園景観	歴史的 景観	文化的 景観	都市景観	まち・集落 景観
都心部 地域							
西部 地域							
北西部 地域							
東部 地域							
島しょ部 地域							
北部 地域							
中山間部 地域							

類型別景観形成方針

地域別景観形成方針

※本計画における文化的景観は、文化財保護法第2条第1項第5号で定義されるものとは異なり、風土に根ざして営まれてきた人の生活や生業のあり方を表す景観や、自然と共生するなかで育んできた原風景、伝統的な祭りや伝統芸能など、人の文化的活動によって生まれる景観を意味するものとします。

【旧：現行（平成23年6月策定）】

4. 類型別、地域別景観形成方針の設定

(1) 類型別景観形成、地域別景観形成の考え方

地域の特色ある景観まちづくりに取り組むため、市全域を景観計画区域に設定した上で、類型別景観方針と地域別景観方針を定めます。

本市における景観形成方針の体系として、7つの類型別景観形成方針と7つの地域ごとの独自の景観形成方針が相互連携した景観まちづくりに取り組みます。

【類型別（7つ）×地域別（7つ）の景観形成方針】

類型 地域	山岳・河川・湖沼 景観	海浜・島しょ 景観	田園景観	歴史的 景観	文化的 景観	都市景観	まち・集落 景観
都心部 地域							
西部 地域							
北西部 地域							
東部 地域							
島しょ部 地域							
北部 地域							
中山間部 地域							

類型別景観形成方針

地域別景観形成方針

文化的景観の定義を追加

備考

現行ページ：24 ページ目

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
①山岳・河川・湖沼景観 山並み、河川、湖沼など、本市の地形や気候の中から自然に生成されてきた、山や川、草、木などの自然の景観資源です。 【山岳・河川・湖沼景観形成方針】 まち・集落の背景となる山岳、河川などの自然景観の保全・活用 ○多様な自然の景観の保全 中国山脈や市街地周辺に連なる山岳、中山間部から市街地に流れる河川などの自然資源は、市の景観形成の骨格となっています。これらの自然資源は、市街地やまち・集落の背景となっており、景観形成の重要な要素として保全を図ります。 ○広大な面積を占める山岳・河川・湖沼からの眺望景観の活用 山岳・河川・湖沼の景観は、最も広大な面積を占めるものです。急峻な山岳そして渓谷、錦川の源流、菅野湖などのダム湖、田園と丘陵地帯の緑、市街地周辺の眺望点ともなっている山々など様々な景観が見られます。これらの眺望景観は本市を特徴づける景観資源となっているため、保全を図ります。 【主な景観資源】 ◇中国山脈の自然景観 長野山 高瀬峡 ◇河川、湖沼などの水辺景観 富田川 ◇市街地周辺の丘陵景観 市街地を囲む山々の緑	①山岳・河川・湖沼景観 山並み、河川、湖沼など、本市の地形や気候の中から自然に生成されてきた、山や川、草、木などの自然の景観資源です。 【山岳・河川・湖沼景観形成方針】 まち・集落の背景となる山岳、河川などの自然景観の保全・活用 ○多様な自然の景観の保全 中国山脈や市街地周辺に連なる山岳、中山間部から市街地に流れる河川などの自然資源は、市の景観形成の骨格となっています。これらの自然資源は、市街地やまち・集落の背景となっており、景観形成の重要な要素として保全を図ります。 ○広大な面積を占める山岳・河川・湖沼からの眺望景観の活用 山岳・河川・湖沼の景観は、最も広大な面積を占めるものです。急峻な山岳そして渓谷、錦川の源流、菅野湖などのダム湖、田園と丘陵地帯の緑、市街地周辺の眺望点ともなっている山々など様々な景観が見られます。これらの眺望景観は本市を特徴づける景観資源となっており、<u>これらの眺望景観の保全を図ることによって、本市の良好な景観のPRや地域活性化の資源として活用します。</u> 【主な景観資源】 ◇中国山脈の自然景観 長野山 高瀬峡 ◇河川、湖沼などの水辺景観 富田川 ◇市街地周辺の丘陵景観 市街地を囲む山々の緑	現行ページ：26 ページ目 文言修正 写真の差し替え

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
②海浜・島しょ景観 瀬戸内海の自然海岸、島並みなど自然に生成されてきた景観資源です。 【海浜・島しょ景観形成方針】 瀬戸内海の島々の眺望景観や海岸線の自然と調和した景観の保全・活用 ○都心部から身近に望める瀬戸内海の景観の保全 「鼓海」と称される美しい瀬戸内海と島々が形成する景観は、本市を代表するものであり、それも都心部から身近に望めるものとなっています。市街地からも、また市街地周辺の丘陵部から望む瀬戸内海の景観は素晴らしいものです。これらの瀬戸内海の島々の眺望景観や海岸線の自然景観は、瀬戸内海の特徴的な多島美として保全します。 ○島しょ部の豊かな景観の保全・活用 瀬戸内海には仙島、黒髪島、大津島などの島々が多数ありますが、黒髪島常緑樹林（黒髪山）、自然海浜保全地区（刈尾）など様々な景観が見られます。島々の景観は瀬戸内海の貴重な自然資源として保全を図るとともに、観光資源としても活用し、都市部との連携を図りながら地域の活性化につなげます。 【主な景観資源】 ◇自然海岸  長田海岸 ◇島の自然景観  大島地区 ◇瀬戸内海の島並み  大津島  太華山から望む瀬戸内海 ②海浜・島しょ景観 瀬戸内海の自然海岸、島並みなど自然に生成されてきた景観資源です。 【海浜・島しょ景観形成方針】 瀬戸内海の島々の眺望景観や海岸線の自然と調和した景観の保全・活用 ○都心部から身近に望める瀬戸内海の景観の保全 「鼓海」と称される美しい瀬戸内海と島々が形成する景観は、本市を代表するものであり、それも都心部から身近に望めるものとなっています。市街地からも、また市街地周辺の丘陵部から望む瀬戸内海の景観は素晴らしいものです。これらの瀬戸内海の島々の眺望景観や海岸線の自然景観は、瀬戸内海の特徴的な多島美として保全します。 ○島しょ部の豊かな景観の保全・活用 瀬戸内海には仙島、黒髪島、大津島などの島々が多数ありますが、黒髪島常緑樹林（黒髪山）、自然海浜保全地域など様々な景観が見られます。島々の景観は瀬戸内海の貴重な自然資源として保全を図るとともに、海水浴場などの観光資源としても活用し、都市部との連携を図りながら地域の活性化につなげます。 【主な景観資源】 ◇自然海岸  長田海岸 ◇島の自然景観  大島地区 ◇瀬戸内海の島並み  大津島  太華山から望む瀬戸内海 現行ページ：27 ページ目 文言修正 時点修正 写真の差し替え		

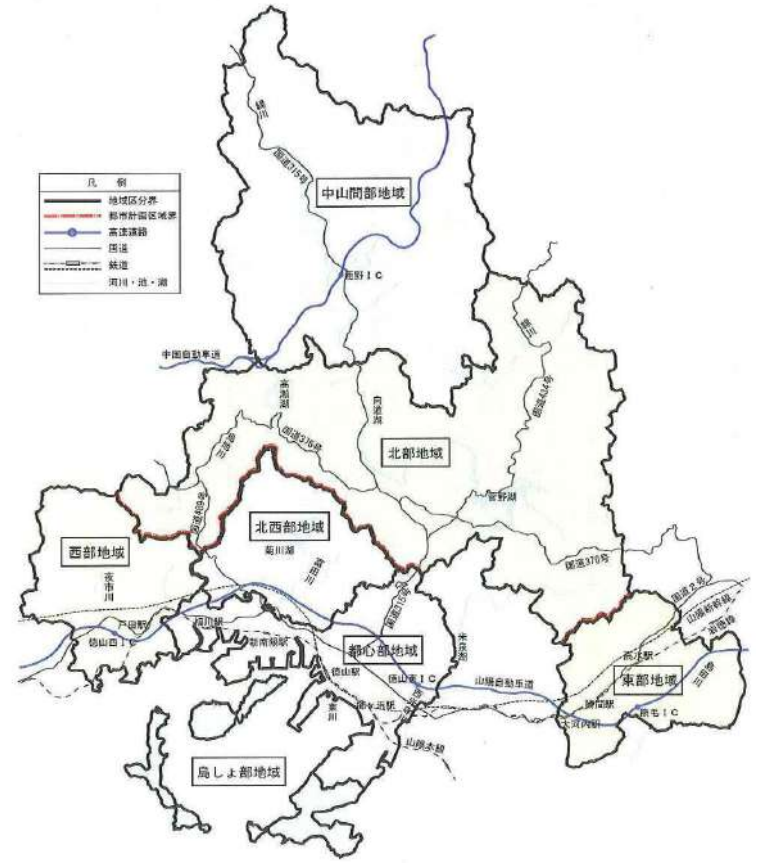
【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
③田園景観 地域や集落に広がる田園風景や地形を生かした生業から生まれた棚田や茶畑などの景観資源です。 【田園景観形成方針】 地形を生かした棚田や地域の生業を支える田園景観の保全・継承 ○地形を生かした多様な田園景観の保全 本市は、中国山脈からつながる山間部、続いて南に緩やかに傾斜した丘陵部、そして河川流域に散在する平野部と多様な地形があります。その地形に即した農業が営まれてきました。山間部に多くみられる棚田、丘陵部を利用した茶畑や果樹園、河川流域に広がる水田の田園景観など、地域を特徴づける景観資源として保全します。 ○地域で培われた田園景観の保全・継承 特に市内各所にみられる棚田は地形を生かし、地域の生業を支える景観であり、地域特性の一つです。これらは、地域に住む人々が長い時間をかけて培ってきた貴重な文化的景観でもあります。少子高齢化が進展するなかで、棚田などの維持が困難な状況ですが、地域活動との連携や地域間の連携により、地域の生活と一体となった景観資源として、集落の維持とともに保全・継承を図ります。 【主な景観資源】 ◇平野部の田園景観  田園風景（長穂地区）  島田川流域田園地帯 ◇山間部・丘陵部の田園景観  四熊の棚田  高瀬の茶畑	③田園景観 地域や集落に広がる田園風景や地形を生かした生業から生まれた棚田や茶畑などの景観資源です。 【田園景観形成方針】 地形を生かした棚田や地域の生業を支える田園景観の保全・継承 ○地形を生かした多様な田園景観の保全 本市は、中国山脈からつながる山間部、続いて南に緩やかに傾斜した丘陵部、そして河川流域に散在する平野部と多様な地形があります。その地形に即した農業が営まれてきました。山間部に多くみられる棚田、丘陵部を利用した茶畑や果樹園、河川流域に広がる水田の田園景観など、地域を特徴づける景観資源として保全します。 ○地域で培われた田園景観の保全・継承 特に市内各所にみられる棚田は地形を生かし、地域の生業を支える景観であり、地域特性の一つです。これらは、地域に住む人々が長い時間をかけて培ってきた貴重な文化的景観でもあります。少子高齢化が進展するなかで、棚田などの維持が困難な状況ですが、地域活動との連携や地域間の連携により、地域の生活と一体となった景観資源として、集落の維持とともに保全・継承を図ります。 【主な景観資源】 ◇平野部の田園景観  田園風景（長穂地区）  島田川流域田園地帯 ◇山間部・丘陵部の田園景観  四熊の棚田  高瀬の茶畑	現行ページ：28 ページ目 写真の差し替え

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
④歴史的景観 寺社、史跡・名勝などの単体や歴史的なまち並みや街道などの面・線的なものであり、長い歴史の中で醸成された景観資源や、地域の由来を感じさせる景観資源です。 【歴史的景観形成方針】 山陽道や山代街道の街道景観や寺社などの歴史的な景観の保全と周辺との調和 ○豊かな歴史性を備える景観の保全 景観資源の歴史的多層性も豊富で、どの時代においても地域と密着した貴重な景観が存在しています。若山城跡や勝栄寺などの文化資源とともに、産業都市としての道を歩んできたコンビナートや港等の産業資源も多く点在しています。これらの歴史的な資源は、地域を特徴づける景観資源とともに、本市の財産として保全・継承を図ります。 ○歴史が地域を結ぶ街道景観の保全と調和 古代、律令国家唯一の大路「山陽道」が通り、平野駅家が置かれていたことに始まり、近世には富田、福川、呼坂が山陽道の宿駅、市場町として栄え、今も名残をとどめています。萩市と岩国市を結ぶ「山代街道」は、街道の拠点として本陣が置かれ、この地域の交易の中心となるなど街道景観が残されています。これらの街道景観は地域間を結ぶ歴史的な景観資源であり、周辺との調和により、線のつながりから面的な広がりへと波及し、歴史的なまち並みの形成を図ります。 【主な景観資源】 ◇史跡・名勝等の歴史景観  漢陽寺（名庭・曲水の庭） ◇寺社等の歴史景観  遠石八幡宮 ◇まち並みの歴史景観  鹿野地区のまち並み  土井地区のまち並み	④歴史的景観 寺社、史跡・名勝などの単体や歴史的なまち並みや街道などの面・線的なものであり、長い歴史の中で醸成された景観資源や、地域の由来を感じさせる景観資源です。 【歴史的景観形成方針】 山陽道や山代街道の街道景観や寺社などの歴史的な景観の保全と周辺との調和 ○豊かな歴史性を備える景観の保全 景観資源の歴史的多層性も豊富で、どの時代においても地域と密着した貴重な景観が存在しています。若山城跡や勝栄寺などの文化資源とともに、産業都市としての道を歩んできたコンビナートや港等の産業資源も多く点在しています。これらの歴史的な資源は、地域を特徴づける景観資源とともに、本市の財産として保全・継承を図ります。 ○歴史が地域を結ぶ街道景観の保全と調和 古代、律令国家唯一の大路「山陽道」が通り、平野駅家が置かれていたことに始まり、近世には富田、福川、呼坂が山陽道の宿駅、市場町として栄え、今も名残をとどめています。萩市と岩国市を結ぶ「山代街道」は、街道の拠点として本陣が置かれ、この地域の交易の中心となるなど街道景観が残されています。これらの街道景観は地域間を結ぶ歴史的な景観資源であり、周辺との調和により、線のつながりから面的な広がりへと波及し、歴史的なまち並みの形成を図ります。 【主な景観資源】 ◇史跡・名勝等の歴史景観  漢陽寺（名庭・曲水の庭） ◇寺社等の歴史景観  遠石八幡宮 ◇まち並みの歴史景観  鹿野地区のまち並み  土井地区のまち並み	現行ページ：29 ページ目 <

【新：改定素案】	【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】	備考
⑤文化的景観 風土に根ざして営まれてきた人の生活や生業のあり方を表す景観や、自然と共生するなかで育んできた原風景、伝統的な祭りや伝統芸能など、人の文化的活動によって生まれる景観です。 【文化的景観形成方針】 地域の暮らしや生業・行事・活動から生まれる文化的な景観の保全・継承 ○地域の暮らしとともにある豊富な文化的な景観の保全 各地域には、地域の歴史や自然に育まれた特徴的な景観資源が残っており、特に、八代地区には、本州唯一のナベヅルの渡来地としての文化的な景観があります。それとともに、地域の温泉資源や、農業の豊作を祝う祭り、海の安全を祈願する行事など、地域特有の景観資源が残っています。 これらは、地域の暮らしや生業、行事などから育まれた景観であり、地域特有の文化的景観として保全・継承を図ります。 ○歴史的人物の顕彰と現代美術・イベント保全・継承 本市ゆかりの人物は多く、市民の手によって顕彰されています。また、野外彫刻などのパブリックアートが多く設置されてきたことや代表的な冬のイベント「周南冬のツリーまつり」などは現代の文化的な景観と言えます。 現代的なアートやイベントも地域の賑わいにつながる文化的な景観として、イベントの継承や地域資源の保全・活用を図ります。 【主な景観資源】 ◇風土や歴史から生まれた文化的な景観  八代のナベヅル ◇伝統的な祭り、伝統芸能  杵島の貴船神社夏祭り ◇現代の文化的な景観  びーえっちどおりパブリックアート  サンフェスタしんなんよう	⑤文化的景観 風土に根ざして営まれてきた人の生活や生業のあり方を表す景観や、自然と共生するなかで育んできた原風景、伝統的な祭りや伝統芸能など、人の文化的活動によって生まれる景観です。 【文化的景観形成方針】 地域の暮らしや生業・行事・活動から生まれる文化的な景観の保全・継承 ○地域の暮らしとともにある豊富な文化的な景観の保全 各地域には、地域の歴史や自然に育まれた特徴的な景観資源が残っており、特に、八代地区には、本州唯一のナベヅルの渡来地としての文化的な景観があります。それとともに、地域の温泉資源や、農業の豊作を祝う祭り、海の安全を祈願する行事など、地域特有の景観資源が残っています。 これらは、地域の暮らしや生業、行事などから育まれた景観であり、地域特有の文化的な景観として保全・継承を図ります。 ○歴史的人物の顕彰と現代美術・イベント保全・継承 本市ゆかりの人物は多く、市民の手によって顕彰されています。また、野外彫刻などのパブリックアートが多く設置されてきたことや代表的な冬のイベント「ツリーまつり」などは現代の文化的な景観と言えます。 現代的なアートやイベントも地域の賑わいにつながる文化的な景観として、イベントの継承や地域資源の保全・活用を図ります。 【主な景観資源】 ◇風土や歴史から生まれた文化的な景観  八代のナベヅル ◇伝統的な祭り、伝統芸能  杵島の貴船まつり ◇現代の文化的な景観  びーえっち通りパブリックアート  サンフェスタしんなんよう	現行ページ：30 ページ目 時点修正 写真の差し替え 時点修正 文言修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
⑥都市景観 都市に暮らす人の営みによって生成された景観資源が対象です。人工的な要素が強いものを都市の景観として捉えます。 【都市景観形成方針】 市民の活動から生まれる都市の賑わい景観と臨海部の産業景観の創出・育成 ○中国地方の中核都市としての都市景観の創出 中核都市としての都市機能を有した交通拠点や商業・業務の都心景観があり、また、街路樹や公園などの緑が豊富で、潤いのある景観が特徴的です。臨海部では産業的な土地利用がなされ、コンビナートの景観は都市部のシンボルとしての特徴があります。 これらの都市景観は本市の顔となる景観資源として、市民の活動とともに賑わいのある景観の創出を図ります。 ○周辺地域の都市的景観の創出・育成 周辺地域では、市街地を望める眺望景観が、本市の景観に関する共通意識の形成に寄与しているとともに、それぞれの地域に親しまれる公園・緑地があります。 日常生活から地域の景観意識を高めるために、地域に親しまれる景観資源の創出と育成を図ります。 【主な景観資源】 ◇都心の景観 臨海部を結ぶ周南大橋 ◇伝統的な祭り、伝統芸能 桜並木が美しい徳山港線 ◇眺望景観 若山城跡からの眺望 ◇公園・緑地景観 永源山公園	⑥都市景観 都市に暮らす人の営みによって生成された景観資源が対象です。人工的な要素が強いものを都市の景観として捉えます。 【都市景観形成方針】 市民の活動から生まれる都市の賑わい景観と臨海部の産業景観の創出・育成 ○中国地方の中核都市としての都市景観の創出 中核都市としての都市機能を有した交通拠点や商業・業務の都心景観があり、また、街路樹や公園などの緑が豊富にあり、潤いのある景観が特徴的です。臨海部では産業的な土地利用がなされ、コンビナートの景観は都市部のシンボルとしての特徴があります。 これらの都市景観は本市の顔となる景観資源として、市民の活動とともに賑わいのある景観の創出を図ります。 ○周辺地域の都市的景観の創出・育成 周辺地域では、市街地を望める眺望景観が、本市の共通意識の形成に寄与しているとともに、それぞれの地域に親しまれる公園・緑地があります。 日常生活から地域の共通意識を高めるために、地域に親しまれる景観資源の創出と育成を図ります。 【主な景観資源】 ◇都心の景観 臨海部を結ぶ周南大橋 ◇伝統的な祭り、伝統芸能 桜並木が美しい徳山港線 ◇眺望景観 若山城跡からの眺望 ◇公園・緑地景観 永源山公園	現行ページ：31 ページ目 文言修正 文言修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
⑦まち・集落景観 人の営みによって生成された景観資源のうち、周辺のまち（地域拠点）や農山漁村集落などの景観です。 【まち・集落景観形成方針】 市民の生活に密着した住宅地や集落の生活景観の創出・育成 ○生活の拠点となるまち・集落景観の創出・育成 豊かな自然とともに、先人達が築き守ってきたまち・集落が周辺部に広く点在しています。山間部には、自然と田園に調和した美しい集落が多く見られます。島しょ部では、漁村など島の集落が守り受け継がれてきました。 これらの地域は、地域住民の生活拠点として、地域の活動と連携しながら、地域特有の景観資源を育成します。 ○暮らしと密着したまち・集落景観の保全・育成 地域の中心地、山間部、島しょ部には暮らしと密着したまち・集落景観が点在し、地域の景観を構成しています。各地域にはその景観を楽しんでめぐることができる散策コースが多くあります。 地域の生活とともに育まれてきたまち・集落の生活景観においては、日常の暮らしの中で景観意識を高め、地域特有の景観資源の保全と育成を図ります。 【主な景観資源】 ◇農山漁村の景観 赤瓦の集落（大道理） ◇島しょ部の景観 馬島漁港 ◇地域拠点（まち）の景観 夢ヶ丘の地区計画 須々万地区のまち並み	⑦まち・集落景観 人の営みによって生成された景観資源のうち、周辺のまち（地域拠点）や農山漁村集落などの景観です。 【まち・集落景観形成方針】 市民の生活に密着した住宅地や集落の生活景観の創出・育成 ○生活の拠点となるまち・集落景観の創出・育成 豊かな自然とともに、先人達が築き守ってきたまち・集落が周辺部に広く点在しています。山間部には、自然と田園に調和した美しい集落が多く見られます。島しょ部では、漁村など島の集落が守り受け継がれてきました。 これらの地域は、地域住民の生活拠点として、地域の活動と連携しながら、地域特有の景観資源を育成します。 ○暮らしと密着したまち・集落景観の保全・育成 地域の中心地、山間部、島しょ部には暮らしと密着したまち・集落景観が点在し、地域の景観を構成しています。各地域にはその景観を楽しんでめぐることができる散策コースが多くあります。 地域の生活とともに育まれてきたまち・集落の生活景観においては、日常の暮らしの中で景観意識を高め、地域特有の景観資源の保全と育成を図ります。 【主な景観資源】 ◇農山漁村の景観 赤瓦の集落（大道理） ◇島しょ部の景観 馬島漁港 ◇地域拠点（まち）の景観 夢ヶ丘の地区計画 須々万地区のまち並み	現行ページ：32 ページ目 写真の差し替え

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
（３）地域別景観形成方針 都市計画マスタープランで定めた市内7つの地域ごとに、各地域の風土・特色を生かした景観形成の基本方針を定め、地域の主体的な景観まちづくりにつながる計画とします。 地域ごとの景観形成の基本方針はその地域のみならず周南市全体としての連携することが重要です。したがって、地域ごとの独自の景観形成方針を踏まえた上で、市内7つの地域が相互連携した景観まちづくりに取り組みます。 【地域区分図】 <7つの地域> 都心部地域、西部地域、北西部地域、東部地域、島しょ部地域、北部地域、中山間部地域 	（３）地域別景観形成方針 都市計画マスタープランで定めた市内7つの地域ごとに、各地域の風土・特色を生かした景観形成の基本方針を定め、地域の主体的な景観まちづくりにつながる計画とします。 地域ごとの景観形成の基本方針はその地域のみならず周南市全体としての連携することが重要です。したがって、地域ごとの独自の景観形成方針に踏まえた上で、市内7つの地域が相互連携した景観まちづくりに取り組みます。 【地域区分図】 <7つの地域> 都心部地域、西部地域、北西部地域、東部地域、島しょ部地域、北部地域、中山間部地域 	備考 現行ページ：33 ページ目 文言修正 図の表現の修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
①都心部地域 都心部地域は徳山下松港を望む本市の中心部の市街地です。JR山陽本線、国道2号を軸に櫛浜から福川までの東西に続く地域です。 1）都心部地域の主な景観資源 <太華山から見る市街地> <岐山通りの街路樹> <永源山公園> <周南大橋> <都心部地域景観まちづくりワークショップによるアクションプランの提案> 1-1 観光の「原石」太華山の活用 1-2 中心市街地の賑わい景観づくり 1-3 福川駅を明るく！福が輪！づくり 1-4 八十八ヶ所・陶の道・篤姫本陣町の資料・看板づくり 1-5 竹林ボランティアによる竹林整備 1-6 夜市川が福川と湯野・夜市・戸田をつなぐ取組 1-7 永源山公園の自然を活かした遊び場づくり 1-8 ホテルが舞う富田川にしよう！ 2）地域主体の景観まちづくりの取組 ●「ゆめ風車通り」を整備し活用する取組 ●通行人に安らぎを与える市民参加による花壇の整備 ●カラーコーディネーションを取り入れた製油所の設計 ●周南市観光ボランティアガイドの会の取組 ●歴史的価値のある周南市長公舎を活用する取組 ●ボランティアによる里山の整備（とおの山、太華山など） ●東川を市民のコミュニティの場として活用する取組 ●河川（富田川など）や海岸（長田海岸、徳山港など）の清掃活動	①都心部地域 都心部地域は徳山下松港を望む本市の中心部の市街地です。JR山陽本線、国道2号を軸に櫛ヶ浜から福川までの東西に続く地域です。 1）都心部地域の主な景観資源 <太華山から見る市街地> <岐山通りの街路樹> <永源山公園> <周南大橋> <都心部地域景観まちづくりワークショップによるアクションプランの提案> 1-1 観光の「原石」太華山の活用 1-2 中心市街地の賑わい景観づくり 1-3 福川駅を明るく！福が輪！づくり 1-4 八十八ヶ所・陶の道・篤姫本陣町の資料・看板づくり 1-5 竹林ボランティアによる竹林整備 1-6 夜市川が福川と湯野・夜市・戸田をつなぐ取組 1-7 永源山公園の自然を活かした遊び場づくり 1-8 ホテルが舞う富田川にしよう！ 2）地域主体の景観まちづくりの取組 ●「ゆめ風車通り」を整備し活用する取組 ●通行人に安らぎを与える市民参加による花壇の整備 ●カラーコーディネーションを取り入れた製油所の設計 ●周南市観光ボランティアガイドの会の取組 ●周南市長公舎の歴史的価値を調査する取組 ●ボランティアによる里山の整備（とおの山、太華山など） ●東川を市民のコミュニティの場として活用する取組 ●河川（富田川、<u>堀川</u>など）や海岸（長田海岸、徳山港など）の清掃活動	現行ページ：34 ページ目 文言修正 文言修正 写真の差し替え 時点修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
3）都心部地域の景観まちづくりの課題 ・JR徳山駅を中心に、<u>徳山港から徳山動物園を結ぶ地区における活気と緑豊かな潤いのある景観の創出</u> ・産業の活力を表す重要な位置づけをもつ<u>コンビナートや港の景観を、活力を維持しながら魅力ある景観として活用</u> ・<u>周南市</u>美術館、<u>周南市</u>文化会館、<u>徳山</u>動物園などの文化・芸術の拠点を資源として、<u>中心市街地とその周辺部での回遊性を持たせ、一体感のある緑豊かな景観形成</u> ・<u>市街地の背景となる海岸部や島しょ部、市街地を取り囲む山並み（太華山、永源山など）など、美しい自然景観の保全</u> ・市街地内及び周辺の自然環境及び水辺環境・景観の保全と併せた、<u>観光・レクリエーション資源としての景観整備・充実</u> 4）都心部地域の景観形成方針 都心部にふさわしい、文化と活力にあふれた景観づくり ・JR徳山駅、徳山港周辺から徳山動物園までの都心軸地区を景観形成重点地区に指定し、市の玄関口にふさわしい賑わいを感じる景観形成を図ります。 ・徳山動物園ではリニューアル整備を推進し、<u>周南市</u>美術館、<u>周南市</u>文化会館とともに文化が感じられる魅力ある景観形成を図ります。 ・鉄道駅及び周辺の市街地では、都市の拠点として賑わいや歩く楽しさを演出し、御幸通・岐山通などの街路樹を生かすとともに、バリアフリー化や<u>ウォーカブルな空間の形成</u>を進め、心地よい景観形成を図ります。 ・コンビナートや徳山港では都市景観と水辺景観に配慮した景観形成を誘導します。 ・永源山公園や周南緑地、幹線道路等を結ぶ緑のネットワークの形成と、緑豊かな住宅地が調和した景観形成を図ります。 ・山陽道については、福川本陣跡など現在も残る歴史的景観資源の保全を図るとともに、周辺の建築物等の誘導に努めます。 ・本市を代表する太華山や永源山などの市街地周辺部においては、地域のボランティア活動と連携しながら、自然景観の保全とともに、眺望を意識した景観づくりにより、地域の活性化や観光振興につながる取組に活用します。 ・市街地の河川については、水辺景観の保全とともに、地域間連携による一体的な河川景観の創出を図ります。	3）都心部地域の景観まちづくりの課題 ・JR徳山駅を中心に、<u>港から徳山動物園を結ぶ地区における活気と緑豊かな潤いのある景観の創出</u> ・産業の活力を表す重要な位置づけをもつ<u>コンビナートや港の景観を、活力を維持しながら魅力ある景観として活用</u> ・美術館、文化会館、動物園などの文化・芸術の拠点を資源として、<u>中心市街地とその周辺部での回遊性を持たせ、一体感のある緑豊かな景観形成</u> ・<u>市街地の背景となる海岸部や島しょ部、市街地を取り囲む山並み（太華山、永源山など）など、美しい自然景観の保全</u> ・市街地内及び周辺の自然環境及び水辺環境・景観の保全と併せた、<u>観光・レクリエーション資源としての景観整備・充実</u> 4）都心部地域の景観形成方針 都心部にふさわしい、文化と活力にあふれた景観づくり ・JR徳山駅、徳山港周辺から徳山動物園までの都心軸地区を景観形成重点地区に指定し、<u>駅前広場、駅ビル等を整備する際には市の玄関口にふさわしい賑わいを感じる景観形成</u>を図ります。 ・徳山動物園ではリニューアル整備を推進し、美術館、文化会館とともに文化が感じられる魅力ある景観形成を図ります。 ・鉄道駅及び周辺の市街地では、都市の拠点として賑わいや歩く楽しさを演出し、御幸通<u>り</u>・岐山通<u>り</u>などの街路樹を生かすとともに、バリアフリー化を進め心地よい景観形成を図ります。 ・コンビナートや徳山港では都市景観と水辺景観に配慮した景観形成を誘導します。 ・永源山公園や周南緑地、幹線道路等を結ぶ緑のネットワークの形成と、緑豊かな住宅地が調和した景観形成を図ります。 ・山陽道については、福川本陣跡など現在も残る歴史的景観資源の保全を図るとともに、周辺の建築物等の誘導に努めます。 ・本市を代表する太華山や永源山などの市街地周辺部においては、地域のボランティア活動と連携しながら、自然景観の保全とともに、眺望を意識した景観づくりにより、地域の活性化や観光振興につながる取組に活用します。 ・市街地の河川については、水辺景観の保全とともに、地域間連携による一体的な河川景観の創出を図ります。	現行ページ：35 ページ目 文言修正 文言修正 時点修正 文言修正 文言修正・時点修正

【協働による景観行動目標】

- 身近な緑化活動に取り組み、みんなで市街地の緑を大事にします。
- 祭りやイベントを通して、みんなで賑わい景観を創ります。
- 太華山などの自然景観や地域のまち並み景観を大事にし、清掃活動に取り組みます。
- 他地域の活動と連携しながら、市全体の景観を守ります。

■都心部地域【新南陽】景観形成方針図

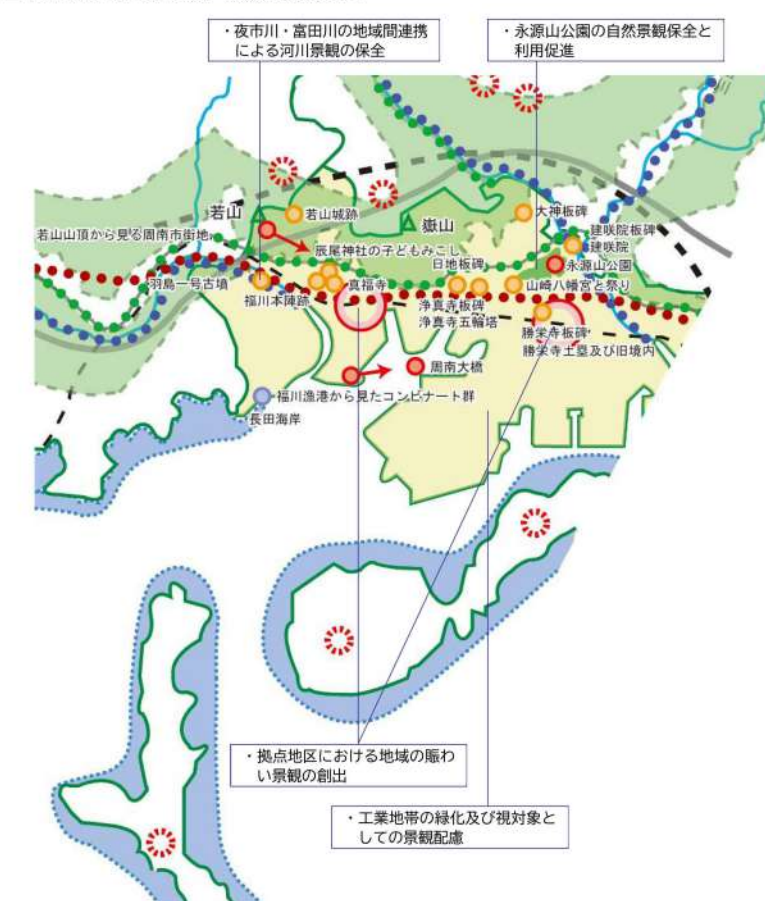


凡 例	
景観形成方針	景観資源
● 本市の顔づくり（景観形成重点地区） ○ 歴史的景観の保全（景観形成重点地区） ● 拠点地区の景観形成 ● 大規模な公園・緑地等 ● 眺望点 ● 周囲の1000m級の山々 ● 旧山陽道 ● 地域の範囲	● 沿道景観の形成 ● 河川景観の保全・地域間連携 ● 市街地の都市景観の形成 ● 市街地周辺の山並み景観の保全 ● 海岸部・島しょ部の景観保全 ● 田園景観の保全 ● 山岳・河川・湖沼景観 ● 海岸・島しょ景観 ● 田園景観 ● 歴史的な景観 ● 文化的な景観 ● 都市景観 ● まち・集落景観

【協働による景観行動目標】

- 身近な緑化活動に取り組み、みんなで市街地の緑を大事にします。
- 祭りやイベントを通して、みんなで賑わい景観を創ります。
- 太華山などの自然景観や地域のまち並み景観を大事にし、清掃活動に取り組みます。
- 他地域の活動と連携しながら、市全体の景観を守ります。

■都心部地域【新南陽】景観形成方針図



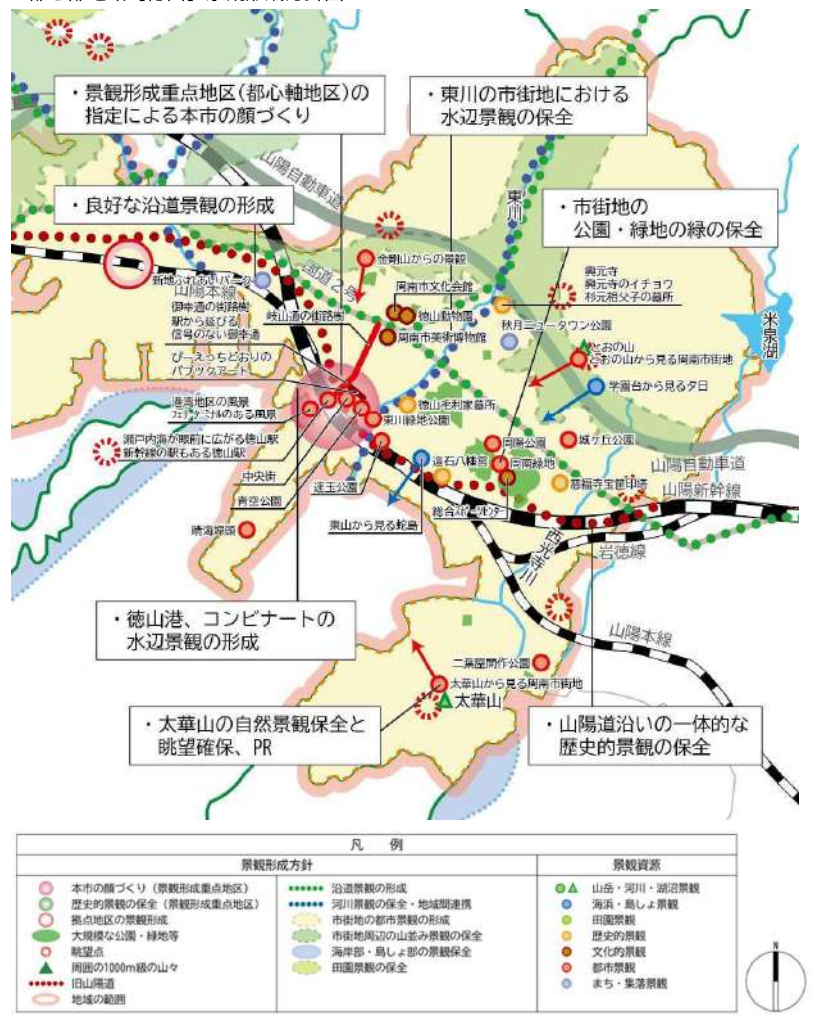
凡 例	
景観形成方針	景観資源
● 本市の顔づくり（景観形成重点地区） ○ 歴史的景観の保全（景観形成重点地区） ● 拠点地区の景観形成 ● 大規模な公園・緑地等 ● 眺望点 ● 周囲の1000m級の山々 ● 旧山陽道 ● ナベツル越冬地の自然景観の保全	● 沿道景観の形成 ● 河川景観の保全・地域間連携 ● 市街地の都市景観の形成 ● 市街地周辺の山並み景観の保全 ● 海岸部・島しょ部の景観保全 ● 田園景観の保全 ● 山岳・河川・湖沼景観 ● 海岸・島しょ景観 ● 田園景観 ● 歴史的な景観 ● 文化的な景観 ● 都市景観 ● まち・集落景観

現行ページ：35 ページ目

現行ページ：36 ページ目

図の表現の修正・時点修正

■都心部地域【徳山】景観形成方針図



■都心部地域【徳山】景観形成方針図



現行ページ：37 ページ目

表現修正・時点修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
②西部地域 西部地域は本市西部の二級河川夜市川流域で、湯野、戸田、夜市から構成されています。JR山陽本線、国道2号沿道の市街地と湯野温泉周辺の集落です。 1）西部地域の主な景観資源 <四郎谷の棚田>  <桑原漁港>  <昇仙峰からみる島々>  <津木から桑原の海岸線>  <西部地域景観まちづくりワークショップによるアクションプランの提案> 2-1 夜市川のネットワークづくり① 2-2 景観を次世代へ引き継ぐ取組 2-3 夜市川のネットワークづくり② 2-4 夜市川を広める活動  2）地域主体の景観まちづくりの取組 ●ボランティアによる里山の整備（昇仙峰、観音岳など） ●サン・サンロード花壇の花の苗植、こもれびの道の草刈・植樹 ●みのりフェスタなどのイベントの取組 ●JR戸田駅前の清掃や草刈（月1回程度） 3）西部地域の景観まちづくりの課題 ・良好な自然景観の保全と瀬戸内海などの眺望景観を保全活用していくために、<u>適切な維持・管理による農地や山林の保全</u> ・四郎谷の棚田や漁港などの<u>地域の生活と産業が一体となった集落の景観の保全と継承</u> ・湯野温泉や二級河川夜市川などの<u>自然・歴史景観の保全を余暇活動の場として利活用</u> ・津木から桑原の海岸線に象徴される<u>海と緑が一体となった沿道景観の保全と創出</u> ・西部地域の玄関口の JR 戸田駅周辺や夜市を地域の中心地とした<u>活気ある景観の形成</u> ・道の駅ソレーネ周南周辺の<u>水辺環境の保全と農業振興や交流活動などの活気のある景観の形成</u>	②西部地域 西部地域は本市西部の二級河川夜市川流域で、湯野、戸田、夜市から構成されています。JR山陽本線、国道2号沿道の市街地と湯野温泉周辺の集落です。 1）西部地域の主な景観資源 <四郎谷の棚田>  <桑原漁港>  <昇仙峰からみる島々>  <津木から桑原の海岸線>  <西部地域景観まちづくりワークショップによるアクションプランの提案> 2-1 夜市川のネットワークづくり① 2-2 景観を次世代へ引き継ぐ取組 2-3 夜市川のネットワークづくり② 2-4 夜市川を広める活動  2）地域主体の景観まちづくりの取組 ●ボランティアによる里山の整備（昇仙峰、観音岳など） ●サンサンロード花壇の花の苗植、こもれびの道の草刈り・植樹 ●いけいけフェスタやみのりフェスタなどのイベントの取組 ●JR戸田駅前の清掃や草刈（月1回程度） 3）西部地域の景観まちづくりの課題 ・良好な自然景観の保全と瀬戸内海などの眺望景観を保全活用していくために、<u>適切な維持・管理による農地や山林の保全</u> ・四郎谷の棚田や漁港などの<u>地域の生活と産業が一体となった集落の景観の保全と継承</u> ・湯野温泉や二級河川夜市川などの<u>自然・歴史景観の保全を余暇活動の場として利活用</u> ・津木から桑原の海岸線に象徴される<u>海と緑が一体となった沿道景観の保全と創出</u> ・西部地域の玄関口の J R 戸田駅周辺や夜市を地域の中心地とした<u>活気ある景観の形成</u>	現行ページ：38 ページ目 時点修正・文言修正 時点修正 時点修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
4) 西部地域の景観形成方針 夜市川といで湯を活かした心地よい景観づくり ・地域を流れる夜市川は、地域内の各地区をつなぐ西部地域を代表する景観資源です。地区間の連携により、自然景観の保全をするとともに、湯野サン・サンロードやこもれびの道の河川景観のネットワークの形成を図ります。 ・道の駅ソレーネ周南などをリニューアルする際には、夜市川や周辺の山々に配慮した整備に努めます。 ・湯野温泉の文化的な景観や観音岳、昇仙峰などの自然景観を生かし、地域の活動と連携しながら、地域の活性化につながる景観まちづくりを進めます。 ・山陽道については、歴史的景観の保全及び建築物等の誘導に努めます。 ・瀬戸内海沿岸については、漁港の集落景観の形成と自然の海辺景観の保全を図ります。 【協働による景観行動目標】 ➤ 昇仙峰や観音岳から見える瀬戸内海や集落の眺望景観を守ります。 ➤ 棚田や漁港、いで湯などの地域産業を生かし、地域の活性化につなげます。 ➤ 地域同士が連携し、夜市川の水と緑の景観を創ります。	4) 西部地域の景観形成方針 夜市川といで湯を活かした心地よい景観づくり ・地域を流れる夜市川は、地域内の各地区をつなぐ西部地域を代表する景観資源です。地区間の連携により、自然景観の保全をするとともに、湯野サンサンロードやこもれびの道の河川景観のネットワークの形成を図ります。 ・西部道の駅などを整備する際には、夜市川や周辺の山々に配慮した整備に努めます。 ・湯野温泉の文化的な景観や観音岳、昇仙峰などの自然景観を生かし、地域の活動と連携しながら、地域の活性化につながる景観まちづくりを進めます。 ・山陽道については、歴史的景観の保全及び建築物等の誘導に努めます。 ・瀬戸内海沿岸については、漁港の集落景観の形成と自然の海辺景観の保全を図ります。 【協働による景観行動目標】 ➤ 昇仙峰や観音岳から見える瀬戸内海や集落の眺望景観を守ります。 ➤ 棚田や漁港、いで湯などの地域産業を生かし、地域の活性化につなげます。 ➤ 地域同士が連携し、夜市川の水と緑の景観を創ります。	現行ページ：39 ページ目 時点修正 時点修正

■西部地域景觀形成方針図



【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
③北西部地域 北西部地域は本市の北西部に位置し、二級河川富田川流域の上流域であり、国道489号沿道の小畑、県道和田上村線沿道の四熊、二級河川富田川沿いの菊川で構成されています。 1）北西部地域の主な景観資源 <四郎谷の棚田> <四熊の集落> <富田川> <北西部地域景観まちづくりワークショップによるアクションプランの提案> 3-1 都市部から人を呼び込む交流活動 3-2 川をきれいにする取組 2）地域主体の景観まちづくりの取組 ●市民団体などによる里山の整備（四熊ヶ岳など） ●自治会による清掃活動（上野八幡宮、河川など） ●休耕田を活用した米づくり体験活動 ●やまぐちの棚田 20 選の情報発信 3）北西部地域の景観まちづくりの課題 ・開発行為を適正に制限 <u>することによる農地や山林の保全</u> ・四熊ヶ岳や富田川などの、<u>自然環境と河川の水環境の保全と集落地の環境整備</u> ・四熊地区・小畑地区の棚田などの<u>生業景観の保全</u> ・四熊ヶ岳の保全と活用、「陶の道」 <u>などの歴史的な景観として保全、地域資源のPR</u> ・地域のコミュニティの活力を維持するための <u>良好な集落景観の形成</u> 4）北西部地域の景観形成方針 水と緑とともに暮らす、やすらぎと交流による景観づくり ・地域の生活とともに培ってきた四熊ヶ岳などの山並みの自然景観や、四熊や井谷の棚田、川上ダムや富田川のホタルのいる水辺景観の保全を図ります。 ・地域における体験活動や交流活動と連携し、地域の歴史や文化など景観資源の保全と継承に努めます。 ・県道新南陽津和野線など幹線道路沿道については、市街地や周辺地域との連携により緑のネットワークによる景観形成を図ります。	③北西部地域 北西部地域は本市の北西部に位置し、二級河川富田川流域の上流域であり、国道489号沿道の小畑、県道和田上村線沿道の四熊、二級河川富田川沿いの菊川で構成されています。 1）北西部地域の主な景観資源 <四郎谷の棚田> <四熊の集落> <富田川> <北西部地域景観まちづくりワークショップによるアクションプランの提案> 3-1 都市部から人を呼び込む交流活動 3-2 川をきれいにする取組 2）地域主体の景観まちづくりの取組 ●<u>ボランティア</u>による里山の整備（四熊ヶ岳など） ●<u>老人会</u>や自治会による清掃活動（上野八幡宮、河川など） ●休耕田を活用した米づくり体験活動 ●棚田 20 選の <u>看板作成及び設置</u> 3）北西部地域の景観まちづくりの課題 ・開発行為を適正に制限し、<u>農地や山林の保全</u> ・四熊ヶ岳や富田川などの、<u>自然環境と河川の水環境の保全と集落地の環境整備</u> ・四熊地区・小畑地区の棚田などの<u>生業景観の保全</u> ・四熊ヶ岳の保全と活用、「陶の道」 <u>等の歴史的な景観として保全、地域資源のPR</u> ・地域のコミュニティの活力を維持するための <u>良好な集落景観の形成</u> 4）北西部地域の景観形成方針 水と緑とともに暮らす、やすらぎと交流による景観づくり ・地域の生活とともに培ってきた四熊ヶ岳などの山並みの自然景観や、四熊や井谷の棚田、川上ダムや富田川のホタルのいる水辺景観の保全を図ります。 ・地域における体験活動や交流活動と連携し、地域の歴史や文化など景観資源の保全と継承に努めます。 ・県道新南陽津和野線など幹線道路沿道については、市街地や周辺地域との連携により緑のネットワークによる景観形成を図ります。	現行ページ：40 ページ目 時点修正 時点修正 文言修正 文言修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】	備考
【協働による景観行動目標】 ➤ 四熊ヶ岳からの眺望景観や、富田川の水辺景観・ホテルをみんなで守ります。 ➤ 棚田の保全や地域の活動に参加し、集落の生活景観を守ります。 ➤ 「陶の道」などの歴史的景観を守り、地域の歴史を子どもに伝えます。	【協働による景観行動目標】 ➤ 四熊ヶ岳からの眺望景観や、富田川の水辺景観・ホテルをみんなで守ります。 ➤ 棚田の保全や地域の活動に参加し、集落の生活景観を守ります。 ➤ 「陶の道」などの歴史的景観を守り、地域の歴史を子どもに伝えます。	現行ページ：41 ページ目
■北西部地域景観形成方針図 ・棚田などの田園景観の保全と地域間連携による維持管理 ・良好な沿道景観の形成 ・山並みの自然景観の保全 ・四熊ヶ岳等の自然景観の保全と眺望の確保 ・富田川の地域間連携による河川景観の保全 菊川湖 川上ダム 富田川 四熊ヶ岳 四熊ヶ岳から見る周南市街地 小畑の棚田 岩屋寺笠塔婆 上野八幡宮の階段 菊川公園 山陽自動車道 土年五輪塔 井谷の棚田 四熊板碑 凡 例 景観形成方針 ● 本市の顔づくり（景観形成重点地区） ● 歴史的景観の保全（景観形成重点地区） ● 拠点地区の景観形成 ● 大規模な公園・緑地等 ● 眺望点 ● 周囲の1000m級の山々 ● 旧山陽道 ● 地域の範囲 ● 沿道景観の形成 ● 河川景観の保全・地域間連携 ● 市街地の都市景観の形成 ● 市街地周辺の山並み景観の保全 ● 海岸部・島しょ部の景観保全 ● 田園景観の保全 景観資源 ● 山岳・河川・湖沼景観 ● 海浜・島しょ景観 ● 田園景観 ● 歴史的景観 ● 文化的景観 ● 都市景観 ● まち・集落景観	■北西部地域景観形成方針図 ・棚田などの田園景観の保全と地域間連携による維持管理 ・幹線道路沿道の緑化推進と街路景観の形成 ・山並みの自然景観の保全 ・四熊ヶ岳などの自然景観の保全と眺望の確保 ・富田川の地域間連携による河川景観の保全 菊川湖 川上ダム 富田川 四熊ヶ岳 四熊ヶ岳から見る周南市街地 小畑の棚田 岩屋寺笠塔婆 上野八幡宮の階段 菊川公園 山陽自動車道 土年五輪塔 井谷の棚田 四熊板碑 凡 例 景観形成方針 ● 本市の顔づくり（景観形成重点地区） ● 歴史的景観の保全（景観形成重点地区） ● 拠点地区の景観形成 ● 大規模な公園・緑地等 ● 眺望点 ● 周囲の1000m級の山々 ● 旧山陽道 ● 地域の範囲 ● 沿道景観の形成 ● 河川景観の保全・地域間連携 ● 市街地の都市景観の形成 ● 市街地周辺の山並み景観の保全 ● 海岸部・島しょ部の景観保全 ● 田園景観の保全 ● ナベツル越冬地の自然景観の保全 景観資源 ● 山岳・河川・湖沼景観 ● 海浜・島しょ景観 ● 田園景観 ● 歴史的景観 ● 文化的景観 ● 都市景観 ● まち・集落景観	図の表現の修正・時点修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
④東部地域 東部地域は二級河川島田川の流域に位置し、二級河川石光川流域の高水、二級河川中村川流域の勝間、二級河川笠野川流域の大河内及び二級河川島田川沿いの三丘から構成されています。 1）東部地域の主な景観資源 ＜東部地域景観まちづくりワークショップによるアクションプランの提案＞ 4-1 ウォーキング道づくり（新畑白石線） 4-2 熊毛復耕ボランティア連絡協議会の設置 4-3 遊休地を耕したふれあいの場づくり 4-4 虎ヶ岳登山道の整備 2）地域主体の景観まちづくりの取組 ●ボランティアによる里山の整備（虎ヶ岳など） ●周南市観光ボランティアガイドの会の取組 ●公園の清掃や休耕田の草刈 3）東部地域の景観まちづくりの課題 ・開発行為の適正な制限による、<u>農地や山林の自然景観の保全</u> ・松原八幡宮や山陽道のまち並み、温泉などの資源を<u>歴史的景観として保全し、地域の活力や観光要素として活用</u> ・黒岩峡や島田川などの<u>水と緑が調和した自然景観の保全</u> ・良質な住宅地として<u>安全・安心で良好な景観を持つ居住環境の向上</u> ・地域のコミュニティの活力を維持するための<u>良好な集落景観の形成</u> 4）東部地域の景観形成方針 緑に恵まれ、コミュニティ豊かに暮らせる景観づくり ・虎ヶ岳や黒岩峡、島田川など多様な自然景観資源を保全するとともに、資源間の連携・活用を図ります。 ・市街地では、幹線道路の緑化や住宅地における緑と調和した景観形成を図ります。 ・地域内に点在している呼坂本陣跡や徳修館などの歴史的資源の保全・活用を図ります。 ・周辺部の田園景観については、地域のコミュニティ活動との連携による保全を図ります。	④東部地域 東部地域は二級河川島田川の流域に位置し、二級河川石光川流域の高水、二級河川中村川流域の勝間、二級河川笠野川流域の大河内及び二級河川島田川沿いの三丘から構成されています。 1）東部地域の主な景観資源 ＜東部地域景観まちづくりワークショップによるアクションプランの提案＞ 4-1 ウォーキング道づくり（新畑白石線） 4-2 熊毛復耕ボランティア連絡協議会の設置 4-3 遊休地を耕したふれあいの場づくり 4-4 虎ヶ岳登山道の整備 2）地域主体の景観まちづくりの取組 ●ボランティアによる里山の整備（虎ヶ岳など） ●周南市観光ボランティアガイドの会の取組 ●公園の清掃や休耕田の草刈 3）東部地域の景観まちづくりの課題 ・開発行為の適正な制限による、<u>農地や山林の自然景観の保全</u> ・松原八幡宮や山陽道のまち並み、温泉などの資源を<u>歴史的景観として保全し、地域の活力や観光要素として活用</u> ・黒岩峡や島田川などの<u>水と緑が調和した自然景観の保全</u> ・良質な住宅地として<u>安心・安全で良好な景観を持つ居住環境の向上</u> ・地域のコミュニティの活力を維持するための<u>良好な集落景観の形成</u> 4）東部地域の景観形成方針 緑に恵まれ、コミュニティ豊かに暮らせる景観づくり ・虎ヶ岳や黒岩峡、島田川など多様な自然景観資源を保全するとともに、資源間の連携・活用を図ります。 ・市街地では、幹線道路の緑化や住宅地における緑と調和した景観形成を図ります。 ・地域内に点在している呼坂本陣跡や徳修館などの歴史的資源の保全・活用を図ります。 ・周辺部の田園景観については、地域のコミュニティ活動との連携による保全を図ります。	現行ページ：42 ページ目 写真の差し替え 文言修正

【協働による景観行動目標】

- 温泉や神社などの歴史・文化景観を観光要素として活用し、地域の活性化につなげます。
- 黒岩峡や島田川の水と緑が調和した自然景観をみんなで守ります。
- 住宅地の緑化や清掃活動により良好な住環境を創出します。

■東部地域景観形成方針図



【協働による景観行動目標】

- 温泉や神社などの歴史・文化景観を観光要素として活用し、地域の活性化につなげます。
- 黒岩峡や島田川の水と緑が調和した自然景観をみんなで守ります。
- 住宅地の緑化や清掃活動により良好な住環境を創出します。

■東部地域景観形成方針図



図の表現の修正・時点修正

現行ページ：43 ページ目

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
⑤島しょ部地域 島しょ部地域は大島、杵島と徳山湾に浮かぶ大津島、黒髪島、仙島で構成され、瀬戸内海国立公園に指定されています。 1) 島しょ部地域の主な景観資源 <回天訓練基地跡> <刈尾海岸> <馬島漁港> <大津島の海岸沿い> <島しょ部地域景観まちづくりワークショップによるアクションプランの提案> 5-1 干潟の活用 5-2 貴船神社夏祭りの受け入れ体制づくり 5-3 島内と島外のコラボレーションによるボランティア活動のしくみづくり 5-4 Uターン、Iターン対策 2) 地域主体の景観まちづくりの取組 ●周南市観光ボランティアガイドの会の取組 ●島内外の連携による大津島の活性化に向けた取組 ●海岸や河川の清掃活動（大島など）・大島神社の清掃活動 3) 島しょ部地域の景観まちづくりの課題 ・海と山が共存し、瀬戸内海に浮かぶ島々の自然景観の保全 ・回天訓練基地跡など大津島の歴史が残り、観光の要素を併せ持つ歴史的な資源の保全と活用 ・貴船神社夏祭りなどの地域行事や地域のコミュニティの活力を維持することを目標にした文化的景観の保全と良好な集落景観の形成 ・漁業、採石業などの生業が地域の生活と密着しており、地域の活性化に寄与する産業景観の保全と創出 ・農地、山林などの適切な維持・管理と活用	⑤島しょ部地域 島しょ部地域は大島、杵島と徳山湾に浮かぶ大津島、黒髪島、仙島で構成され、瀬戸内海国立公園に指定されています。 1) 島しょ部地域の主な景観資源 <回天訓練基地跡> <刈尾海岸> <馬島漁港> <大津島の海岸沿い> <島しょ部地域景観まちづくりワークショップによるアクションプランの提案> 5-1 干潟の活用 5-2 貴船まつりの受け入れ体制づくり 5-3 島内と島外のコラボレーションによるボランティア活動のしくみづくり 5-4 Uターン、Iターン対策 2) 地域主体の景観まちづくりの取組 ●周南市観光ボランティアガイドの会の取組 ●ボランティアグループ「風の会」の取組 ●海岸や河川の清掃活動（大島一斉清掃など）・大島神社の清掃活動 3) 島しょ部地域の景観まちづくりの課題 ・海と山が共存し、瀬戸内海に浮かぶ島々の自然景観の保全 ・回天訓練基地跡など大津島の歴史が残り、観光の要素を併せ持つ歴史的な資源の保全と活用 ・貴船まつりなどの地域行事や地域のコミュニティの活力を維持することを目標にした文化的景観の保全と良好な集落景観の形成 ・漁業、採石業などの生業が地域の生活と密着しており、地域の活性化に寄与する産業景観の保全と創出 ・農地、山林などの適切な維持・管理と活用	現行ページ：44 ページ目 写真の差し替え 時点修正 時点修正 時点修正 時点修正

4) 島しょ部地域の景観形成方針

美しい海と山と歴史を育み、交流を深める景観づくり

- ・大津島をはじめとする瀬戸内海の島しょ景観や大島・杵島などの海浜景観は、瀬戸内海を象徴する多島美としての保全・継承と眺望景観の確保を図ります。
- ・漁港の集落景観の形成や自然海岸の保全・活用を図ります。
- ・大津島の回天訓練基地跡などの歴史的景観や、杵島の貴船神社夏祭り、赤レンガなどの文化的景観を保全するとともに、他地域との交流を深めながら継承します。

【協働による景観行動目標】

- 瀬戸内海に浮かぶ島々の美的自然景観をみんなで守ります。
- 島の歴史や文化を発信し、島の景観づくりに生かします。
- 貴船神社夏祭りなどの地域の祭りを通して、集落の活気を生み出します。

■島しょ部地域景観形成方針図



4) 島しょ部地域の景観形成方針

美しい海と山と歴史を育み、交流を深める景観づくり

- ・大津島をはじめとする瀬戸内海の島しょ景観や大島・杵島などの海浜景観は、瀬戸内海を象徴する多島美としての保全・継承と眺望景観の確保を図ります。
- ・漁港の集落景観の形成や自然海岸の保全・活用を図ります。
- ・大津島の回天訓練基地跡などの歴史的景観や、杵島の貴船まつり、赤レンガなどの文化的景観を保全するとともに、他地域との交流を深めながら継承します。

【協働による景観行動目標】

- 瀬戸内海に浮かぶ島々の美的自然景観をみんなで守ります。
- 島の歴史や文化を発信し、島の景観づくりに生かします。
- 貴船まつりなどの地域の祭りを通して、集落の活気を生み出します。

■島しょ部地域景観形成方針図



現行ページ：45 ページ目

時点修正

時点修正

図の表現の修正・時点修正

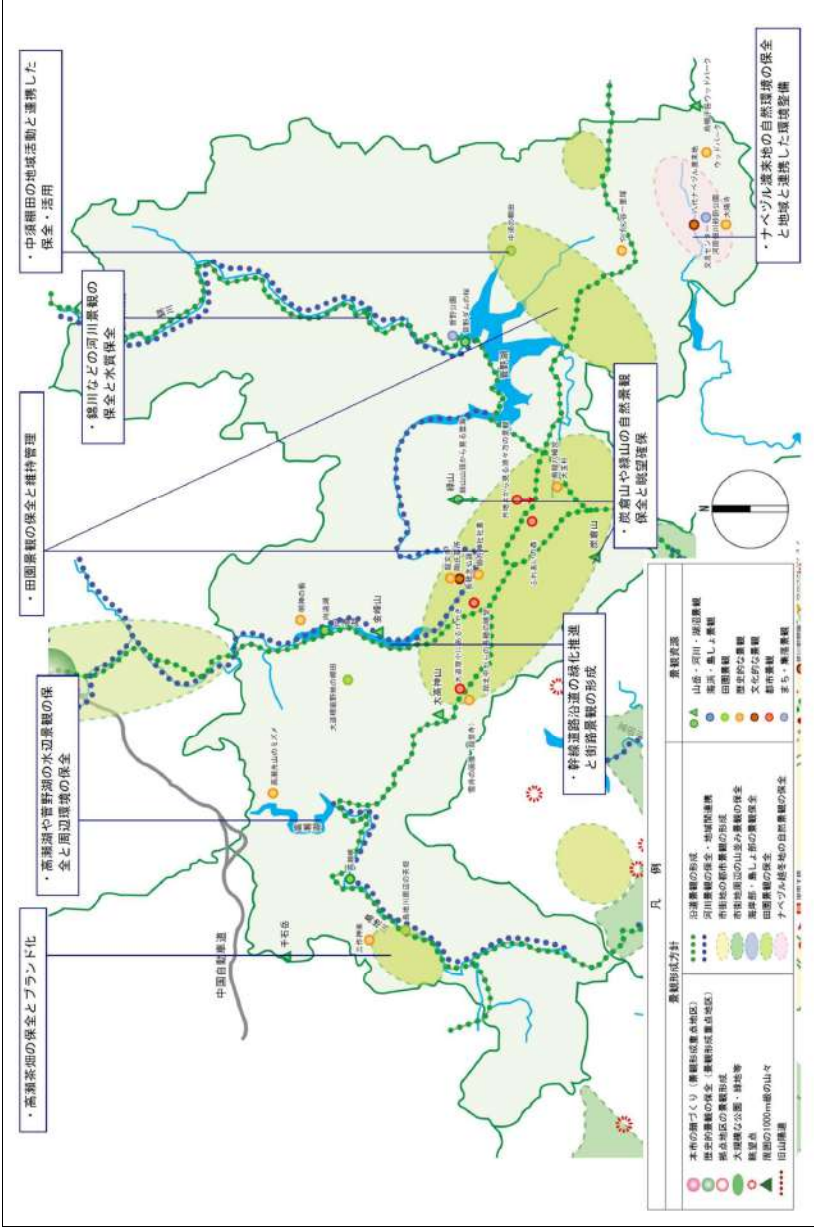
【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
⑥北部地域 北部地域は本市の中部に位置し、国道376号等を中心に東西に山地が広がり、和田、大向、大道理、長穂、須々万、中須、須金、八代から構成されています。 1）北部地域の主な景観資源 <北部地域景観まちづくりワークショップの意見> 6-1 八代・中須地区相互の連携による取組 6-2 景観お宝マップをつくろう 6-3 街を明るくする活動 6-4 休耕田・空き家の活用 6-5 空き家・空き畑対策 6-6 芝桜の取組の協力 6-7 魚切の滝の周辺整備 6-8 地域資源を探すツアー 6-9 特産品の生産、販売 2）地域主体の景観まちづくりの取組 ●中須北における「棚田清流の会」の取組 ●ボランティアによる里山の整備（大高神山、千石岳など） ●「大道理をよくする会」の取組 ●地域住民・市・ボランティアが一体となったナベヅル保護の取組 ●百笑倶楽部の芝桜の取組 ●ふるさと祭りなどのイベント 3）北部地域の景観まちづくりの課題 ・地域の高齢化や人口減少による<u>地域資源（自然・農地）の衰退を抑制</u> ・農地を交流の場として活用することによる<u>農村景観の保全や、自然・歴史資源を余暇活動の場として活用することによる賑わい景観の創出</u> ・<u>八代のナベヅルが渡来する景観を守るための自然環境の保全</u> ・中須北の棚田などの<u>生業景観の保全と継承</u>	⑥北部地域 北部地域は本市の中部に位置し、国道376号等を中心に東西に山地が広がり、和田、<u>向道</u>、長穂、須々万（<u>沼城</u>）、中須、須金（<u>須磨</u>）、八代から構成されています。 1）北部地域の主な景観資源 <北部地域景観まちづくりワークショップの意見> 6-1 八代・中須地区相互の連携による取組 6-2 景観お宝マップをつくろう 6-3 街を明るくする活動 6-4 休耕田・空き家の活用 6-5 空き家・空き畑対策 6-6 芝桜の取組の協力 6-7 魚切の滝の周辺整備 6-8 地域資源を探すツアー 6-9 特産品の生産、販売 2）地域主体の景観まちづくりの取組 ●中須北における「棚田清流の会」の取組 ●ボランティアによる里山の整備（大高神山、<u>金峰山</u>、<u>緑山</u>、千石岳など） ●「大道理をよくする会」の取組 ●地域住民・市・ボランティアが一体となったナベヅル保護の取組 ●<u>高瀬湖クリーンウォークなどの清掃活動</u> ●百笑倶楽部の芝桜の取組 ●ふるさと祭りなどのイベント 3）北部地域の景観まちづくりの課題 ・地域の高齢化や人口減少による<u>地域資源（自然・農地・空き家）の衰退を抑制</u> ・農地を交流の場として活用することによる<u>農村景観の保全や、自然・歴史資源を余暇活動の場として活用することによる賑わい景観の創出</u> ・<u>八代のナベヅルが渡来する景観を守るための自然環境の保全</u> ・中須北の棚田などの<u>生業景観の保全と継承</u>	現行ページ：46 ページ目 文言修正 文言修正 写真の差し替え 時点修正 時点修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
4）北部地域の景観形成方針 人とツルなどの動植物が共生し、自然と文化豊かな景観づくり ・ 中須の棚田や高瀬の茶畑などの生業景観やその他の田園景観は、休耕田や空き家の活用などと連携し、地域の生活と文化、産業が一体となった地域の活性化につながる景観づくりに取り組みます。 ・ 炭倉山や緑山などの山並み景観や、錦川、高瀬湖、菅野湖などの水辺景観は、地域の骨格となる自然景観として、緑や水質、周辺環境の保全を図ります。 ・ 八代のナベヅルや大道理の芝桜など、各地域の貴重な資源を保全するとともに、それらに関連する地域の活動と連携しながら、活動の広がりを支援します。 ・ 和田の三作神楽や長穂念仏踊など伝統的な文化を引き続き市民との協働により保全・継承していきます。 【協働による景観行動目標】 ➤ 棚田を生かした交流・体験活動により、地域の生業景観を守ります。 ➤ ナベヅルの渡来地として継承するため自然環境を守ります。 ➤ 地域の活動やイベントを通して、地域の活性化につなげます。	4）北部地域の景観形成方針 人とツルなどの動植物が共生し、自然と文化豊かな景観づくり ・ <u>いのち育む里</u>として、中須の棚田や高瀬の茶畑などの生業景観やその他の田園景観は、休耕田や空き家の活用などと連携し、地域の生活と文化、産業が一体となった地域の活性化につながる景観づくりに取り組みます。 ・ 炭倉山や緑山などの山並み景観や、錦川、高瀬湖、菅野湖などの水辺景観は、地域の骨格となる自然景観として、緑や水質、周辺環境の保全を図ります。 ・ 八代のナベヅルや大道理の芝桜など、各地域の貴重な資源を保全するとともに、それらに関連する地域の活動と連携しながら、活動の広がりを支援します。 ・ 和田の三作神楽や長穂念仏踊など伝統的な文化を引き続き市民との協働により保全・継承していきます。 【協働による景観行動目標】 ➤ 棚田を生かした交流・体験活動により、地域の生業景観を守ります。 ➤ ナベヅルの渡来地として継承するため自然環境を守ります。 ➤ 地域の活動やイベントを通して、地域の活性化につなげます。	現行ページ：47 ページ目 時点修正

■北部地域【西側】景観形成方針図



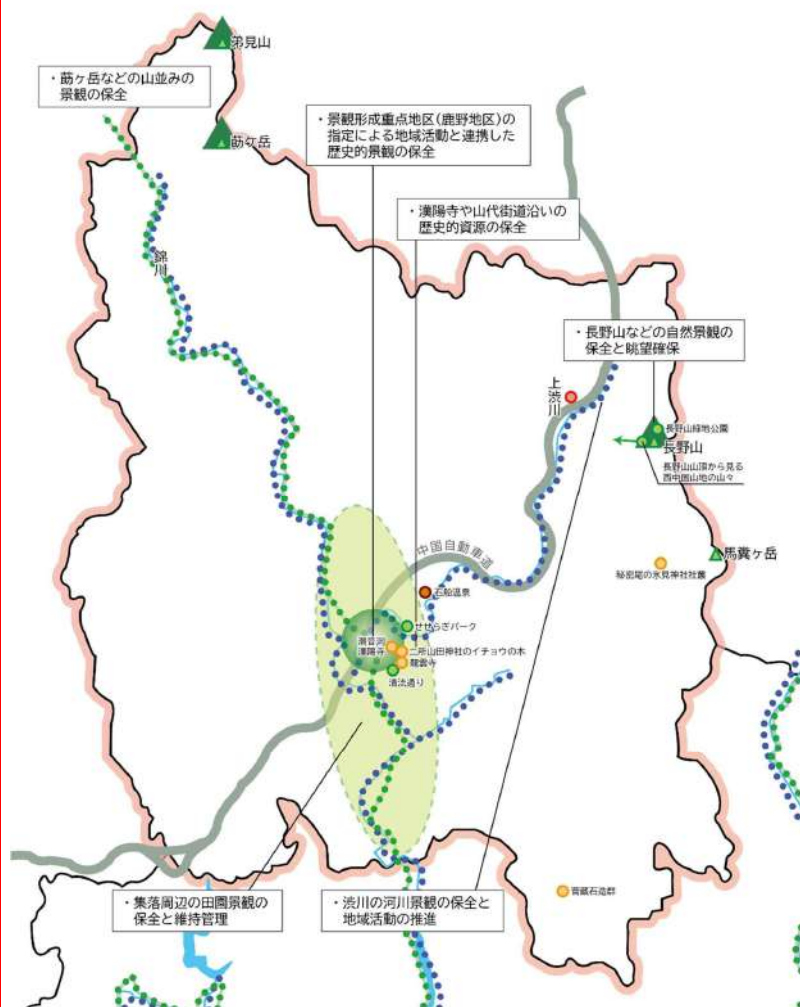
■北部地域景観形成方針図



【新：改定素案】	【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】	備考
⑦中山間部地域 中山間部地域は本市の最北部に位置し、国道 315 号等を中心とする二級河川錦川源流の流域と、主要地方道徳山徳地線を中心とする一級河川佐波川支流の流域に広がる山地部です。 1）中山間部地域の主な景観資源 ＜中山間部地域景観まちづくりワークショップによるアクションプランの提案＞ 7-1 花いっぱいのもちづくり 7-2 地域の景観づくりの組織・システムづくり 7-3 「鹿野の景観を語る会」をつくる 7-4 空き家バンクの取組 2）地域主体の景観まちづくりの取組 ●「平成の名水百選」選定を実現した鹿野コミュニティの活動 ●「<u>世代をつなぐウォーキング&交流イベント</u>」の取組 ●周南市観光ボランティアガイドの会の取組 ●大潮の里を守る会 ●渋川をよくする会 ●防長の吉野をつくる会 ●神社等の清掃や花壇の整備 3）中山間部地域の景観まちづくりの課題 ・鹿野の山代街道と寺社などの歴史的な景観の<u>保全と活用</u> ・緑豊かな森林・山野草、清流といった緑と潤いのあふれる自然景観の<u>保全と活用</u> ・「平成の名水百選」選定を実現した鹿野コミュニティや「<u>世代をつなぐウォーキング&交流イベント</u>」の地域主体の取組を継続 ・歴史的まち並みなどを生かしたまちづくり活動と連携した、<u>特色ある景観の保全と活用</u>	⑦中山間部地域 中山間部地域は本市の最北部に位置し、国道 315 号等を中心とする二級河川錦川源流の流域と、主要地方道徳山徳地線を中心とする一級河川佐波川支流の流域に広がる山地部です。 1）中山間部地域の主な景観資源 ＜中山間部地域景観まちづくりワークショップによるアクションプランの提案＞ 7-1 花いっぱいのもちづくり 7-2 地域の景観づくりの組織・システムづくり 7-3 「鹿野の景観を語る会」をつくる 7-4 空き家バンクの取組 2）地域主体の景観まちづくりの取組 ●「平成の名水百選」選定を実現した鹿野コミュニティの活動 ●<u>鹿野らしさ発見 チキチキウォーキング</u>の取組 ●周南市観光ボランティアガイドの会の取組 ●大潮の里を守る会 ●渋川をよくする会 ●防長の吉野をつくる会 ●神社等の清掃や花壇の整備 <u>（寿恵広クラブ）</u> 3）中山間部地域の景観まちづくりの課題 ・鹿野の山代街道と寺社などの歴史的な景観 ・緑豊かな森林・山野草、清流といった緑と潤いのあふれる自然景観 ・「平成の名水百選」選定を実現した鹿野コミュニティや<u>チキチキウォーキングの地域主体の取組を継続</u> ・歴史的まち並みなどを生かしたまちづくり活動と連携した、<u>特色ある景観の保全と活用</u>	現行ページ：49 ページ目 時点修正 時点修正 文言修正 文言修正 時点修正

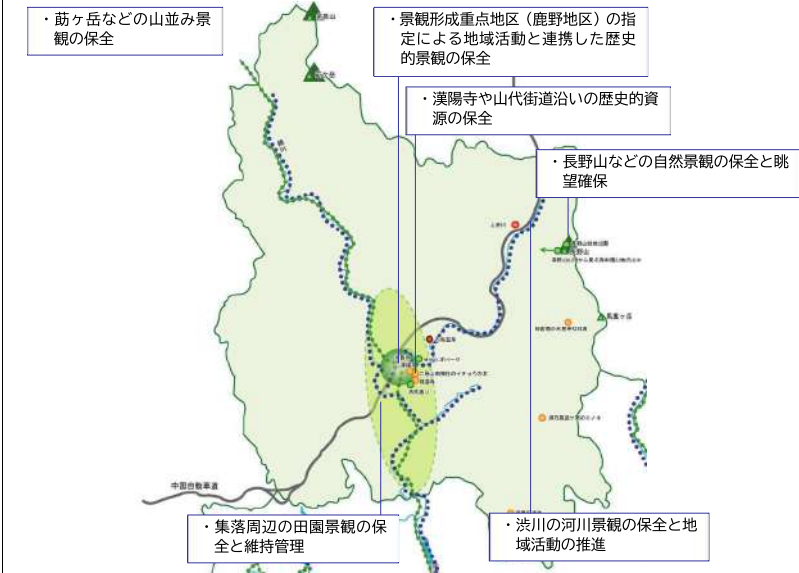
【新：改定素案】	【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】	備考
4) 中山間部地域の景観形成方針 清流と緑に恵まれ、歴史を味わう癒しの景観づくり ・清流通りや山代街道周辺においては、漢陽寺などの歴史的景観と一体となったまち並みの保全を図るとともに、景観形成重点地区に指定し、建築物の高さや色彩への配慮を誘導します。 ・歴史を体感するウォーキングイベントやボランティアガイドなどの地域活動と連携し、地区特有の景観資源や、平成の名水百選の水資源などを活かした景観まちづくりを進めます。 ・集落周辺の田園景観の保全、蒨ヶ岳や長野山などの山並み景観、渋川などの河川景観の保全とともに、それらと一体となった集落景観の形成を図ります。 【協働による景観行動目標】 ➤ 山代街道や寺社などの景観資源を守り、連続的なまち並みを将来へ継承します。 ➤ 名水・清流などの水資源を守り、地域の景観資源として生かします。 ➤ 交流活動やイベントを通して鹿野らしさを PR します。	4) 中山間部地域の景観形成方針 清流と緑に恵まれ、歴史を味わう癒しの景観づくり ・清流通りや山代街道周辺においては、漢陽寺などの歴史的景観と一体となったまち並みの保全を図るとともに、景観形成重点地区に指定し、建築物の高さや色彩への配慮を誘導します。 ・景観ウォーキングやボランティアガイドなどの地域活動と連携し、地区特有の景観資源や、平成の名水百選の水資源、花いっぱい運動などを活かした景観まちづくりを進めます。 ・集落周辺の田園景観の保全、蒨ヶ岳や長野山などの山並み景観、渋川などの河川景観の保全とともに、それらと一体となった集落景観の形成を図ります。 【協働による景観行動目標】 ➤ 山代街道や寺社などの景観資源を守り、連続的なまち並みを将来へ継承します。 ➤ 名水・清流などの水資源を守り、地域の景観資源として生かします。 ➤ 交流活動やイベントを通して鹿野らしさをPRします。	現行ページ：50 ページ目 時点修正 時点修正

■中山間部地域景観形成方針図



凡 例	
景観形成方針	景観資源
● 本市の顔づくり（景観形成重点地区） ○ 歴史的景観の保全（景観形成重点地区） ○ 拠点地区の景観形成 ○ 大規模な公園・緑地等 ○ 眺望点 ○ 周囲の1000m級の山々 ○ 旧山陽道 ○ 地域の範囲	● 沿道景観の形成 ● 河川景観の保全・地域間連携 ● 市街地の都市景観の形成 ● 市街地周辺の山並み景観の保全 ● 海岸部・島しょ部の景観保全 ● 田園景観の保全 ● ナベツル越冬地の自然景観の保全 ● 山岳・河川・湖沼景観 ● 海浜・島しょ景観 ● 田園景観 ● 歴史的景観 ● 文化的景観 ● 都市景観 ● まち・集落景観

■中山間部地域景観形成方針図



凡 例	
景観形成方針	景観資源
● 本市の顔づくり（景観形成重点地区） ○ 歴史的景観の保全（景観形成重点地区） ○ 拠点地区の景観形成 ○ 大規模な公園・緑地等 ○ 眺望点 ○ 周囲の1000m級の山々 ○ 旧山陽道 ○ 地域の範囲	● 沿道景観の形成 ● 河川景観の保全・地域間連携 ● 市街地の都市景観の形成 ● 市街地周辺の山並み景観の保全 ● 海岸部・島しょ部の景観保全 ● 田園景観の保全 ● ナベツル越冬地の自然景観の保全 ● 山岳・河川・湖沼景観 ● 海浜・島しょ景観 ● 田園景観 ● 歴史的景観 ● 文化的景観 ● 都市景観 ● まち・集落景観



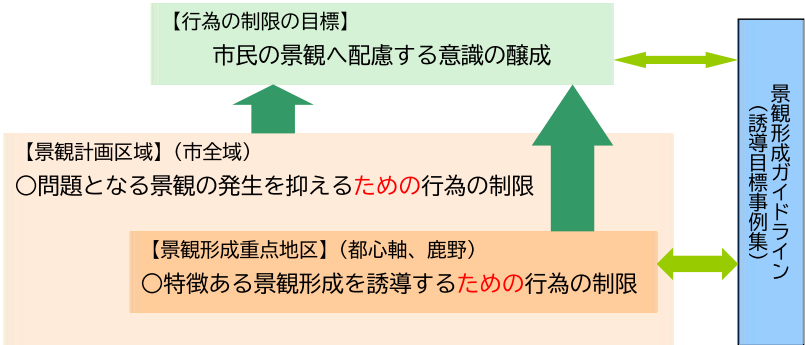
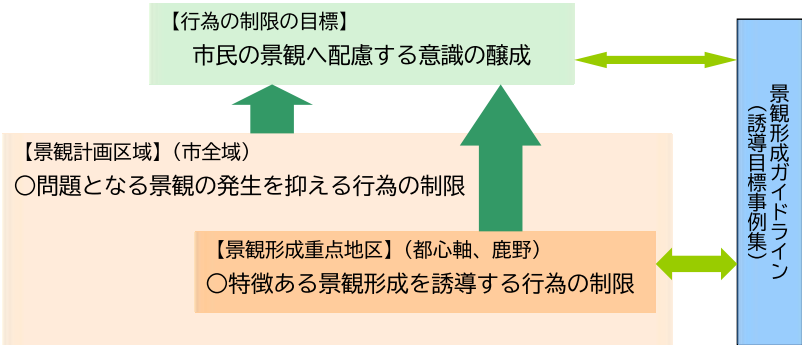
【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
5. 景観形成重点地区の設定 市の景観まちづくりのモデル地区として景観形成重点地区を指定するとともに、景観形成の基本方針を定めます。 本市においては、次の3点に主眼をおき、景観形成重点地区を指定します。 ①周南市のシンボルとなり、多くの人が訪れる地区 ②歴史や文化が残り、将来に継承していく地区 ③地域住民主体の活動や取組が盛んで、景観まちづくりのモデルとなる地区 【景観形成重点地区の設定】 <都心軸地区> 戦災復興土地区画整理事業で整備された都市基盤、商業業務集積により周南地区の中心であったが、中心市街地の空洞化、商店街の衰退など賑わいの減衰が問題となっています。JR徳山駅周辺の再整備や、現在進行中の徳山動物園リニューアル事業などの先導的な景観形成を推進し、それらをつなぐ魅力ある都心軸の形成をすることは、都市部における景観まちづくりのモデルとなるため、景観形成重点地区として指定します。 <鹿野地区> 平成の名水百選に選ばれた潮音洞や清流通り沿いには、地域の歴史文化の中心となる神社仏閣があります。景観を生かした交流イベントや観光ボランティアガイドによるウォーキングなど住民主体の活動も盛んにおこなわれており、中山間部における景観まちづくりのモデルとなるため、景観形成重点地区として指定します。	5. 景観形成重点地区の設定 市の景観まちづくりのモデル地区として景観形成重点地区を指定するとともに、景観形成の基本方針を定めます。 本市においては、次の3点に主眼をおき、景観形成重点地区を指定します。 ①周南市のシンボルとなり、多くの人が訪れる地区 ②歴史や文化が残り、将来に継承していく地区 ③地域住民主体の活動や取組が盛んで、景観まちづくりのモデルとなる地区 【景観形成重点地区の設定】 <都心軸地区> 戦災復興土地区画整理事業で整備された都市基盤、商業業務集積により周南地区の中心であったが、中心市街地の空洞化、商店街の衰退など賑わいの減衰が問題となっています。JR徳山駅周辺整備事業や動物園リニューアル事業など先導的な景観形成を推進し、それらをつなぐ魅力ある都心軸の形成をすることで、都市部における景観まちづくりのモデル地区として指定します。 <鹿野地区> 漢陽寺・潮音洞、山代街道などの歴史や平成の名水百選に選ばれた潮音洞・清流通り、二所山神社の木々の自然が多くあり、景観ウォーキングや観光ボランティアガイドなどの地域住民主体の活動も盛んなことから中山間部における景観まちづくりのモデル地区として指定します。	現行ページ：51 ページ目 時点修正 文言修正 時点修正・文言修正 図の表現の修正

【新：改定素案】		【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】	備考
①都心軸地区		①都心軸地区	現行ページ：52 ページ目
1）都心軸地区における現状と課題		1）都心軸地区における現状と課題	
徳山港・徳山駅から徳山動物園までの都心軸地区は、瀬戸内海と市街地周辺の山並みを結ぶ本市のシンボルです。イチヨウ並木や桜並木は、緑の多い本市を印象づけています。 しかしながら、近年の中心市街地の衰退により、賑わいの喪失や歩行者等の減少が課題となっています。 市民活動の場としての活用や賑わいを生み出すきっかけとして、景観形成の重点的な取組により、都心軸の一体感をさらに伸ばす必要があります。		徳山港・徳山駅から徳山動物園までの都心軸地区は、瀬戸内海と市街地周辺の山並みを結ぶ本市のシンボルです。イチヨウ並木や桜並木は、緑の多い本市を印象づけています。 しかしながら、近年の中心市街地の衰退により、賑わいの喪失や歩行者等の減少が課題となっています。 市民活動の場としての活用や賑わいを生み出すきっかけとして、景観形成の重点的な取組により、都心軸の一体感をさらに伸ばす必要があります。	
2）都心軸地区における市民の意見（景観計画策定時の市民アンケート結果より）		2）都心軸地区における市民の意見	時点修正 文言修正
本市の美しい景観として「緑地景観」があげられるとともに、「御幸通・岐山通」「JR 徳山駅からの市街地景観」などが周南らしい景観、残したい景観としてもあげられます。 一方で、「駅周辺や中心市街地の景観」は、市民の満足度が低く、重点的に取り組むことが求められます。		本市の美しい景観として「緑地景観」があげられるとともに、「御幸通り・岐山通り」「JR 徳山駅からの市街地景観」などが周南らしい景観、残したい景観としてもあげられます。 一方で、「駅周辺や中心市街地の景観」は、市民の満足度が低く、重点的に取り組むことが求められます。	
3）都心軸地区の範囲		3）都心軸地区の範囲	図の表現の修正 最新の上位計画の内容を反映
上位計画である都市計画マスタープランにおいて都心軸として位置付けられており、本市の顔として、特に、緑と周辺の建物が調和しながら、賑わいのある景観づくりを生み出す必要があるエリアを都心軸地区の範囲に設定します。 また、境界については、沿道景観の統一と調和を図るため、用途地域の指定状況を勘案しながら、主要道路の沿道建物を含める範囲を境界として設定します。	上位計画である都市計画マスタープランの重点地区及び中心市街地活性化区域が重なるエリアを含み、本市の顔として、特に、緑と周辺の建物が調和しながら、賑わいのある景観づくりを生み出す必要があるエリアを都心軸地区の範囲に設定します。 また、境界については、沿道景観の統一と調和を図るため、用途地域の指定状況を勘案しながら、主要道路の沿道建物を含める範囲を境界として設定します。		
 JR 徳山駅前から望む御幸通		 J R 徳山駅前	
4）都心軸地区における景観形成方針		4）都心軸地区における景観形成方針	写真の差し替え 文言修正 文言修正
都心軸地区の景観形成にあたっては、市のシンボルとなる JR 徳山駅を中心に賑わいの創出を図り、御幸通や岐山通の緑と建物が調和した景観づくりを進めます。		都心軸地区の景観形成にあたっては、市のシンボルとなる J R 徳山駅を中心に賑わいの創出を図り、御幸通りや岐山通りの緑と建物が調和した景観づくりを進めます。	
都心軸地区の景観形成方針	緑と周辺の建物が調和し、人の活動を生み出す賑わいのある景観づくり	都心軸地区の景観形成方針	緑と周辺の建物が調和し、人の活動を生み出す賑わいのある景観づくり

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
②鹿野地区 1）鹿野地区における現状と課題 山代街道の宿場町として賑わった地区であり、岩崎家など地区に残っている歴史的な景観資源や天神山から観るまち・集落景観、平成の名水百選に選ばれた「潮音洞、清流通り」、二所山田神社の巨木群がこの地区を特徴づけています。 近年の過疎化による賑わいの喪失や景観資源の適切な保全が課題となっています。 これら鹿野地区の住民の営みによって創り守られてきた景観を、鹿野地区の住民及び鹿野の景観を享受する人が、協働で守り育て、賑わいの創出を図ることが必要です。 2）鹿野地区における市民の意見（景観計画策定時の市民アンケート結果より） 地区の誇れる景観として「天神山からの眺望」「潮音洞、清流通り」があげられ、「天神祭り」や「ふるさとまつり」など伝統ある行事や地区の祭りを大切にしていこう意向が多くなっています。 3）鹿野地区の範囲 鹿野地区の特徴的な景観資源である旧山代街道や清流通り、鹿野天神山公園を含み、特に、歴史的景観、自然景観を守っていく必要がある一体的なエリアを鹿野地区の範囲に設定します。 鹿野地区のまち並み 4）都心軸地区における景観形成方針 鹿野地区の景観形成にあたっては、山代街道などの歴史や文化が、天神山などの自然景観との調和した景観づくりを地域の活動と連携しながら進めます。 都心軸地区の 景観形成方針 歴史的景観、自然景観を協働で守り、育てる景観づくり	②鹿野地区 1）鹿野地区における現状と課題 山代街道の宿場町として賑わった地区であり、岩崎家など地区に残っている歴史的な景観資源や天神山から観るまち・集落景観、平成の名水百選に選ばれた「潮音洞、清流通り」、二所山田神社の巨木群がこの地区を特徴づけています。 近年の過疎化による賑わいの喪失や景観資源の適切な保全が課題となっています。 これら鹿野地区の住民の営みによって創り守られてきた景観を、鹿野地区の住民及び鹿野の景観を享受する人が、協働で守り育て、賑わいの創出を図ることが必要です。 2）鹿野地区における市民の意見 地区の誇れる景観として「天神山からの眺望」「潮音洞、清流通り」があげられ、「天神祭り」や「ふるさとまつり」など伝統ある行事や地区の祭りを大切にしていこう意向が多くなっています。 3）鹿野地区の範囲 鹿野地区の特徴的な景観資源である旧山代街道や清流通り、天神山公園を含み、特に、歴史的景観、自然景観を守っていく必要がある一体的なエリアを鹿野地区の範囲に設定します。 鹿野地区のまち並み 4）都心軸地区における景観形成方針 鹿野地区の景観形成にあたっては、山代街道などの歴史や文化が、天神山などの自然景観との調和した景観づくりを地域の活動と連携しながら進めます。 都心軸地区の 景観形成方針 歴史的景観、自然景観を協働で守り、育てる景観づくり	現行ページ：53 ページ目 時点修正 図の表現の修正 文言修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】	備考																																																																
【市全域で進める景観まちづくり】 自然・人・地域が紡ぎだす心地よい周南の景観 【景観形成の基本方針】 (１) 人と自然が調和し、周南市らしさを形成する景観づくり (２) 活力と潤いを兼ね備えた都心の景観づくり (３) 地域の暮らしや環境を保全する景観づくり (４) 地域の誇りや活力を醸成する景観づくり (５) 市民と行政の協働による景観づくり 【類型別景観形成方針】 <table><tr><td>山岳・河川・湖沼景観</td><td>まち・集落の背景となる山岳、河川などの自然景観の保全・活用</td></tr><tr><td>海浜・島しょ景観</td><td>瀬戸内海の島々の眺望景観や海岸線の自然と調和した景観の保全・活用</td></tr><tr><td>田園景観</td><td>地形を活かした棚田や地域の生業を支える田園景観の保全・継承</td></tr><tr><td>歴史的景観</td><td>山陽道や山代街道の街道景観や寺社などの歴史的な景観の保全と周辺との調和</td></tr><tr><td>文化的景観</td><td>地域の暮らしや生業・行事・活動から生まれる文化的な景観の保全・継承</td></tr><tr><td>都市景観</td><td>市民の活動から生まれる都市の賑わい景観と臨海部の産業景観の創出・育成</td></tr><tr><td>まち・集落景観</td><td>市民の生活に密着した住宅地や集落の生活景観の創出・育成</td></tr></table> 【地域別景観形成方針】 <table><tr><td>都心部地域</td><td>都心部にふさわしい、文化と活力にあふれた景観づくり</td></tr><tr><td>西部地域</td><td>夜市川といで湯を活かした心地よい景観づくり</td></tr><tr><td>北西部地域</td><td>水と緑とともに暮らす、やすらぎと交流による景観づくり</td></tr><tr><td>東部地域</td><td>緑に恵まれ、コミュニティ豊かに暮らせる景観づくり</td></tr><tr><td>島しょ部地域</td><td>美しい海と山と歴史を育み、交流を深める景観づくり</td></tr><tr><td>北部地域</td><td>人とツルなどの動植物が共生し、自然と文化豊かな景観づくり</td></tr><tr><td>中山間部地域</td><td>清流と緑に恵まれ、歴史を味わう癒しの景観づくり</td></tr></table> 【景観形成重点地区】 <table><tr><td>都心軸地区</td><td>緑と周辺の建物が調和し、人の活動を生み出す賑わいのある景観づくり</td></tr><tr><td>鹿野地区</td><td>歴史的景観、自然景観を協働で守り、育てる景観づくり</td></tr></table>	山岳・河川・湖沼景観	まち・集落の背景となる山岳、河川などの自然景観の保全・活用	海浜・島しょ景観	瀬戸内海の島々の眺望景観や海岸線の自然と調和した景観の保全・活用	田園景観	地形を活かした棚田や地域の生業を支える田園景観の保全・継承	歴史的景観	山陽道や山代街道の街道景観や寺社などの歴史的な景観の保全と周辺との調和	文化的景観	地域の暮らしや生業・行事・活動から生まれる文化的な景観の保全・継承	都市景観	市民の活動から生まれる都市の賑わい景観と臨海部の産業景観の創出・育成	まち・集落景観	市民の生活に密着した住宅地や集落の生活景観の創出・育成	都心部地域	都心部にふさわしい、文化と活力にあふれた景観づくり	西部地域	夜市川といで湯を活かした心地よい景観づくり	北西部地域	水と緑とともに暮らす、やすらぎと交流による景観づくり	東部地域	緑に恵まれ、コミュニティ豊かに暮らせる景観づくり	島しょ部地域	美しい海と山と歴史を育み、交流を深める景観づくり	北部地域	人とツルなどの動植物が共生し、自然と文化豊かな景観づくり	中山間部地域	清流と緑に恵まれ、歴史を味わう癒しの景観づくり	都心軸地区	緑と周辺の建物が調和し、人の活動を生み出す賑わいのある景観づくり	鹿野地区	歴史的景観、自然景観を協働で守り、育てる景観づくり	【市全域で進める景観まちづくり】 自然・人・地域が紡ぎだす心地よい周南の景観 【景観形成の基本方針】 (１) 人と自然が調和し、周南市らしさを形成する景観づくり (２) 活力と潤いを兼ね備えた都心の景観づくり (３) 地域の暮らしや環境を保全する景観づくり (４) 地域の誇りや活力を醸成する景観づくり (５) 市民と行政の協働による景観づくり 【類型別景観形成方針】 <table><tr><td>山岳・河川・湖沼景観</td><td>まち・集落の背景となる山岳、河川などの自然景観の保全・活用</td></tr><tr><td>海浜・島しょ景観</td><td>瀬戸内海の島々の眺望景観や海岸線の自然と調和した景観の保全・活用</td></tr><tr><td>田園景観</td><td>地形を活かした棚田や地域の生業を支える田園景観の保全・継承</td></tr><tr><td>歴史的景観</td><td>山陽道や山代街道の街道景観や寺社などの歴史的な景観の保全と周辺との調和</td></tr><tr><td>文化的景観</td><td>地域の暮らしや生業・行事・活動から生まれる文化的な景観の保全・継承</td></tr><tr><td>都市景観</td><td>市民の活動から生まれる都市の賑わい景観と臨海部の産業景観の創出・育成</td></tr><tr><td>まち・集落景観</td><td>市民の生活に密着した住宅地や集落の生活景観の創出・育成</td></tr></table> 【地域別景観形成方針】 <table><tr><td>都心部地域</td><td>都心部にふさわしい、文化と活力にあふれた景観づくり</td></tr><tr><td>西部地域</td><td>夜市川といで湯を活かした心地よい景観づくり</td></tr><tr><td>北西部地域</td><td>水と緑とともに暮らす、やすらぎと交流による景観づくり</td></tr><tr><td>東部地域</td><td>緑に恵まれ、コミュニティ豊かに暮らせる景観づくり</td></tr><tr><td>島しょ部地域</td><td>美しい海と山と歴史を育み、交流を深める景観づくり</td></tr><tr><td>北部地域</td><td>人とツルなどの動植物が共生し、自然と文化豊かな景観づくり</td></tr><tr><td>中山間部地域</td><td>清流と緑に恵まれ、歴史を味わう癒しの景観づくり</td></tr></table> 【景観形成重点地区】 <table><tr><td>都心軸地区</td><td>緑と周辺の建物が調和し、人の活動を生み出す賑わいのある景観づくり</td></tr><tr><td>鹿野地区</td><td>歴史的景観、自然景観を協働で守り、育てる景観づくり</td></tr></table>	山岳・河川・湖沼景観	まち・集落の背景となる山岳、河川などの自然景観の保全・活用	海浜・島しょ景観	瀬戸内海の島々の眺望景観や海岸線の自然と調和した景観の保全・活用	田園景観	地形を活かした棚田や地域の生業を支える田園景観の保全・継承	歴史的景観	山陽道や山代街道の街道景観や寺社などの歴史的な景観の保全と周辺との調和	文化的景観	地域の暮らしや生業・行事・活動から生まれる文化的な景観の保全・継承	都市景観	市民の活動から生まれる都市の賑わい景観と臨海部の産業景観の創出・育成	まち・集落景観	市民の生活に密着した住宅地や集落の生活景観の創出・育成	都心部地域	都心部にふさわしい、文化と活力にあふれた景観づくり	西部地域	夜市川といで湯を活かした心地よい景観づくり	北西部地域	水と緑とともに暮らす、やすらぎと交流による景観づくり	東部地域	緑に恵まれ、コミュニティ豊かに暮らせる景観づくり	島しょ部地域	美しい海と山と歴史を育み、交流を深める景観づくり	北部地域	人とツルなどの動植物が共生し、自然と文化豊かな景観づくり	中山間部地域	清流と緑に恵まれ、歴史を味わう癒しの景観づくり	都心軸地区	緑と周辺の建物が調和し、人の活動を生み出す賑わいのある景観づくり	鹿野地区	歴史的景観、自然景観を協働で守り、育てる景観づくり	現行ページ：54 ページ目
山岳・河川・湖沼景観	まち・集落の背景となる山岳、河川などの自然景観の保全・活用																																																																	
海浜・島しょ景観	瀬戸内海の島々の眺望景観や海岸線の自然と調和した景観の保全・活用																																																																	
田園景観	地形を活かした棚田や地域の生業を支える田園景観の保全・継承																																																																	
歴史的景観	山陽道や山代街道の街道景観や寺社などの歴史的な景観の保全と周辺との調和																																																																	
文化的景観	地域の暮らしや生業・行事・活動から生まれる文化的な景観の保全・継承																																																																	
都市景観	市民の活動から生まれる都市の賑わい景観と臨海部の産業景観の創出・育成																																																																	
まち・集落景観	市民の生活に密着した住宅地や集落の生活景観の創出・育成																																																																	
都心部地域	都心部にふさわしい、文化と活力にあふれた景観づくり																																																																	
西部地域	夜市川といで湯を活かした心地よい景観づくり																																																																	
北西部地域	水と緑とともに暮らす、やすらぎと交流による景観づくり																																																																	
東部地域	緑に恵まれ、コミュニティ豊かに暮らせる景観づくり																																																																	
島しょ部地域	美しい海と山と歴史を育み、交流を深める景観づくり																																																																	
北部地域	人とツルなどの動植物が共生し、自然と文化豊かな景観づくり																																																																	
中山間部地域	清流と緑に恵まれ、歴史を味わう癒しの景観づくり																																																																	
都心軸地区	緑と周辺の建物が調和し、人の活動を生み出す賑わいのある景観づくり																																																																	
鹿野地区	歴史的景観、自然景観を協働で守り、育てる景観づくり																																																																	
山岳・河川・湖沼景観	まち・集落の背景となる山岳、河川などの自然景観の保全・活用																																																																	
海浜・島しょ景観	瀬戸内海の島々の眺望景観や海岸線の自然と調和した景観の保全・活用																																																																	
田園景観	地形を活かした棚田や地域の生業を支える田園景観の保全・継承																																																																	
歴史的景観	山陽道や山代街道の街道景観や寺社などの歴史的な景観の保全と周辺との調和																																																																	
文化的景観	地域の暮らしや生業・行事・活動から生まれる文化的な景観の保全・継承																																																																	
都市景観	市民の活動から生まれる都市の賑わい景観と臨海部の産業景観の創出・育成																																																																	
まち・集落景観	市民の生活に密着した住宅地や集落の生活景観の創出・育成																																																																	
都心部地域	都心部にふさわしい、文化と活力にあふれた景観づくり																																																																	
西部地域	夜市川といで湯を活かした心地よい景観づくり																																																																	
北西部地域	水と緑とともに暮らす、やすらぎと交流による景観づくり																																																																	
東部地域	緑に恵まれ、コミュニティ豊かに暮らせる景観づくり																																																																	
島しょ部地域	美しい海と山と歴史を育み、交流を深める景観づくり																																																																	
北部地域	人とツルなどの動植物が共生し、自然と文化豊かな景観づくり																																																																	
中山間部地域	清流と緑に恵まれ、歴史を味わう癒しの景観づくり																																																																	
都心軸地区	緑と周辺の建物が調和し、人の活動を生み出す賑わいのある景観づくり																																																																	
鹿野地区	歴史的景観、自然景観を協働で守り、育てる景観づくり																																																																	

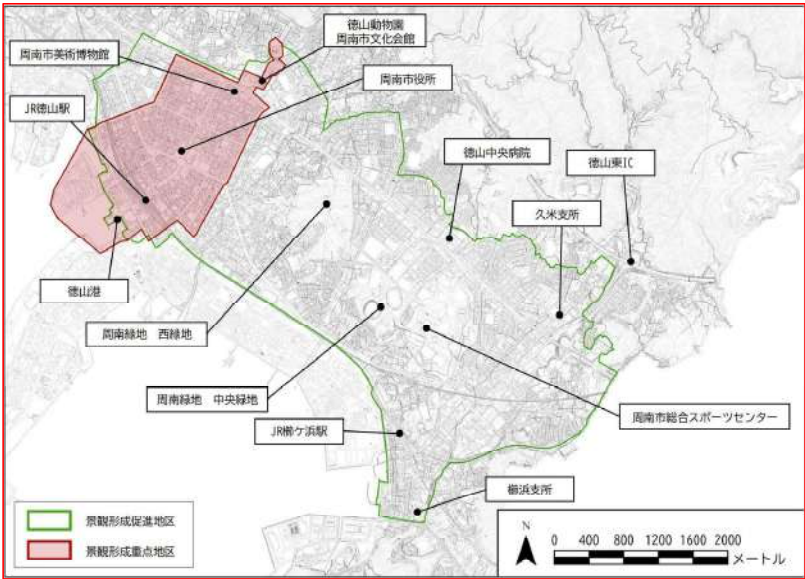
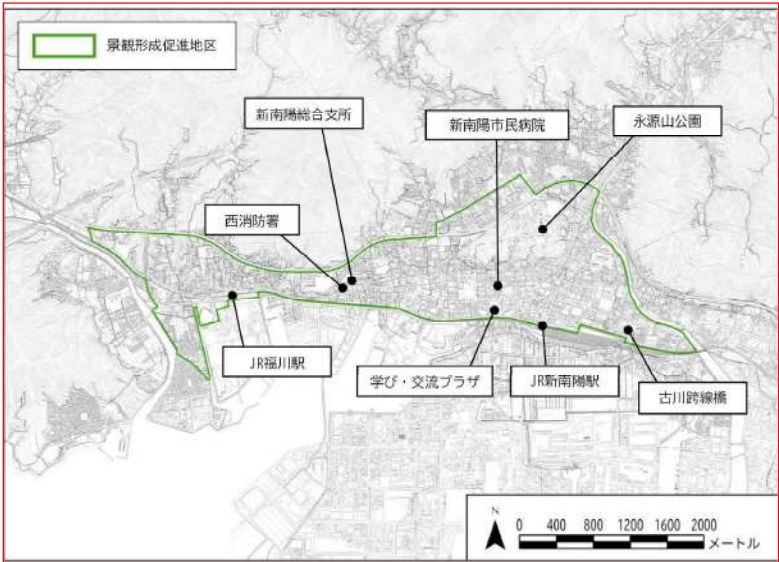
【新：改定素案】	【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】	備考
第3章 行為の制限及びその他の事項 1. 良好な景観の形成のための行為の制限 (法第 8 条第 2 項第 2 号関係) (1) 周南市景観計画における「行為の制限」の考え方 良好な景観の形成のためには、新規に建築される建物や各種の開発行為に対しての「行為の制限」が必要ですが、その考え方は本市の景観特性に配慮することが必要です。 ①景観に配慮する市民の意識を高めることが最も大切【行為の制限の目標】 行為の制限は、新規に建築される建物や各種の開発行為に対して、行政としてのチェック・改善の指導として行われることとなりますが、市民の景観意識が熟成されていれば、問題となる行為そのものが起こらないと考えられます。すなわち、景観に配慮する市民の意識を高めるような「行為の制限」とするために、市域全域で取り組む届出制度を適用します。 なお、本計画の策定から約 14 年が経過する中で、届出制度の運用により景観に配慮する市民の意識の醸成は進んできたものと考えられることから、計画の一部改定において、届出行為の対象範囲を一部変更します。 引き続き、「景観形成ガイドライン」において、景観誘導の具体的な手法や配慮事項を示すことにより、届出制度の市民への周知や届出制度の円滑な運用を図ることが重要です。 ②景観計画区域（市全域）で問題となる景観の発生を抑えるための「行為の制限」 景観計画区域（市全域）では、届出制度の運用により、問題となる景観の発生を事前に抑制し、良好な景観形成を推進します。 ③景観形成重点地区では、良好な景観を誘導するための「行為の制限」 景観形成重点地区においては、重点的に特徴ある景観形成を図っていく必要があるため、問題となる景観の発生を防ぐとともに、良好な景観を誘導していくことが重要となります。したがって、問題となる行為の制限に加え、特徴ある景観形成を誘導するための行為の制限を行うことが重要です。	第3章 行為の制限及びその他の事項 1. 良好な景観の形成のための行為の制限 (法第 8 条第 2 項第 3 号関係) (1) 周南市景観計画における「行為の制限」の考え方 良好な景観の形成のためには、新規に建築される建物や各種の開発行為に対しての「行為の制限」が必要ですが、その考え方は本市の景観特性に配慮することが必要です。 ①景観に配慮する市民の意識を高めることが最も大切 行為の制限は、新規に建築される建物や各種の開発行為に対して、行政としてのチェック・改善の指導として行われることとなりますが、市民の景観意識が熟成されていれば、問題となる行為そのものが起こらないと考えられます。すなわち、景観に配慮する市民の意識を高めるような「行為の制限」とし、<u>良好な景観形成のため問題となる行為を制限します。</u>市域全域で取り組む<u>ため</u>届出制度を適用します。 届出制度の市民への周知を図るとともに届出制度の円滑な運用を図るため、「景観形成ガイドライン」を<u>策定</u>し、景観誘導の具体的な手法や配慮事項を示すことが重要です。 ②景観形成重点地区では、良好な景観を誘導する「行為の制限」 景観形成重点地区においては、重点的に特徴ある景観形成を図っていく必要があるため、問題となる景観の発生を防ぐとともに、良好な景観を誘導していくことが重要となります。したがって、問題となる行為の制限に加え、特徴ある景観形成を誘導するための行為の制限を行うことが重要です。	現行ページ：55 ページ目 最新法令の反映 文言修正 文言修正 景観届出範囲の変更に関する修正 時点修正 文言修正 文言修正

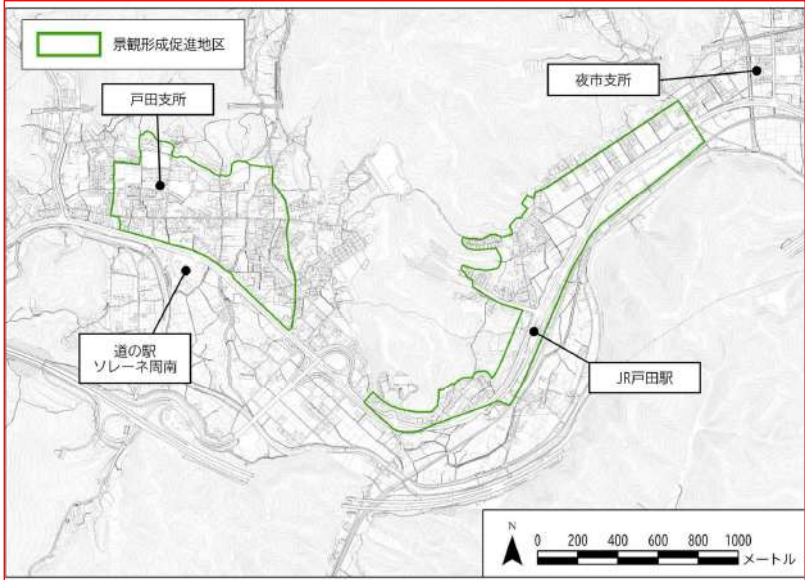
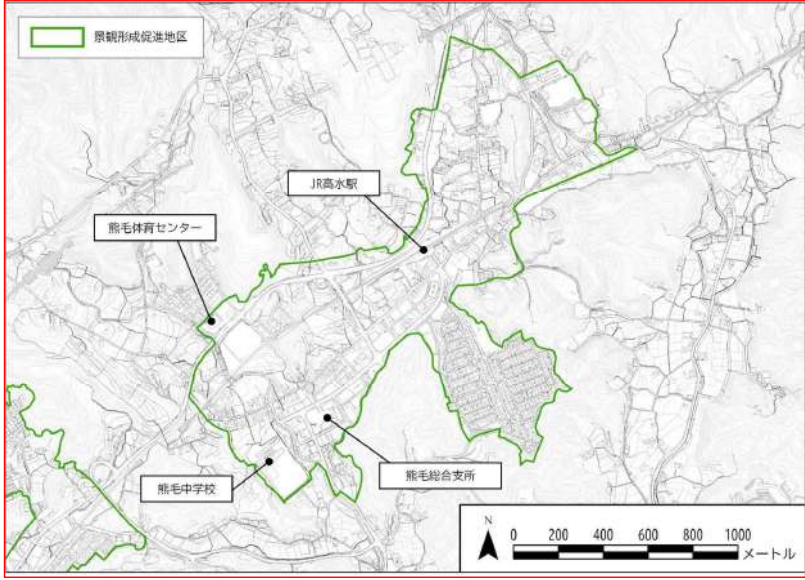
【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
■行為の制限のイメージ  【行為の制限の目標】 市民の景観へ配慮する意識の醸成 【景観計画区域】（市全域） ○問題となる景観の発生を抑えるための行為の制限 【景観形成重点地区】（都心軸、鹿野） ○特徴ある景観形成を誘導するための行為の制限 景観形成ガイドライン （誘導目標事例集）	■行為の制限のイメージ  【行為の制限の目標】 市民の景観へ配慮する意識の醸成 【景観計画区域】（市全域） ○問題となる景観の発生を抑える行為の制限 【景観形成重点地区】（都心軸、鹿野） ○特徴ある景観形成を誘導する行為の制限 景観形成ガイドライン （誘導目標事例集）	備考 現行ページ：55 ページ目 文言修正

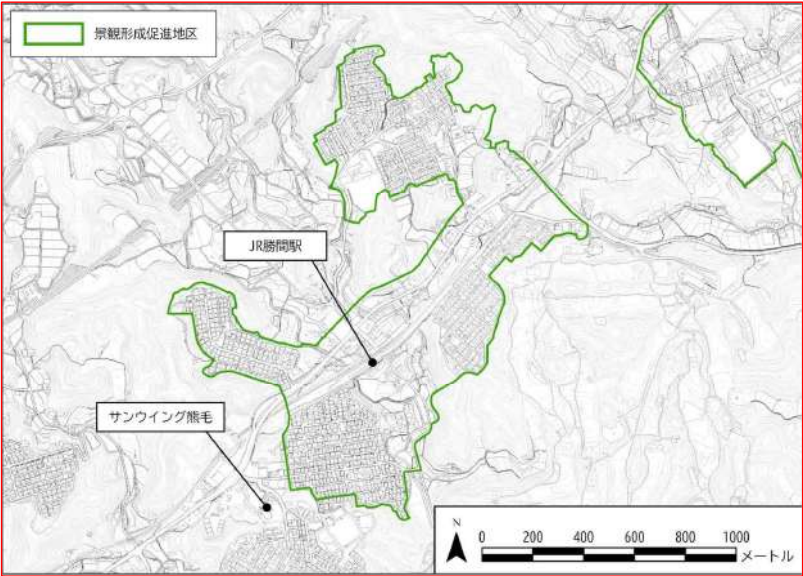
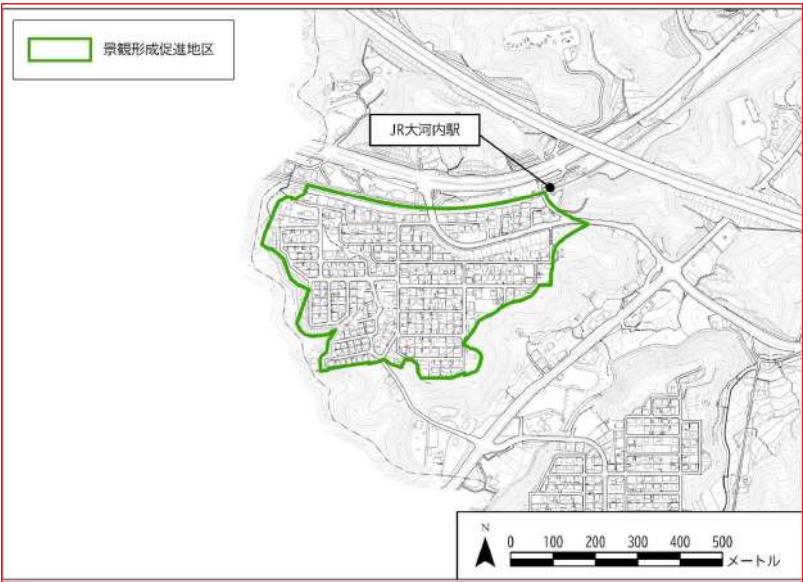
【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
（２）行為の制限の全体フレーム 行為の制限にあたっては、将来目標である「自然・人・地域が紡ぎだす心地よい周南の景観」を実現するための届出対象行為と景観形成基準を設定し、「周南市民にとって“心地よい”景観」を創り、守るための景観誘導を図ります。 自然・人・地域が紡ぎだす心地よい周南の景観 周南市民にとって“心地よい”景観とは何か 【市民意識調査】 満足度が高い景観 ・本市の眺望全般 ・山、海、河川等の自然景観 ・田や畑の広がる田園景観 美しい景観 ・自然とふれあえる公園・緑地の景観 満足度が低い景観 ・駅周辺や中心市街地の景観 景観を損ねているもの ・ごみの不法投棄や土砂・廃棄物等の野積み 大切にしたい、行事・活動 ・ツリーまつり、花火大会 徳山夏まつり 参加意向 ・地区エリアでの活動への参加意向が高い 強みである“自然”などの景観を守る 弱みである“地域”の課題を改善する “人”の参加と協力により実現する “心地よい”景観を紡ぎだす 市全域で進める景観まちづくり 【景観計画区域を対象とした景観形成基準】 ⇒景観に対して配慮する意識を高めるための基準・ルール ⇒景観形成上問題となる行為をチェックする。 景観形成重点地区 【都心軸地区の景観形成基準】 ⇒本市のシンボリックな地区として、本市の特性（自然景観の確保、緑地景観の創出）を創出し、周辺の建物が調和した賑わいある景観形成するための基準・ルール ⇒景観形成上問題となる行為をチェックするとともに、都心軸の景観形成目標に即した行為となるように誘導する。 【鹿野地区の景観形成基準】 ⇒地域が主体となった景観まちづくりの活動モデル地区として、地域とともに歴史や文化を守り、将来に継承していく景観形成するための基準・ルール ⇒景観形成上問題となる行為をチェックするとともに、鹿野地区の景観形成目標に即した行為となるように誘導する。	（２）行為の制限の全体フレーム 行為の制限にあたっては、将来目標である「自然・人・地域が紡ぎだす心地よい周南の景観」を実現するための届出対象行為と景観形成基準を設定し、「周南市民にとって“心地よい”景観」を創り、守るための景観誘導を図ります。 自然・人・地域が紡ぎだす心地よい周南の景観 周南市民にとって“心地よい”景観とは何か 【市民意識調査】 満足度が高い景観 ・本市の眺望全般 ・山、海、河川等の自然景観 ・田や畑の広がる田園景観 美しい景観 ・自然とふれあえる公園・緑地の景観 満足度が低い景観 ・駅周辺や中心市街地の景観 景観を損ねているもの ・ごみの不法投棄や土砂・廃棄物等の野積み 大切にしたい、行事・活動 ・ツリーまつり、花火大会 徳山夏まつり 参加意向 ・地区エリアでの活動への参加意向が高い 強みである“自然”などの景観を守る 弱みである“地域”の課題を改善する “人”の参加と協力により実現する “心地よい”景観を紡ぎだす 市全域で進める景観まちづくり 【景観計画区域を対象とした景観形成基準】 ⇒景観に対して配慮する意識を高めるための基準・ルール ⇒景観形成上問題となる行為をチェックする。 景観形成重点地区 【都心軸地区の景観形成基準】 ⇒本市のシンボリックな地区として、本市の特性（自然景観の確保、緑地景観の創出）を創出し、周辺の建物が調和した賑わいある景観形成するための基準・ルール ⇒景観形成上問題となる行為をチェックするとともに、都心軸の景観形成目標に即した行為となるように誘導する。 【鹿野地区の景観形成基準】 ⇒地域が主体となった景観まちづくりの活動モデル地区として、地域とともに歴史や文化を守り、将来に継承していく景観形成するための基準・ルール ⇒景観形成上問題となる行為をチェックするとともに、鹿野地区の景観形成目標に即した行為となるように誘導する。	現行ページ：56 ページ目

【新：改定素案】				【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】			備考																																																					
（３）対象となる届出行為				（３）対象となる届出行為			現行ページ：57 ページ目																																																					
届出が必要となる行為を以下に示します。これらの行為に関する届出を行う場合は、あらかじめ景観計画に定められている『行為の制限およびその他の事項』及び景観条例に基づき、事前協議を行うこととします。 ■届出対象行為 <table><tr><th>対象となる行為</th><th>具体的な行為</th><th>対象となる規模</th><th>対象エリア</th></tr><tr><td rowspan="2">建築物</td><td rowspan="2">建築物の建築等</td><td><大規模な行為> ◆延床面積 500 ㎡以上、または高さ 3 階以上の建築物等</td><td>★ ★ ★</td></tr><tr><td><大規模な行為以外の行為> ◆上記以外の建築物 （建築確認申請が必要な規模） ※都市計画区域外においては、区域内と同等のものとする</td><td>★ ★</td></tr><tr><td>工作物</td><td>工作物の設置</td><td><大規模な行為> ◆高さ 15m 超の鉄柱、高さ 4m 超の屋外広告物、高さ 2m 超の擁壁などの工作物等 （建築確認申請が必要な規模）</td><td>★ ★ ★</td></tr><tr><td>開発行為</td><td>土地の開発</td><td><大規模な行為> ◆建築物の建設等に伴う 1,000 ㎡以上の開発行為</td><td>★ ★ ★</td></tr><tr><td rowspan="2">土地の開墾、その他土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）</td><td>土地の形を変える</td><td rowspan="2"><大規模な行為> ◆3,000 ㎡以上</td><td rowspan="2">★ ★ ★</td></tr><tr><td>土砂の採取、鉱物の採取</td></tr><tr><td>木竹の伐採</td><td>木竹の伐採などを行う</td><td><大規模な行為> ◆3,000 ㎡以上</td><td>★ ★ ★</td></tr><tr><td>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</td><td>屋外に土石や廃棄物を堆積する</td><td><大規模な行為> ◆1,000 ㎡以上</td><td>★ ★ ★</td></tr></table> ★：景観形成一般地区 ★：景観形成促進地区 ★：景観形成重点地区 ※各エリアの概要については p. 62 に記載する。				対象となる行為	具体的な行為	対象となる規模		対象エリア	建築物	建築物の建築等	<大規模な行為> ◆延床面積 500 ㎡以上、または高さ 3 階以上の建築物等	★ ★ ★	<大規模な行為以外の行為> ◆上記以外の建築物 （建築確認申請が必要な規模） ※都市計画区域外においては、区域内と同等のものとする	★ ★	工作物	工作物の設置	<大規模な行為> ◆高さ 15m 超の鉄柱、高さ 4m 超の屋外広告物、高さ 2m 超の擁壁などの工作物等 （建築確認申請が必要な規模）	★ ★ ★	開発行為	土地の開発	<大規模な行為> ◆建築物の建設等に伴う 1,000 ㎡以上の開発行為	★ ★ ★	土地の開墾、その他土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）	土地の形を変える	<大規模な行為> ◆3,000 ㎡以上	★ ★ ★	土砂の採取、鉱物の採取	木竹の伐採	木竹の伐採などを行う	<大規模な行為> ◆3,000 ㎡以上	★ ★ ★	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	屋外に土石や廃棄物を堆積する	<大規模な行為> ◆1,000 ㎡以上	★ ★ ★	届出が必要となる行為を以下に示します。これらの行為に関する届出を行う場合は、あらかじめ景観計画に定められている『行為の制限およびその他の事項』及び景観条例に基づき、事前協議を行うこととします。 ■届出対象行為 <table><tr><th>対象となる行為</th><th>具体的な行為</th><th>対象となる規模</th></tr><tr><td>建築物</td><td>建築物の新築等</td><td><大規模な行為> ◆延床面積 500 ㎡以上、または高さ 3 階以上の建築物等 <大規模な行為以外の行為> ◆全ての建築物（建築確認申請が必要な規模（都市計画区域外においては、区域内と同等のものとする））</td></tr><tr><td>工作物</td><td>工作物の設置</td><td><大規模な行為> ◆高さ 15m 超の鉄柱、高さ 4m 超の屋外広告物、高さ 2m 超の擁壁などの工作物等（建築確認申請が必要な規模）</td></tr><tr><td>開発行為</td><td>土地の開発</td><td><大規模な行為> ◆建築物の建設等に伴う 1,000 ㎡以上の開発行為</td></tr><tr><td>土地の開墾、その他土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）</td><td rowspan="2">土地の形を変える</td><td rowspan="2"><大規模な行為> ◆3,000 ㎡以上</td></tr><tr><td>土砂の採取、鉱物の採取</td></tr><tr><td>木竹の伐採</td><td>木竹の伐採などを行う</td><td><大規模な行為> ◆3,000 ㎡以上</td></tr><tr><td>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</td><td>屋外に土石や廃棄物を堆積する</td><td><大規模な行為> ◆1,000 ㎡以上</td></tr></table>			対象となる行為	具体的な行為	対象となる規模	建築物	建築物の新築等	<大規模な行為> ◆延床面積 500 ㎡以上、または高さ 3 階以上の建築物等 <大規模な行為以外の行為> ◆全ての建築物（建築確認申請が必要な規模（都市計画区域外においては、区域内と同等のものとする））	工作物	工作物の設置	<大規模な行為> ◆高さ 15m 超の鉄柱、高さ 4m 超の屋外広告物、高さ 2m 超の擁壁などの工作物等（建築確認申請が必要な規模）	開発行為	土地の開発	<大規模な行為> ◆建築物の建設等に伴う 1,000 ㎡以上の開発行為	土地の開墾、その他土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）	土地の形を変える	<大規模な行為> ◆3,000 ㎡以上	土砂の採取、鉱物の採取	木竹の伐採	木竹の伐採などを行う	<大規模な行為> ◆3,000 ㎡以上	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	屋外に土石や廃棄物を堆積する	<大規模な行為> ◆1,000 ㎡以上
対象となる行為	具体的な行為	対象となる規模	対象エリア																																																									
建築物	建築物の建築等	<大規模な行為> ◆延床面積 500 ㎡以上、または高さ 3 階以上の建築物等	★ ★ ★																																																									
		<大規模な行為以外の行為> ◆上記以外の建築物 （建築確認申請が必要な規模） ※都市計画区域外においては、区域内と同等のものとする	★ ★																																																									
工作物	工作物の設置	<大規模な行為> ◆高さ 15m 超の鉄柱、高さ 4m 超の屋外広告物、高さ 2m 超の擁壁などの工作物等 （建築確認申請が必要な規模）	★ ★ ★																																																									
開発行為	土地の開発	<大規模な行為> ◆建築物の建設等に伴う 1,000 ㎡以上の開発行為	★ ★ ★																																																									
土地の開墾、その他土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）	土地の形を変える	<大規模な行為> ◆3,000 ㎡以上	★ ★ ★																																																									
	土砂の採取、鉱物の採取																																																											
木竹の伐採	木竹の伐採などを行う	<大規模な行為> ◆3,000 ㎡以上	★ ★ ★																																																									
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	屋外に土石や廃棄物を堆積する	<大規模な行為> ◆1,000 ㎡以上	★ ★ ★																																																									
対象となる行為	具体的な行為	対象となる規模																																																										
建築物	建築物の新築等	<大規模な行為> ◆延床面積 500 ㎡以上、または高さ 3 階以上の建築物等 <大規模な行為以外の行為> ◆全ての建築物（建築確認申請が必要な規模（都市計画区域外においては、区域内と同等のものとする））																																																										
工作物	工作物の設置	<大規模な行為> ◆高さ 15m 超の鉄柱、高さ 4m 超の屋外広告物、高さ 2m 超の擁壁などの工作物等（建築確認申請が必要な規模）																																																										
開発行為	土地の開発	<大規模な行為> ◆建築物の建設等に伴う 1,000 ㎡以上の開発行為																																																										
土地の開墾、その他土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）	土地の形を変える	<大規模な行為> ◆3,000 ㎡以上																																																										
土砂の採取、鉱物の採取																																																												
木竹の伐採	木竹の伐採などを行う	<大規模な行為> ◆3,000 ㎡以上																																																										
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	屋外に土石や廃棄物を堆積する	<大規模な行為> ◆1,000 ㎡以上																																																										

【新：改定素案】	【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】	備考															
本計画では、届出が必要となる行為について、エリアの状況に応じたものとするため、景観形成促進地区を定めます。 景観形成一般地区では、届出対象行為のうち、大規模な行為のみを届出対象とし、景観形成促進地区と景観形成重点地区については、それに加え、大規模な行為以外の建築物についても届出対象とします。 なお、景観形成促進地区は、上位計画である周南市立地適正化計画において、良好な景観により、魅力のある快適な居住環境を形成する「居住促進区域」の範囲を参考に設定します。 ■エリアの区分 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">景観計画区域</th></tr><tr><th>景観形成一般地区</th><th>景観形成促進地区</th><th>景観形成重点地区</th></tr><tr><td>該当地域</td><td>右記以外の 景観計画区域</td><td>立地適正化計画の 居住促進区域を参考に設定</td><td>都心軸地区 鹿野地区</td></tr><tr><td>届出対象 規模</td><td>届出対象行為のうち 大規模な行為</td><td>全ての届出対象規模</td><td>全ての届出対象規模</td></tr></table>  【凡例】 - 景観形成一般地区 - 景観形成促進地区 - 景観形成重点地区		景観計画区域			景観形成一般地区	景観形成促進地区	景観形成重点地区	該当地域	右記以外の 景観計画区域	立地適正化計画の 居住促進区域を参考に設定	都心軸地区 鹿野地区	届出対象 規模	届出対象行為のうち 大規模な行為	全ての届出対象規模	全ての届出対象規模		現行ページ：－ 景観届出範囲の変更に関する修正
		景観計画区域															
	景観形成一般地区	景観形成促進地区	景観形成重点地区														
該当地域	右記以外の 景観計画区域	立地適正化計画の 居住促進区域を参考に設定	都心軸地区 鹿野地区														
届出対象 規模	届出対象行為のうち 大規模な行為	全ての届出対象規模	全ての届出対象規模														

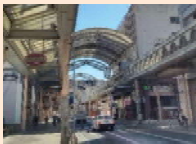
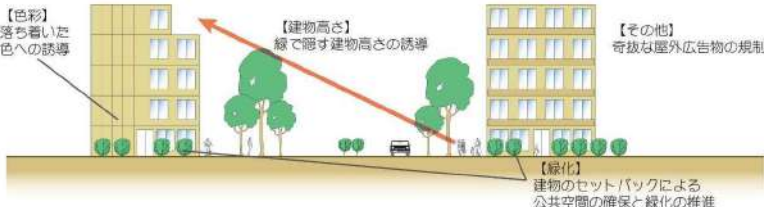
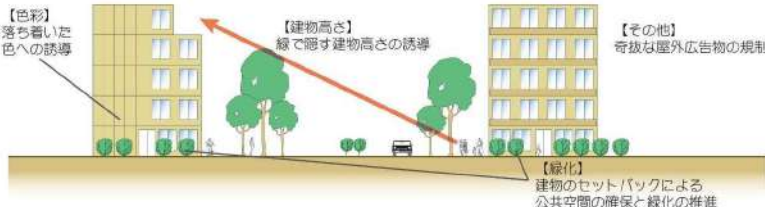
【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
景観形成促進地区の詳細図 ■徳山エリア  ■新南陽エリア 		現行ページ：－ 景観届出範囲の変更に関する修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
■戸田エリア  ■高水エリア 		現行ページ：－ 景観届出範囲の変更に関する修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
■勝間エリア  ■大河内エリア 		現行ページ：－ 景観届出範囲の変更に関する修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】	備考																												
（４）景観計画区域における行為の制限 景観計画区域の行為の制限にあたっては、周南市民にとって“心地よい”景観を紡ぎだすことに主眼をおき、以下の基本方針を定め、良好な景観形成の実現に向けた景観形成基準を設定します。 景観計画区域における行為の制限に関する基本方針 ・市の骨格となる山や海などの自然景観と眺望景観への配慮 ・“心地よい”景観を生み出すための、周辺との調和と境界部への配慮 ・周南市らしい景観まちづくりを進めるための緑化の推進 ・大規模な開発や土地の変更にあたっての景観への配慮 ・自然景観資源の保全 ・ごみの不法投棄や土砂・廃棄物等の景観阻害要因の改善 景観形成の基本理念や目標、基本方針に基づき、良好な景観形成の実現に向けた景観形成基準を設定します。行為の規模に関わらず、市民が一体となって配慮していく基準・ルールとして、市民との共有を図ります。 ■景観形成基準（景観計画区域） <table><tr><th colspan="2">建築物</th></tr><tr><td>基本的事項</td><td>地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮する。 道路や公園等の公共の場所から、山や海の自然景観の眺望の妨げとならないよう配慮する。</td></tr><tr><td>外観</td><td>周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。</td></tr><tr><td>高さ</td><td>山並みの稜線に配慮した高さとする。（大規模な行為のみ）</td></tr><tr><td>色彩</td><td>落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。 周囲が山や田園等の自然景観である地域、歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、高明度、高彩度の色は避ける。 工場等は、圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した色彩とする。</td></tr><tr><td>外構</td><td>駐車場、駐輪場、ごみ置き場、ガス庫等の付属施設は、建築物や周辺のまち並みに配慮する。 道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。</td></tr><tr><td>緑化</td><td>敷地内については、できる限り多くの部分を緑化する。 工業地帯については、周辺の住宅地や公共の場所に対して緩衝機能をもたせるように、できる限り緑化をするように努める。 植栽については、周辺のまち並みや山並み等の景観に配慮する。</td></tr></table>	建築物		基本的事項	地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮する。 道路や公園等の公共の場所から、山や海の自然景観の眺望の妨げとならないよう配慮する。	外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。	高さ	山並みの稜線に配慮した高さとする。（大規模な行為のみ）	色彩	落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。 周囲が山や田園等の自然景観である地域、歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、高明度、高彩度の色は避ける。 工場等は、圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した色彩とする。	外構	駐車場、駐輪場、ごみ置き場、ガス庫等の付属施設は、建築物や周辺のまち並みに配慮する。 道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。	緑化	敷地内については、できる限り多くの部分を緑化する。 工業地帯については、周辺の住宅地や公共の場所に対して緩衝機能をもたせるように、できる限り緑化をするように努める。 植栽については、周辺のまち並みや山並み等の景観に配慮する。	（４）景観計画区域における行為の制限 景観計画区域の行為の制限にあたっては、周南市民にとって“心地よい”景観を紡ぎだすことに主眼をおき、以下の基本方針を定め、良好な景観形成の実現に向けた景観形成基準を設定します。 景観計画区域における行為の制限に関する基本方針 ・市の骨格となる山や海などの自然景観と眺望景観への配慮 ・“心地よい”景観を生み出すための、周辺との調和と境界部への配慮 ・周南市らしい景観まちづくりを進めるための緑化の推進 ・大規模な開発や土地の変更にあたっての景観への配慮 ・自然景観資源の保全 ・ごみの不法投棄や土砂・廃棄物等の景観阻害要因の改善 景観形成の基本理念や目標、基本方針に基づき、良好な景観形成の実現に向けた景観形成基準を設定します。行為の規模に関わらず、市民が一体となって配慮していく基準・ルールとして、市民との共有を図ります。 ■景観形成基準（景観計画区域） <table><tr><th colspan="2">建築物</th></tr><tr><td>基本的事項</td><td>地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮する。 道路や公園等の公共の場所から、山や海の自然景観の眺望の妨げとならないよう配慮する。</td></tr><tr><td>外観</td><td>周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。</td></tr><tr><td>高さ</td><td>山並みの稜線に配慮した高さとする。（大規模な行為のみ）</td></tr><tr><td>色彩</td><td>落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。 周囲が山や田園等の自然景観である地域、歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、高明度、高彩度の色は避ける。 工場等は、圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した色彩とする。</td></tr><tr><td>外構</td><td>駐車場、駐輪場、ごみ置き場、ガス庫等の付属施設は、建築物や周辺のまち並みに配慮する。 道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。</td></tr><tr><td>緑化</td><td>敷地内については、できる限り多くの部分を緑化する。 工業地帯については、周辺の住宅地や公共の場所に対して緩衝機能をもたせるように、できる限り緑化をするように努める。 植栽については、周辺のまち並みや山並み等の景観に配慮する。</td></tr></table>	建築物		基本的事項	地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮する。 道路や公園等の公共の場所から、山や海の自然景観の眺望の妨げとならないよう配慮する。	外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。	高さ	山並みの稜線に配慮した高さとする。（大規模な行為のみ）	色彩	落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。 周囲が山や田園等の自然景観である地域、歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、高明度、高彩度の色は避ける。 工場等は、圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した色彩とする。	外構	駐車場、駐輪場、ごみ置き場、ガス庫等の付属施設は、建築物や周辺のまち並みに配慮する。 道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。	緑化	敷地内については、できる限り多くの部分を緑化する。 工業地帯については、周辺の住宅地や公共の場所に対して緩衝機能をもたせるように、できる限り緑化をするように努める。 植栽については、周辺のまち並みや山並み等の景観に配慮する。	現行ページ：58 ページ目
建築物																														
基本的事項	地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮する。 道路や公園等の公共の場所から、山や海の自然景観の眺望の妨げとならないよう配慮する。																													
外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。																													
高さ	山並みの稜線に配慮した高さとする。（大規模な行為のみ）																													
色彩	落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。 周囲が山や田園等の自然景観である地域、歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、高明度、高彩度の色は避ける。 工場等は、圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した色彩とする。																													
外構	駐車場、駐輪場、ごみ置き場、ガス庫等の付属施設は、建築物や周辺のまち並みに配慮する。 道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。																													
緑化	敷地内については、できる限り多くの部分を緑化する。 工業地帯については、周辺の住宅地や公共の場所に対して緩衝機能をもたせるように、できる限り緑化をするように努める。 植栽については、周辺のまち並みや山並み等の景観に配慮する。																													
建築物																														
基本的事項	地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮する。 道路や公園等の公共の場所から、山や海の自然景観の眺望の妨げとならないよう配慮する。																													
外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。																													
高さ	山並みの稜線に配慮した高さとする。（大規模な行為のみ）																													
色彩	落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。 周囲が山や田園等の自然景観である地域、歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、高明度、高彩度の色は避ける。 工場等は、圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した色彩とする。																													
外構	駐車場、駐輪場、ごみ置き場、ガス庫等の付属施設は、建築物や周辺のまち並みに配慮する。 道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。																													
緑化	敷地内については、できる限り多くの部分を緑化する。 工業地帯については、周辺の住宅地や公共の場所に対して緩衝機能をもたせるように、できる限り緑化をするように努める。 植栽については、周辺のまち並みや山並み等の景観に配慮する。																													

【新：改定素案】		【旧：現行（平成23年6月策定）】		備考
現行ページ：59 ページ目				
工作物		工作物		
基本的事項	地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮する。 道路や公園等の公共の場所から、山や海の自然景観の眺望の妨げとならないよう配慮する。	基本的事項	地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮する。 道路や公園等の公共の場所から、山や海の自然景観の眺望の妨げとならないよう配慮する。	
外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。	外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。	
高さ	山並みの稜線に配慮した高さとする。	高さ	山並みの稜線に配慮した高さとする。	
色彩	隣接する建築物の外壁の色彩と同一程度のもの、または周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。周囲が山や田園等の自然景観である地域、歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、高明度、高彩度の色は避ける。	色彩	隣接する建築物の外壁の色彩と同一程度のもの、または周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。周囲が山や田園等の自然景観である地域、歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、高明度、高彩度の色は避ける。	
外構	道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化や、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。	外構	道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化や、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。	
開発行為、土地の開墾、その他土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）		開発行為、土地の開墾、その他土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）		
地形	敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を生かし、長大なのり面または擁壁が生じないようにする。	地形	敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を生かし、長大なのり面または擁壁が生じないようにする。	
のり面・擁壁	のり面が生じる場合は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図る。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とする。	のり面・擁壁	のり面が生じる場合は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図る。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とする。	
土砂の採取、鉱物の採取		土砂の採取、鉱物の採取		
方法	土石の採取または鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取または掘採の位置、方法を工夫する。	方法	土石の採取または鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取または掘採の位置、方法を工夫する。	
のり面・擁壁	のり面が生じる場合は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図る。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とする。	のり面・擁壁	のり面が生じる場合は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図る。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とする。	
木竹の伐採		木竹の伐採		
伐採	地域の景観を著しく損ねることがないように配慮する。 伐採の面積は必要最小限とする。	伐採	地域の景観を著しく損ねることがないように配慮する。 伐採の面積は必要最小限とする。	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
位置及び遮へい	道路や公園等の公共の場所から、目立ちにくい位置及び規模とする。 できる限り道路、道路や公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽または塀等で遮へいする。	位置及び遮へい	道路や公園等の公共の場所から、目立ちにくい位置及び規模とする。 できる限り道路、道路や公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽または塀等で遮へいする。	

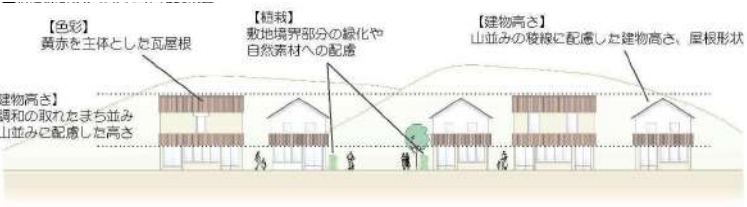
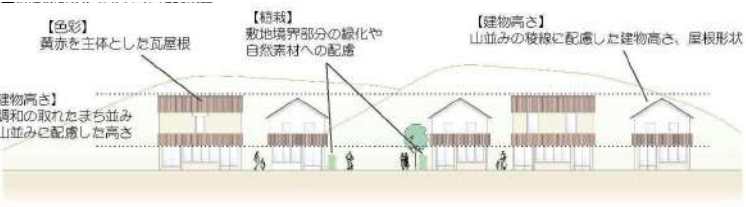
【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
2. 景観形成重点地区の行為の制限	2. 景観形成重点地区の行為の制限	現行ページ：60 ページ目
(法第8条第2項第2号関係)	(法第8条第2項第3号関係)	
(1) 都心軸地区における行為の制限	(1) 都心軸地区における行為の制限	
都心軸地区の行為の制限にあたっては、「御幸通・岐山通」「JR 徳山駅からの市街地景観」などの周南市らしい景観を生かしながら、駅周辺や中心市街地一体の景観形成を図るため、以下の基本方針を設定します。	都心軸地区の行為の制限にあたっては、「御幸通り・岐山通り」「JR 徳山駅からの市街地景観」などの周南市らしい景観を生かしながら、駅周辺や中心市街地一体の景観形成を図るため、以下の基本方針を設定します。	
都心軸地区における行為の制限に関する基本方針	都心軸地区における行為の制限に関する基本方針	
・市の骨格となる山や海などの自然景観と眺望景観への配慮 ・“心地よい”景観を生み出すための、周辺との調和と境界部への配慮 ・中心市街地として、歩行空間の賑わい景観の創出 ・建築物、工作物等の色彩や高さの統一感を創出 ・周南市らしい景観まちづくりを進めるための緑化の推進 ・大規模な開発や土地の変更にあたっての景観への配慮 ・御幸通・岐山通の並木などの自然景観資源の保全 ・ごみの不法投棄や土砂・廃棄物等の景観阻害要因の改善	・市の骨格となる山や海などの自然景観と眺望景観への配慮 ・“心地よい”景観を生み出すための、周辺との調和と境界部への配慮 ・中心市街地として、歩行空間の賑わい景観の創出 ・建築物、工作物等の色彩や高さの統一感を創出 ・周南市らしい景観まちづくりを進めるための緑化の推進 ・大規模な開発や土地の変更にあたっての景観への配慮 ・御幸通り・岐山通りの並木などの自然景観資源の保全 ・ごみの不法投棄や土砂・廃棄物等の景観阻害要因の改善	
<規制すべき対象> ・高彩度、高明度の建築物及び工作物 ・緑（街路樹等）との調和や山並みの稜線を妨げるような高層の建築物及び工作物	<規制すべき対象> ・高彩度、高明度の建築物及び工作物 ・緑（街路樹等）との調和や山並みの稜線を妨げるような高層の建築物及び工作物	
<誘導すべき対象> ・建物のセットバック及び周辺の緑化 ・境界部分の塀や付帯施設における色彩や自然素材への配慮	<誘導すべき対象> ・建物のセットバック及び周辺の緑化 ・境界部分の塀や付帯施設における色彩や自然素材への配慮	
 御幸通  岐山通の街路樹  商店街（銀座モール）  びーえっちどおりパブリックアート	 御幸通り  岐山通りの街路樹  商店街（銀座モール）  びーえっちどおりパブリックアート	写真の差し替え
■都心軸地区における景観誘導	■都心軸地区における景観誘導	
		

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
■都心軸地区における行為の制限の効果 高さや色彩に配慮すると・・・ 効果 ◎スカイラインの統一 ◎周辺と調和した建物デザイン <配慮前>  >  <景観への配慮> 建物のセットバックに配慮すると・・・ 効果 ◎快適な歩行空間・街路景観の形成 ◎市街地における緑の確保 <配慮前>  >  <景観への配慮>	■都心軸地区における行為の制限の効果 高さや色彩に配慮すると・・・ 効果 ◎スカイラインの統一 ◎周辺と調和した建物デザイン <配慮前>  >  <景観への配慮> 建物のセットバックに配慮すると・・・ 効果 ◎快適な歩行空間・街路景観の形成 ◎市街地における緑の確保 <配慮前>  >  <景観への配慮>	現行ページ：61 ページ目

【新：改定素案】		【旧：現行（平成23年6月策定）】		備考
■景観形成基準（都心軸地区）		■景観形成基準（都心軸地区）		現行ページ：62 ページ目
建築物		建築物		
基本的事項	地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮する。 道路や公園等の公共の場所から、山や海の自然景観の眺望の妨げとならないよう配慮する。	基本的事項	地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮する。 道路や公園等の公共の場所から、山や海の自然景観の眺望の妨げとならないよう配慮する。	
外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。 商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りセットバックによる公共空間の確保に努め、賑わいなどを演出する。	外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。 商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りセットバックによる公共空間の確保に努め、賑わいなどを演出する。	
高さ	御幸通や岐山通沿道の街路景観の整っている地域では、道路等の公共の場所を視点場とし、山並みや街路樹等の稜線に与える影響を軽減する高さとする。（大規模な行為のみ）	高さ	御幸通りや岐山通り沿道の街路景観の整っている地域では、道路等の公共の場所を視点場とし、山並みや街路樹等の稜線に与える影響を軽減する高さとする。（大規模な行為のみ）	
色彩	落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。 工場等は、圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した色彩とする。 御幸通や岐山通沿道の街路景観の整っている地域では、中明度 3～7 かつ低彩度、または無彩色とするように努める。アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫する。	色彩	落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。 工場等は、圧迫感、威圧感を感じさせないように配慮した色彩とする。 御幸通りや岐山通り沿道の街路景観の整っている地域では、中明度 3～7 かつ低彩度、または無彩色とするように努める。アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫する。	
外構	駐車場、駐輪場、ごみ置き場、ガス庫等の付属施設は、建築物や周辺のまち並みに配慮する。 道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。	外構	駐車場、駐輪場、ごみ置き場、ガス庫等の付属施設は、建築物や周辺のまち並みに配慮する。 道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。	
緑化	敷地内においては、できる限り多くの部分を緑化する。 工業等については、周辺の住宅地や公共の場所に対して緩衝機能をもたせるように、できる限り緑化をするように努める。 植栽については、周辺のまち並みや山並み等の景観に配慮する。	緑化	敷地内においては、できる限り多くの部分を緑化する。 工業等については、周辺の住宅地や公共の場所に対して緩衝機能をもたせるように、できる限り緑化をするように努める。 植栽については、周辺のまち並みや山並み等の景観に配慮する。	
工作物		工作物		
基本的事項	地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮する。 道路や公園等の公共の場所から、山や海の自然景観の眺望の妨げとならないよう配慮する。	基本的事項	地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮する。 道路や公園等の公共の場所から、山や海の自然景観の眺望の妨げとならないよう配慮する。	
外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。	外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。	
高さ	御幸通や岐山通沿道の街路景観の整っている地域では、道路等の公共の場所を視点場とし、山並みや街路樹等の稜線に与える影響を軽減する高さとする。	高さ	御幸通りや岐山通り沿道の街路景観の整っている地域では、道路等の公共の場所を視点場とし、山並みや街路樹等の稜線に与える影響を軽減する高さとする。	
色彩	隣接する建築物の外壁の色彩と同一程度のもの、または周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。	色彩	隣接する建築物の外壁の色彩と同一程度のもの、または周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。	
外構	道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化や、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。	外構	道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化や、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。	
開発行為、土地の開墾、その他土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）		開発行為、土地の開墾、その他土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）		
地形	敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を生かし、長大なおり面または擁壁が生じないようにする。	地形	敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を生かし、長大なおり面または擁壁が生じないようにする。	
のり面・擁壁	のり面が生じる場合は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図る。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とする。	のり面・擁壁	のり面が生じる場合は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図る。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とする。	

【新：改定素案】		【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】		備考
現行ページ：63 ページ目				
土砂の採取、鉱物の採取				
方法	土石の採取または鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取または掘採の位置、方法を工夫する。			
のり面・擁壁	のり面が生じる場合は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図る。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とする。			
木竹の伐採				
伐採	地域の景観を著しく損ねることがないように配慮する。 伐採の面積は必要最小限とする。			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積				
位置及び遮へい	道路や公園等の公共の場所から、目立ちにくい位置及び規模とする。 できる限り道路、道路や公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽または塀等で遮へいする。			
土砂の採取、鉱物の採取				
方法	土石の採取または鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取または掘採の位置、方法を工夫する。			
のり面・擁壁	のり面が生じる場合は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図る。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とする。			
木竹の伐採				
伐採	地域の景観を著しく損ねることがないように配慮する。 伐採の面積は必要最小限とする。			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積				
位置及び遮へい	道路や公園等の公共の場所から、目立ちにくい位置及び規模とする。 できる限り道路、道路や公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽または塀等で遮へいする。			

現行ページ：63 ページ目

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
（２）鹿野地区における行為の制限 鹿野地区の行為の制限にあたっては、岩崎家など地区に残っている歴史的な景観資源や天神山から観るまち・集落景観を守りながら、地域一体の景観形成を図るため、以下の基本方針を設定します。 鹿野地区における行為の制限に関する基本方針 ・地域の骨格となる山などの自然景観と眺望景観への配慮 ・“心地よい”景観を生み出すための、周辺との調和と境界部への配慮 ・建築物、工作物等の色彩や高さの統一感を創出 ・周南らしい景観まちづくりを進めるための緑化の推進 ・大規模な開発や土地の変更にあたっての景観への配慮 ・自然景観資源の保全 ・ごみの不法投棄や土砂・廃棄物等の景観阻害要因の改善 <規制すべき対象> ・高彩度、高明度の建築物及び工作物 ・山並みの稜線を妨げるような高層の建築物及び工作物 <誘導すべき対象> ・黄赤（ＹＲ）を主体とした瓦への誘導 ・山並みの稜線に配慮した屋根形状への誘導 ・境界部分の塀や付帯施設における色彩や自然素材への配慮 鹿野集落（田園と山） 鹿野天神山公園 山代街道 清流通り ■鹿野地区における景観誘導 【色彩】 黄赤を主体とした瓦屋根 【緑化】 敷地境界部分の緑化や自然素材への配慮 【建物高さ】 山並みの稜線に配慮した建物高さ、屋根形状 【建物高さ】 ・調和の取れたまち並み ・山並みに配慮した高さ 	（２）鹿野地区における行為の制限 鹿野地区の行為の制限にあたっては、岩崎家など地区に残っている歴史的な景観資源や天神山から観るまち・集落景観を守りながら、地域一体の景観形成を図るため、以下の基本方針を設定します。 鹿野地区における行為の制限に関する基本方針 ・地域の骨格となる山などの自然景観と眺望景観への配慮 ・“心地よい”景観を生み出すための、周辺との調和と境界部への配慮 ・建築物、工作物等の色彩や高さの統一感を創出 ・周南らしい景観まちづくりを進めるための緑化の推進 ・大規模な開発や土地の変更にあたっての景観への配慮 ・自然景観資源の保全 ・ごみの不法投棄や土砂・廃棄物等の景観阻害要因の改善 <規制すべき対象> ・高彩度、高明度の建築物及び工作物 ・山並みの稜線を妨げるような高層の建築物及び工作物 <誘導すべき対象> ・黄赤（ＹＲ）を主体とした瓦への誘導 ・山並みの稜線に配慮した屋根形状への誘導 ・境界部分の塀や付帯施設における色彩や自然素材への配慮 鹿野集落（田園と山） 鹿野天神山公園 山代街道 清流通り ■鹿野地区における景観誘導 【色彩】 黄赤を主体とした瓦屋根 【緑化】 敷地境界部分の緑化や自然素材への配慮 【建物高さ】 山並みの稜線に配慮した建物高さ、屋根形状 【建物高さ】 ・調和の取れたまち並み ・山並みに配慮した高さ 	現行ページ：64 ページ目

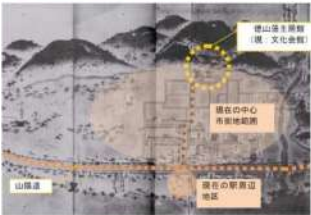
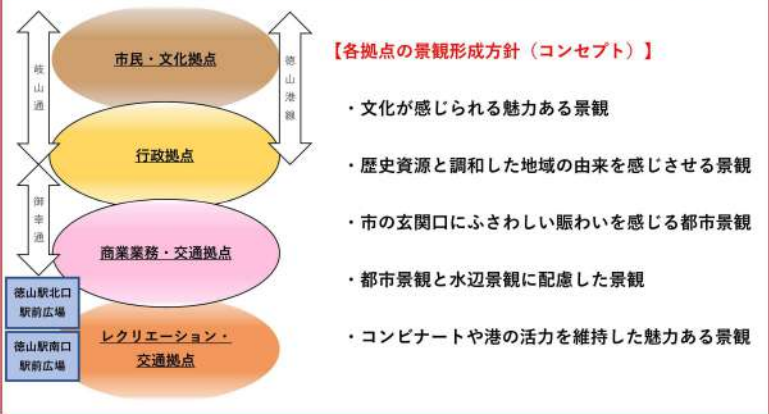
【新：改定素案】		【旧：現行（平成23年6月策定）】		備考
■景観形成基準（鹿野地区）		■景観形成基準（鹿野地区）		現行ページ：65 ページ目
建築物		建築物		
基本的事項	地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮する。 道路や公園等の公共の場所から、山や河川の自然景観の眺望の妨げとならないよう配慮する。	基本的事項	地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮する。 道路や公園等の公共の場所から、山や河川の自然景観の眺望の妨げとならないよう配慮する。	
外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。	外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。	
高さ	高さや屋根の形状は、山並みの稜線に配慮したものとする。（大規模な行為のみ）	高さ	高さや屋根の形状は、山並みの稜線に配慮したものとする。（大規模な行為のみ）	
色彩	落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。 瓦は黄赤（YR）、その他の部分は、中明度3～7かつ低彩度、または無彩色とするように努める。	色彩	落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。 瓦は黄赤（Y R）、その他の部分は、中明度3～7かつ低彩度、または無彩色とするように努める。	
外構	駐車場、駐輪場、ごみ置き場、ガス庫等の付属施設は、建築物や周辺のまち並みに配慮する。 道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。	外構	駐車場、駐輪場、ごみ置き場、ガス庫等の付属施設は、建築物や周辺のまち並みに配慮する。 道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化に努め、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。	
緑化	敷地内においては、できる限り多くの部分を緑化する。 植栽については、周辺のまち並みや山並み等の景観に配慮する。	緑化	敷地内においては、できる限り多くの部分を緑化する。 植栽については、周辺のまち並みや山並み等の景観に配慮する。	
工作物		工作物		
基本的事項	地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮する。 道路や公園等の公共の場所から、山や河川の自然景観の眺望の妨げとならないよう配慮する。	基本的事項	地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮する。 道路や公園等の公共の場所から、山や河川の自然景観の眺望の妨げとならないよう配慮する。	
外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。	外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。	
高さ	山並みの稜線に配慮した高さとする。	高さ	山並みの稜線に配慮した高さとする。	
色彩	隣接する建築物の外壁の色彩と同一程度のもの、または周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。	色彩	隣接する建築物の外壁の色彩と同一程度のもの、または周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。	
外構	道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化や、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。	外構	道路等の公共の場所に接する部分は、生垣による緑化や、塀等を設置する場合は、自然素材を使用するように努める。	
開発行為、土地の開墾、その他土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）		開発行為、土地の開墾、その他土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）		
地形	敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を生かし、長大なおり面または擁壁が生じないようにする。	地形	敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を生かし、長大なおり面または擁壁が生じないようにする。	
のり面・擁壁	のり面が生じる場合は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図る。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とする。	のり面・擁壁	のり面が生じる場合は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図る。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とする。	

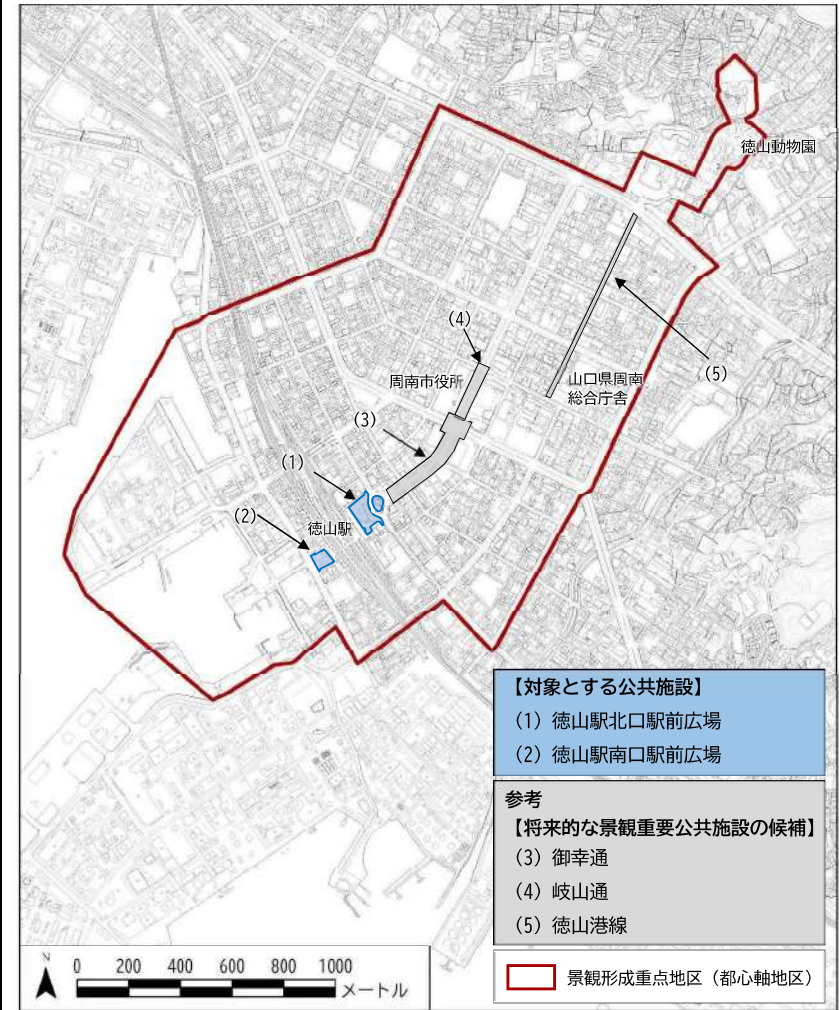
【新：改定素案】		【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】		備考
現行ページ：66 ページ目				
土砂の採取、鉱物の採取				
方法	土石の採取または鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取または掘採の位置、方法を工夫する。			
のり面・擁壁	のり面が生じる場合は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図る。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とする。			
木竹の伐採				
伐採	地域の景観を著しく損ねることがないように配慮する。 伐採の面積は必要最小限とする。			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積				
位置及び遮へい	道路や公園等の公共の場所から、目立ちにくい位置及び規模とする。 できる限り道路、道路や公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽または塀等で遮へいする。			

土砂の採取、鉱物の採取	
方法	土石の採取または鉱物の掘採の場所が道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取または掘採の位置、方法を工夫する。
のり面・擁壁	のり面が生じる場合は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図る。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とする。
木竹の伐採	
伐採	地域の景観を著しく損ねることがないように配慮する。 伐採の面積は必要最小限とする。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
位置及び遮へい	道路や公園等の公共の場所から、目立ちにくい位置及び規模とする。 できる限り道路、道路や公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽または塀等で遮へいする。

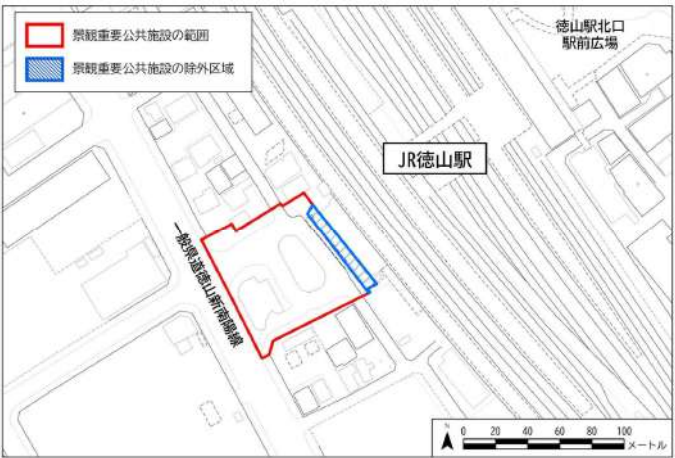
【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
<参考：行為の制限の届出手続き> <pre> graph TD A[建築・開発等行為の計画] --> B[①建築物の建築等（大規模な行為）] A --> C[①以外のもの] B --> D[事前協議書の提出（必須）] C --> E[事前協議書の提出（省略可）] D --> F[届出書の提出（市が受理した日から30日を経過後でなければ行為の着手ができない）] E --> F subgraph Shunan_City [【周南市】] F --> G[チェックシートによる景観形成基準との適合性の確認] G --> H{適合} G --> I{不適合} H --> J[承認（適合通知）] I --> K[助言・指導] L[景観審議会からの意見（必要な場合）] --> K K --> M[是正等] M --> J end J --> N[建築確認申請、開発許可申請、その他申請許可] N --> O[行為の着手] O --> P[行為の完了報告（届出）] </pre>	<参考：行為の制限の届出手続き> <pre> graph TD A[建築・開発等行為の計画] --> B[大規模な行為以外の行為] A --> C[大規模な行為] B --> D[事前協議（相談）※1] C --> D D --> E[届出（行為着手の30日前までに）] subgraph Shunan_City [【周南市】] E --> F[確認・審査：景観計画との適合性] F --> G[チェックシートによる適合性の確認] F --> H[チェックシートによる適合性の確認 + 景観形成基準の確認・審査] G --> I{適合} G --> J{不適合} I --> K[承認（適合通知）] J --> L[助言・指導※2] M[景観形成チェック機関への意見聴取※3（必要な場合）] --> L L --> N[是正等] N --> K end K --> O[建築確認申請、開発許可申請、その他申請許可] O --> P[行為の着手] P --> Q[行為の完了報告（届出）] </pre> 【チェックの視点】※1：届出の前に事前協議を行ない、助言・指導を行なう。 ※2：良好な景観を誘導していくという観点で指導する。 ※3：景観形成について審議する機関を設置する。	現行ページ：67 ページ目 最新の景観形成ガイドラインの内容を反映

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
5. 景観重要公共施設の整備に関する事項 （法第8条第2項第4号口、ハ関係） （1）景観重要公共施設の考え方 道路、河川、都市公園、海岸、港湾等について「景観重要公共施設」に指定することにより、景観計画に即した整備・保全を行うものです。 本市においては、下記の指定方針に基づき、景観重要公共施設の候補となる施設をリスト化しながら、必要に応じて指定を行います。 また、景観重要公共施設景観形成ガイドラインにおいて、景観重要公共施設における「基本方針」及び各施設の整備に関する事項、占用の許可の基準となる「個別基準」を設定します。 ■景観重要公共施設の指定方針 ・景観形成重点地区内や景観資源周辺に位置し、良好な景観の構成要素となっている公共施設で、景観づくりを周辺と一体的に推進する必要がある施設 ・地域住民や事業者などが積極的に景観づくりに取組んでいる地域にある施設 ・当該公共施設の整備により、周辺と一体的な良好な景観の創出が期待できる施設 ・大規模かつ重要な公共施設で、施設そのものが景観に大きな影響を与える施設など	5. 景観重要公共施設の整備に関する事項 （法第8条第2項第5号口関係） 道路、河川、都市公園、海岸、港湾等について「景観重要公共施設」に指定することにより、景観計画に即した整備を行うものです。 本市においては、下記の指定方針に基づき、景観重要公共施設の候補となる施設をリスト化しながら、必要に応じて指定の検討を行います。 ■景観重要公共施設の指定方針 ・景観形成重点地区内や景観資源周辺に位置し、良好な景観の構成要素となっている公共施設で、景観づくりを周辺と一体的に推進する必要がある施設 ・地域住民や事業者などが積極的に景観づくりに取組んでいる地域にある施設 ・当該公共施設の整備により、周辺と一体的な良好な景観の創出が期待できる施設 ・大規模かつ重要な公共施設で、施設そのものが景観に大きな影響を与える施設など	現行ページ：68 ページ目 最新法令の反映 景観重要公共施設景観形成ガイドラインの内容の反映

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
（２）都心軸地区における景観重要公共施設 １）都心軸地区の成り立ち 本市の市街地は、江戸時代の徳山開府に伴い、家中諸士の屋敷割が行われ、城下町としての基盤が整えられました。明治時代以降には、山陽鉄道の開業や海軍煉炭製造所が設置され、工業都市化が進み、中心市街地も地域の行政・商業・サービスの中心地として栄えましたが、太平洋戦争中は徳山港が海軍要港に指定されていたことから二度の空襲を受け、市街地の大半を焼失しました。戦災復興土地区画整理事業により整備される際には、江戸時代からまちの中心であったことを踏まえ、戦災前の拠点配置を継承し、かつ、美観の形成や交通整理、防災機能を備えた、中心市街地としての都市基盤が形成されました。 ■徳山城下町の町割り  ■大正4年徳山市街地図  出典：「徳山市史」より 現在の都心軸地区内の拠点配置は、周南市文化会館や周南市美術博物館がある「市民・文化拠点」、市役所をはじめ、図書館や小学校など各種公共施設が集積する「行政拠点」、徳山駅周辺の「商業業務・交通拠点」、徳山下松港周辺の「レクリエーション・交通拠点」が位置し、本市の「顔」となるエリアとなっています。そのため、各拠点に関連した道路は、都心軸の形成を図るうえで重要な役割を担っており、各拠点の景観形成方針に沿った整備が必要です。 ■各拠点の景観形成方針 緑と周辺の建物が調和し、人の活動を生み出す賑わいのある景観づくり  【各拠点の景観形成方針（コンセプト）】 ・文化が感じられる魅力ある景観 ・歴史資源と調和した地域の由来を感じさせる景観 ・市の玄関口にふさわしい賑わいを感じる都市景観 ・都市景観と水辺景観に配慮した景観 ・コンビナートや港の活力を維持した魅力ある景観		現行ページ：－ 景観重要公共施設景観形成ガイドラインの内容の反映

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
2）指定施設と候補施設 都心軸地区において「徳山駅北口駅前広場（市道遠石江口線）」、「徳山駅南口駅前広場（市道住崎町12号線、一般県道徳山新南陽線）」を景観重要公共施設に指定します。 また、「御幸通（主要地方道徳山停車場線）」、「岐山通（市道徳山停車場線）」、「徳山港線（市道徳山港線）」を将来的な景観重要公共施設の候補とします。 ■景観重要公共施設（指定・候補）  【対象とする公共施設】 (1) 徳山駅北口駅前広場 (2) 徳山駅南口駅前広場 参考 【将来的な景観重要公共施設の候補】 (3) 御幸通 (4) 岐山通 (5) 徳山港線  景観形成重点地区（都心軸地区）		現行ページ：－ 景観重要公共施設景観形成ガイドラインの内容の反映

【新：改定素案】	【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】	備考
3）徳山駅北口駅前広場、徳山駅南口駅前広場の指定 ①施設の名称 ・市道遠石江口線（徳山駅北口駅前広場） ・市道住崎町 12 号線（徳山駅南口駅前広場） ・一般県道徳山新南陽線（徳山駅南口駅前広場） ②徳山駅北口駅前広場、徳山駅南口駅前広場が形成する景観 昭和初期の徳山駅前は、雑然と密集した繁華街でしたが、戦災復興により交通整理や防災機能、美観の形成を目的に駅前広場が整備され、市民の憩いの場として訪れた人の目を楽ませてきました。全国的に珍しかった中央島は、芝生花壇を主として緑廊や噴水塔を設け、涼味・風趣を添えていました。現在は、徳山駅周辺整備事業により、「うるおいのある“人間のための”駅前空間」の創出を目的に整備が進められ、北口駅前ロータリーの芝生や駅前広場に噴水が整備されるなど、当時の構想が継承され、近代的空間の中に歴史性や市の特徴を感じることができる都市景観を形成しており、引き続き現在の状態を保全していく必要があります。 ■戦災復興事業完了時の北口駅前広場  出典：「戦災復興誌 第 6 巻」より ■現在の北口駅前広場  ③指定理由 「徳山駅北口駅前広場」、「徳山駅南口駅前広場」は、戦災復興時から美観の形成を目的に整備された憩いの場として歴史があり、令和元年に「うるおいのある“人間のための”駅前空間」として整備を終え、本市の玄関口として、周辺の御幸通などの景観と調和しつつ、歴史や市の特徴が感じられる良好な都市景観を形成しています。このような本市の特徴ある良好な都市景観を形成している現在の状態を保全していく必要があることから、景観重要公共施設に指定します。 ④整備に関する方針 都市の骨格を形成する市の玄関口として、歴史や市の特徴が感じられ、人が過ごしやすい温もりのあるデザインに統一した都市景観の保全を図ります。 ⑤個別基準（概要） 「歩道・街路」、「街路樹等」、「照明施設・防護柵」、「サイン・掲示板・標識等」、「電柱・電線類」において、色彩、意匠・形態等について、駅前広場との統一性に配慮します。		現行ページ：－ 景観重要公共施設景観形成ガイド ラインの内容の反映

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
⑥範囲図 景観重要公共施設の範囲については下記図の通りとします。 ただし、下記図の青枠で示す「景観重要公共施設の除外範囲」については、景観法に定める景観重要公共施設の指定基準に合致しないため景観重要公共施設とはしませんが、駅前広場において一体的な景観を保つため、維持管理に配慮するものとします。なお、市以外の者が当該範囲の維持管理を行う場合は、関係する協定等に基づき必要な協議を実施することとします。 【徳山駅北口駅前広場】  【徳山駅南口駅前広場】 		現行ページ：－ 景観重要公共施設景観形成ガイドラインの内容の反映

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
第4章 景観まちづくりの推進 1. 景観まちづくり物語 地域別と類型別の景観形成方針に基づき、地域に密着した景観への誇り・愛着の醸成、景観資源等の保全・継承及び地域の活性化に繋がる物語性のある具体的な取り組み“景観まちづくり物語”を全市的に進めます。 	第4章 景観まちづくりの推進 1. 景観まちづくり物語 地域別と類型別の景観形成方針に基づき、地域に密着した景観への誇り・愛着の醸成、景観資源等の保全・継承及び地域の活性化に繋がる物語性のある具体的な取り組み“景観まちづくり物語”を全市的に進めます。 	現行ページ：69 ページ目 写真の差し替え 図の表現の修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
都心軸の緑と周辺の建物が調和したシンボル景観づくり 都心部地域 × 都市景観 1. 取組の方向性 本市の顔である御幸通・岐山通や JR 徳山駅周辺において、賑わいのある歩行空間や中心市街地一体の景観形成を図り、市のシンボルとなる景観まちづくりに取り組みます。 【取組の方向性】 ➢ 山や海などの自然景観への配慮 ➢ 御幸通・岐山通の並木の保全と景観阻害要因の規制 ➢ 周辺との調和と歩行空間の賑わい景観の創出※ ➢ 建築物、工作物等の色彩や高さの統一感を創出 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 都心軸地区の景観形成重点地区の指定 及び保全 ● 徳山動物園リニューアルなど市のシンボルとなる景観整備 ● 中心市街地活性化による賑わい景観の誘導 ● 既存街路樹の適正管理 ● 周辺の山々や街路樹、瀬戸内海に配慮した工作物の色彩誘導 ● 景観重要公共施設 の景観保全及び候補地の指定検討 ● 景観重要樹木の指定検討 ● 景観に配慮した港湾基盤の整備 及び保全 ● 屋外広告物の規制・誘導 ● 民有地緑化に対する支援制度 の検討 ◆地域や企業ができること ● 御幸通・岐山通での緑化活動やまちづくり活動への参加 ● 徳山あちこちクリーンプロジェクトなどの景観保全のための主体的な清掃活動の実施 ● 工業地や大規模施設における敷地内緑化 ● 歩道沿いの植樹と公開空地の確保 3. 将来の景観まちづくりの姿 <u>歩行空間に緑があふれ、人の活動により賑わいのある景観</u>	都心軸の緑と周辺の建物が調和したシンボル景観づくり 都心部地域 × 都市景観 1. 取組の方向性 本市の顔である御幸通り・岐山通りや JR 徳山駅周辺において、賑わいのある歩行空間や中心市街地一体の景観形成を図り、市のシンボルとなる景観まちづくりに取り組みます。 【取組の方向性】 ➢ 山や海などの自然景観への配慮 ➢ 御幸通り・岐山通りの並木の保全と景観阻害要因の規制 ➢ 周辺との調和と歩行空間の賑わい景観の創出※ ➢ 建築物、工作物等の色彩や高さの統一感を創出 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 都心軸地区の景観形成重点地区の指定 ● 徳山駅周辺整備事業や動物園リニューアルなど市のシンボルとなる景観整備 ● 中心市街地活性化による賑わい景観の誘導 ● 既存街路樹の適正管理 ● 周辺の山々や街路樹、瀬戸内海に配慮した工作物の色彩誘導 ● 景観重要公共施設・<u>景観重要樹木</u>の指定検討 ● 景観に配慮した港湾基盤の整備 ● 屋外広告物の規制・誘導 ● 民有地緑化や<u>公開空地</u>に対する支援制度 ◆地域や企業ができること ● 御幸通り・岐山通りでの緑化活動やまちづくり活動への参加 ● 工業地や大規模施設における敷地内緑化 ● 歩道沿いの植樹と公開空地の確保 3. 将来の景観まちづくりの姿 <u>歩行空間に緑があふれ、人の活動により賑わいのある景観</u>	現行ページ：70 ページ目 写真の差し替え 文言修正 文言修正 時点修正 時点修正 時点修正 文言修正 時点修正 文言修正 時点修正
※印は、アクションプランより抽出	※印は、アクションプランより抽出	

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
緑のネットワークによる街なかの景観を育てる 都心部地域 × 都市景観 1. 取組の方向性 本市の景観特性である道路や河川、公園などの豊かな緑のネットワークを守り、育てることで、市街地、工業地、住宅地が緑で連なる景観まちづくりに取り組みます。 【取組の方向性】 ➤ 徳山港線の桜並木の保全 ➤ 既存街路樹の保全 ➤ 公園・緑地の保全と活用 ➤ 東川・富田川などの河川緑化 ➤ 沿道の景観阻害要因の規制 ➤ 工業地・住宅地の緑化 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 公共事業における積極的な緑化 ● 既存街路樹の適切な維持管理と道路整備時における地域の特徴や意向、景観に配慮したうおいのある緑の空間の創出 ● のり面の緑化 ● 景観に配慮した東川・富田川・隅田川などの河川改修 ● 施設整備におけるみどりのカーテンの推進（屋上緑化・壁面緑化など） ● 電線類の地中化 ● 景観重要樹木の指定検討 ● 屋外広告物の規制 ● 周南緑地の園路整備と既存都市公園の整備及び保全 ● 民有地緑化（植樹や花壇設置など）に対する支援制度の検討 ◆地域や企業ができること ● 工業地や大規模施設における敷地内緑化 ● 住宅地における生垣や花壇の設置 ● 敷地内の植樹やガーデニング 3. 将来の景観まちづくりの姿 全ての沿道からまち並みを見ても、緑が連なる景観 ※印は、アクションプランより抽出	緑のネットワークによる街なかの景観を育てる 都心部地域 × 都市景観 1. 取組の方向性 本市の景観特性である道路や河川、公園などの豊かな緑のネットワークを守り、育てることで、市街地、工業地、住宅地が緑で連なる景観まちづくりに取り組みます。 【取組の方向性】 ➤ 徳山港線の桜並木の保全 ➤ <u>国道2号など既存街路樹の保全</u> ➤ 東川・富田川などの河川緑化 ➤ 沿道の景観阻害要因の規制 ➤ 工業地・住宅地の緑化 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 公共事業における積極的な緑化 ● 既存街路樹の適正管理と新たな道路整備における街路樹の設置 ● 道路のり面の緑化 ● 景観に配慮した東川・富田川・隅田川などの河川改修 ● 施設整備におけるみどりのカーテンの推進（屋上緑化・壁面緑化など） ● 電線類の地中化 ● 景観重要樹木の指定 ● 屋外広告物の規制 ● 周南緑地の園路整備と既存都市公園の整備 ● 民有地緑化（植樹や花壇設置など）に対する支援制度 ◆地域や企業ができること ● 工業地や大規模施設における敷地内緑化 ● 住宅地における生垣や花壇の設置 ● 敷地内の植樹やガーデニング 3. 将来の景観まちづくりの姿 全ての沿道からまち並みを見ても、緑が連なる景観 ※印は、アクションプランより抽出	備考 現行ページ：71 ページ目 写真の差し替え 時点修正 時点修正 上位計画（緑の基本計画）の内容を反映 文言修正 時点修正 文言修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
太華山を視点場とした眺望の確保※ 都心部地域 × 山岳・河川・湖沼景観 1. 取組の方向性 本市を象徴する市街地や工業地の景観、瀬戸内海の島並み景観を、太華山から一望でき、多くの市民や観光客が訪れる景観まちづくりに取り組みます。 【取組の方向性】 ➤ 眺望景観を確保するための樹木の管理 ➤ 視対象となる市街地の大規模建築に対する景観誘導 ➤ 登山ルートの整備 ➤ 案内表示等の整備による眺望点への誘導とPR 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 景観形成基準に基づく高さ・色などの景観誘導 ● 統一的で良好な港湾景観の形成に向けた色彩計画の策定 ● 景観阻害要因となる樹木の伐採と四季折々の樹木の植生 ● 眺望点まで誘導する案内表示や道路の整備 ● 観光施策と連携した太華山のPR※ ◆地域や企業ができること ● 太華山の清掃活動への参加 ● 太華山でのハイキングやウォーキングイベントによるPR ● 竹林ボランティア等による竹林整備※ 3. 将来の景観まちづくりの姿 <u>太華山から周南市を象徴する市街地・工業地や瀬戸内海の島々が一望できる景観</u> ※印は、アクションプランより抽出	太華山を視点場とした眺望の確保※ 都心部地域 × 山岳・河川・湖沼景観 1. 取組の方向性 本市を象徴する市街地や工業地の景観、瀬戸内海の島並み景観を、太華山から一望でき、多くの市民や観光客が訪れる景観まちづくりに取り組みます。 【取組の方向性】 ➤ 眺望景観を確保するための樹木の管理 ➤ 視対象となる市街地の大規模建築に対する景観誘導 ➤ 登山ルートの整備 ➤ 案内表示等の整備による眺望点への誘導とPR 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 景観形成基準に基づく高さ・色などの景観誘導 ● 統一的で良好な港湾景観の形成に向けた色彩計画の策定 ● 景観阻害要因となる樹木の伐採と四季折々の樹木の植生 ● <u>登山ルートや景観マップの作成</u> ● 眺望点まで誘導する案内表示や道路の整備 ● 観光施策と連携した太華山のPR※ ◆地域や企業ができること ● 太華山の清掃活動への参加 ● 太華山でのハイキングやウォーキングイベントによるPR ● 竹林ボランティア等による竹林整備※ 3. 将来の景観まちづくりの姿 <u>太華山から周南市を象徴する市街地・工業地や瀬戸内海の島々が一望できる景観</u> ※印は、アクションプランより抽出	現行ページ：72 ページ目 写真の差し替え 文言修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
山陽道のまち並みを点から線へ 都心部地域 × 歴史的景観 1. 取組の方向性 山陽道沿道の歴史的建造物や部分的に残る歴史的まち並みが保全され、周南市街地の歴史的ネットワークとしての一体的なまち並みが形成される景観まちづくりに取り組めます。  【取組の方向性】 ➢ 山陽道沿道の歴史的な建造物の保全と適正管理 ➢ 寺社等の保全と周辺樹木の保全 ➢ 歴史的なまち並み形成に向けた街路整備 ➢ 周辺の歴史的建造物に配慮した建築物、工作物等の景観誘導 ➢ 沿道の景観阻害要因の抑制 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 大規模な建築物・工作物に対する景観形成基準に基づく景観誘導 ● 街なみ環境整備事業等による歴史的環境整備 ● 歴史的な景観の形成に向けた色彩計画の策定 ● 景観重要建造物・景観重要樹木の指定検討 ● 屋外広告物の規制 ◆地域や企業ができること ● 山陽道沿道の敷地境界部では自然素材を使用する配慮 ● 周辺の歴史的建造物に配慮した建築行為 ● 住宅地における生垣や花壇の設置 3. 将来の景観まちづくりの姿 山陽道沿道の歴史的建造物が保全され 歴史的なまち並みとしての連動性を感じることができる景観	山陽道のまち並みを点から線へ 都心部地域 × 歴史的景観 1. 取組の方向性 山陽道沿道の歴史的建造物や部分的に残る歴史的まち並みが保全され、周南市街地の歴史的ネットワークとしての一体的なまち並みが形成される景観まちづくりに取り組めます。  【取組の方向性】 ➢ 山陽道沿道の歴史的な建造物の保全と適正管理 ➢ 寺社等の保全と周辺樹木の保全 ➢ 歴史的なまち並み形成に向けた街路整備 ➢ 周辺の歴史的建造物に配慮した建築物、工作物等の景観誘導 ➢ 沿道の景観阻害要因の抑制 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 大規模な建築物・工作物に対する景観形成基準に基づく景観誘導 ● 街なみ環境整備事業や身近なまちづくり支援街路事業による歴史的環境整備 ● 歴史的な景観の形成に向けた色彩計画の策定 ● 景観重要建造物・景観重要樹木の指定検討 ● 屋外広告物の規制 ● 電線類の地中化 ◆地域や企業ができること ● 山陽道沿道の敷地境界部では自然素材を使用する配慮 ● 周辺の歴史的建造物に配慮した建築行為 ● 住宅地における生垣や花壇の設置 3. 将来の景観まちづくりの姿 山陽道沿道の歴史的建造物が保全され、歴史的なまち並みとしての連動性を感じることができる景観	現行ページ：73 ページ目 写真の差し替え 時点修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
夜市川をつなぐ水辺景観のネットワーク※ 西部地域 × 山岳・河川・湖沼景観 1. 取組の方向性 湯野・戸田・夜市地区の地域住民の活動と連携しながら、湯野サン・サンロードやこもれびの道の保全・緑化を図り、道の駅ソレーネ周南とも連動した夜市川沿いの水辺景観のネットワークを形成します。 【取組の方向性】 ➢ 湯野サン・サンロードの緑化 ➢ こもれびの道の保全と管理 ➢ ホテルなどの生態系の保全と水質改善 ➢ 河川沿いの民有地緑化 ➢ 河川清掃と植樹の適正管理 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 夜市川や周辺環境に配慮した道の駅ソレーネ周南のリニューアル整備や親水空間の保全 ● 湯野サン・サンロードやこもれびの道の散策路の保全 ● 河川のり面の緑化 ● 街なみ環境整備事業等による河川周辺の環境改善 ● 河川浄化事業や下水道事業と連携した水環境の改善 ● 河川事業におけるビオトープの整備及び保全 ◆地域や企業ができること ● 夜市川を通じた湯野・戸田・夜市地区の連携※ ● 地域住民による夜市川イベントの企画 ● 夜市川周辺の維持管理 3. 将来の景観まちづくりの姿 <u>ウォーキングしながら水辺と緑の移り変わりを楽しむ景観</u>	夜市川をつなぐ水辺景観のネットワーク※ 西部地域 × 山岳・河川・湖沼景観 1. 取組の方向性 湯野・戸田・夜市地区の地域住民の活動と連携しながら、湯野サンサンロード・こもれびの道の整備・緑化を図り、夜市川沿いの水辺景観のネットワークを形成します。 【取組の方向性】 ➢ 湯野サンサンロードの緑化 ➢ こもれびの道の整備と管理 ➢ ホテルなどの生態系の保全と水質改善 ➢ 河川沿いの民有地緑化 ➢ 河川清掃と植樹の適正管理 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 夜市川や周辺の山々に配慮した西部道の駅の整備 ● 湯野サンサンロードやこもれびの道の散策路の整備 ● 河川のり面の緑化 ● 街なみ環境整備事業における河川周辺の環境改善 ● 河川浄化事業や下水道事業と連携した水環境の改善 ● 河川事業におけるビオトープの整備 ◆地域や企業ができること ● 夜市川を通じた湯野・戸田・夜市地区の連携※ ● 地域住民による夜市川イベントの企画 ● 夜市川周辺の維持管理 3. 将来の景観まちづくりの姿 <u>ウォーキングしながら水辺と緑の移り変わりを楽しむ景観</u>	現行ページ：74 ページ目 時点修正 時点修正 写真の差し替え 時点修正 時点修正 時点修正 時点修正 時点修正 時点修正
※印は、アクションプランより抽出	※印は、アクションプランより抽出	

【新：改定素案】	【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】	備考
散策しながら楽しむ景観ネットワーク※ 東部地域 × 山岳・河川・湖沼景観 1. 取組の方向性 東部地域の虎ヶ岳や黒岩峡などの自然景観、松原八幡宮・徳修館などの歴史的な景観を結び、ウォーキングイベント等により地域の景観資源を散策しながら楽しむことができる景観まちづくりに取り組みます。  【取組の方向性】 ➢ 景観資源を結び散策ルート整備 ➢ 虎ヶ岳などの登山ルートの整備と山頂からの眺望景観の確保 ➢ 案内表示等の整備による眺望点への誘導とPR ➢ 散策しながら景観を楽しむイベントの開催 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 美しい森林再生と地域活動の支援 ● ごみや廃棄物等の景観阻害要因の除去 ● 登山ルートの整備と山頂からの眺望景観のPR ● 景観資源を結び案内表示や道路の整備 ● ウォーキングイベント等の情報発信 ◆地域や企業ができること ● 地域でのウォーキングイベントの企画・実施※ ● 散策ルートの提案 ● 地域の清掃活動への参加 ● 竹林ボランティア等による竹林整備 3. 将来の景観まちづくりの姿 地域の自然や歴史的建造物を散策できる景観 ※印は、アクションプランより抽出	散策しながら楽しむ景観ネットワーク※ 東部地域 × 山岳・河川・湖沼景観 1. 取組の方向性 東部地域の虎ヶ岳や黒岩峡などの自然景観、松原八幡宮・徳修館などの歴史的な景観を結び、<u>景観</u>ウォーキング等により地域の景観資源を散策しながら楽しむことができる景観まちづくりに取り組みます。  【取組の方向性】 ➢ 景観資源を結び散策ルート整備 ➢ 虎ヶ岳などの登山ルートの整備と山頂からの眺望景観の確保 ➢ 案内表示等の整備による眺望点への誘導とPR ➢ 散策しながら景観を楽しむイベントの開催 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 景観資源の把握とマップづくり ● 美しい森林再生と地域活動の支援 ● ごみや廃棄物等の景観阻害要因の除去 ● 登山ルートの整備と山頂からの眺望景観のPR ● 景観資源を結び案内表示や道路の整備 ● ウォーキングイベント等の情報発信 ◆地域や企業ができること ● 地域でのウォーキングイベントの企画・実施※ ● 散策ルートの提案 ● 地域の清掃活動への参加 ● 竹林ボランティア等による竹林整備 3. 将来の景観まちづくりの姿 地域の自然や歴史的建造物を散策できる景観 ※印は、アクションプランより抽出	現行ページ：75 ページ目 時点修正 時点修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】	備考
棚田や茶畑の生業景観の継承 北西部地域・北部地域 × 田園景観 1. 取組の方向性 つなぐ棚田遺産に認定されている中須や大道理などの棚田をはじめ、高瀬の茶畑などの田園景観を保全し、人々の営みによって守り育てられる景観まちづくりに取り組みます。 【取組の方向性】 ➢ 棚田などの田園景観の保全と建築物・構造物の田園景観への配慮 ➢ 地域の生業を生かした特産品開発や体験・交流活動による農地の維持 ➢ 耕作放棄地の活用・景観作物の栽培※ ➢ 景観阻害要因の抑制 ➢ 空き家活用などによる集落の維持※ 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● つなぐ棚田遺産認定棚田の PR ● 他地域や都市住民との連携機会の創出 ● 景観・環境に配慮した農道・水路の整備及び保全 ● 都市との交流・体験活動の支援 ● 耕作放棄地への景観作物栽培の誘導 ● UJI ターンの促進 ● 空き家バンク制度や定住対策等の充実※ ◆地域や企業がすること ● 定期的な集落の点検による農地や景観資源の状況把握 ● 棚田の文化的価値の認識 ● 耕作放棄地への景観作物（菜の花等）の栽培 ● 都市との交流・体験活動の実施※ 3. 将来の景観まちづくりの姿 棚田や茶畑に受け継がれる 美しく素朴な景観 ※印は、アクションプランより抽出	棚田や茶畑の生業景観の継承 北西部地域・北部地域 × 田園景観 1. 取組の方向性 やまぐちの棚田 20 選に選出されている中須や四熊などの棚田をはじめ、高瀬の茶畑などの田園景観を保全し、人・自然・経済が循環する活力あふれるいのち育む里の資源を生かした景観まちづくりに取り組みます。 【取組の方向性】 ➢ 棚田などの田園景観の保全と建築物・構造物の田園景観への配慮 ➢ 地域の生業を生かした特産品開発や体験・交流活動による農地の維持 ➢ 耕作放棄地の活用・景観作物の栽培※ ➢ 景観阻害要因の抑制 ➢ 空き家活用などによる集落の維持※ 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● やまぐちの棚田 20 選の PR ● 他地域や都市住民との連携機会の創出 ● 景観・環境に配慮した農道・水路の整備 ● 多様なツーリズムの促進と交流・体験活動の支援 ● 都市との交流・体験活動の支援 ● 耕作放棄地への景観作物栽培の誘導 ● U J I ターンの促進 ● 空き家バンク制度や定住対策等の充実※ ◆地域や企業がすること ● 定期的な集落の点検による農地や景観資源の状況把握 ● 棚田の文化的価値の認識 ● 耕作放棄地への景観作物（菜の花等）の栽培 ● 都市との交流・体験活動の実施※ 3. 将来の景観まちづくりの姿 人・自然・経済が循環する活力あふれる “いのち育む里づくり” ※印は、アクションプランより抽出	現行ページ：76 ページ目 時点修正 文言修正 写真の差し替え 時点修正 時点修正 上位計画の内容を反映 時点修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
ナベヅルの渡来による自然景観の保全 北部地域 × 文化的景観 1. 取組の方向性 自然環境や生態系を保全しながら、ナベヅルが渡来する環境づくりを進めるとともに、景観・環境学習による文化的景観の継承により、毎年ナベヅルが渡来する景観づくりに取り組みます。   【取組の方向性】 ➢ ナベヅルが渡来するための環境づくり ➢ 自然環境や生態系の保全 ➢ ナベヅルが渡来する環境学習による文化的景観の継承 ➢ 景観阻害要因の抑制 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 環境施策と連携した自然環境・生態系の保全※ ● 景観形成基準に基づく建築物・工作物の誘導 ● ナベヅル保護対策の推進 ● ナベヅルが渡来する景観・環境学習の実施 ● ナベヅルの保護活動等に関する普及啓発の実施 ◆地域や企業ができること ● ナベヅルが渡来するための環境づくり活動 ● 地域の清掃活動への参加 ● 自然景観と調和した建築物・工作物の配慮 3. 将来の景観まちづくりの姿 自然環境が保たれ、毎年ナベヅルが渡来する景観 ※印は、アクションプランより抽出	ナベヅルの渡来による自然景観の保全 北部地域 × 文化的景観 1. 取組の方向性 自然環境や生態系を保全しながら、ナベヅルが渡来する環境づくりを進めるとともに、景観・環境学習による文化的景観の継承により、毎年ナベヅルが渡来する景観づくりに取り組みます。   【取組の方向性】 ➢ ナベヅルが渡来するための環境づくり ➢ 自然環境や生態系の保全 ➢ ナベヅルが渡来する環境学習による文化的景観の継承 ➢ 景観阻害要因の抑制 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 環境施策と連携した自然環境・生態系の保全※ ● 景観形成基準に基づく建築物・工作物の誘導 ● ナベヅル保護対策の推進 ● ナベヅルが渡来する景観・環境学習の実施 ● ナベヅルの写真コンテスト等の実施 ◆地域や企業ができること ● ナベヅルが渡来するための環境づくり活動 ● 地域の清掃活動への参加 ● 自然景観と調和した建築物・工作物の配慮 3. 将来の景観まちづくりの姿 自然環境が保たれ、毎年ナベヅルが渡来する景観 ※印は、アクションプランより抽出	現行ページ：77 ページ目 写真の差し替え 時点修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
大津島の自然景観や歴史を生かした地域振興 島しょ部地域 × 歴史的景観 1. 取組の方向性 大津島の回天訓練基地跡などの歴史的遺産を継承しながら、瀬戸内海の自然景観との調和により、定住や観光振興につながる景観まちづくりに取り組みます。 【取組の方向性】 ➤ 回天訓練基地跡などの歴史的な景観資源の保全 ➤ 大津島公園などの自然景観の保全 ➤ 大津島の自然資源・歴史資源のPR ➤ 島外の人や観光関係団体との連携による地域振興※ 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 回天訓練基地跡の管理・保全と歴史的価値のPR ● 観光施策や定住施策と連携した地域振興 ● 環境施策と連携した自然環境・生態系の保全 ● 島外・市外の人との連携支援 ● 大津島景観資源マップの作成によるPR※ ● 案内表示の整備による大津島への誘導 ◆地域や企業ができること ● 観光関係団体による大津島に関する情報発信※ ● 海岸清掃活動への積極的な参加 3. 将来の景観まちづくりの姿 地域振興につながる大津島の自然と歴史が調和した景観 ※印は、アクションプランより抽出	大津島の自然景観や歴史を生かした地域振興 島しょ部地域 × 歴史的景観 1. 取組の方向性 大津島の回天訓練基地跡などの歴史的遺産を継承しながら、瀬戸内海の自然景観との調和により、定住や観光振興につながる景観まちづくりに取り組みます。 【取組の方向性】 ➤ 回天訓練基地跡などの歴史的な景観資源の保全 ➤ 大津島公園などの自然景観の保全 ➤ 大津島の自然資源・歴史資源のPR ➤ 島外の人や観光ボランティアとの連携による地域振興※ 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 回天訓練基地跡の管理・保全と歴史的価値のPR ● 観光施策や定住施策と連携した地域振興 ● 環境施策と連携した自然環境・生態系の保全 ● 島おこし隊など島外・市外の人との連携支援 ● 大津島景観資源マップの作成によるPR※ ● 案内表示の整備による大津島への誘導 ◆地域や企業ができること ● 観光ボランティアによる大津島のPRと情報発信※ ● 海岸清掃活動への積極的な参加 3. 将来の景観まちづくりの姿 地域振興につながる大津島の自然と歴史が調和した景観 ※印は、アクションプランより抽出	備考 現行ページ：78 ページ目 文言修正 時点修正 時点修正・文言修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
赤レンガのまち並みを生かした景観まちづくり 島しょ部地域 × 歴史的景観 1. 取組の方向性 貴船神社を中心に残る赤レンガのまち並みを保全するため、地域独自の景観形成ガイドラインやルールづくりにより、赤レンガで統一されたまち並み景観づくりに取り組めます。 【取組の方向性】 ➢ 赤レンガで統一としたまち並み形成と新たな建築物・工作物の配慮 ➢ 住宅地における敷地内緑化と自然素材活用への配慮 ➢ 景観阻害要因の抑制 ➢ 人口定住や空き家の活用による集落維持と赤レンガのまち並みの保全 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 周南市景観形成ガイドラインによる景観誘導 ● 街なみ環境整備事業等による歴史的環境整備及び保全 ● 工作物・構造物等の自然素材活用の推進 ● 空き家バンク制度等の充実 ● 赤レンガの修復や活用に対する支援制度の検討 ◆地域や企業ができること ● 建築協定等によるルールづくり ● 敷地境界部に赤レンガ・自然素材を使用する配慮 ● 住宅地における生垣や花壇の設置 3. 将来の景観まちづくりの姿 地域住民が生活から生み出された 赤レンガのまち並みで統一された景観 ※印は、アクションプランより抽出	赤レンガのまち並みを生かした景観まちづくり 島しょ部地域 × 歴史的景観 1. 取組の方向性 貴船神社を中心に残る赤レンガのまち並みを保全するため、地域独自の景観形成ガイドラインやルールづくりにより、赤レンガで統一されたまち並み景観づくりに取り組めます。 【取組の方向性】 ➢ 赤レンガで統一としたまち並み形成と新たな建築物・工作物の配慮 ➢ 住宅地における敷地内緑化と自然素材活用への配慮 ➢ 景観阻害要因の抑制 ➢ 人口定住や空き家の活用による集落維持と赤レンガのまち並みの保全 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 景観形成ガイドラインの作成による景観誘導 ● 街なみ環境整備事業による歴史的環境整備 ● 工作物・構造物等の自然素材活用の推進 ● 電線類の地中化 ● 空き家バンク制度等の充実 ● 赤レンガの修復や活用に対する支援制度 ◆地域や企業ができること ● 建築協定等によるルールづくり ● 敷地境界部に赤レンガ・自然素材を使用する配慮 ● 住宅地における生垣や花壇の設置 3. 将来の景観まちづくりの姿 地域住民が生活から生み出された、赤レンガのまち並みで 統一された景観 ※印は、アクションプランより抽出	現行ページ：79 ページ目 文言修正・時点修正 文言修正・時点修正 時点修正 文言修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
瀬戸内海の島並み景観と海岸沿いの自然景観の保全 都心部地域・島しょ部地域 × 海浜・島しょ景観 1. 取組の方向性 公共事業による自然環境への配慮や市民との協働により、瀬戸内海の島々の自然環境の保全や瀬戸内海に接する工業地の積極的な緑化に取り組み、海岸部の自然景観の保全と育成に取り組みます。 【取組の方向性】 ➢ 長田海岸や刈尾海岸などの自然海岸の保全 ➢ 大津島などの瀬戸内海の島並みの自然環境の保全 ➢ 港湾事業における自然環境や景観への配慮 ➢ 周辺環境等に配慮した港湾整備や港湾の緑化 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 環境施策と連携した自然環境・生態系の保全 ● 周南市公共施設景観形成ガイドラインによる港湾の景観形成 ● 景観に配慮した港湾基盤の整備及び保全 ● 統一的で良好な港湾景観の形成に向けた色彩計画の策定 ● 公共事業における積極的な緑化 ● 干潟の再生など海辺景観の回復※ ◆地域や企業ができること ● 海岸清掃活動への参加 ● 工業地の自然環境・景観への配慮 3. 将来の景観まちづくりの姿 瀬戸内海の島々とコンビナートが調和した景観	瀬戸内海の島並み景観と海岸沿いの自然景観の保全 都心部地域・島しょ部地域 × 海浜・島しょ景観 1. 取組の方向性 公共事業による自然環境への配慮や市民との協働により、瀬戸内海の島々の自然環境の保全や瀬戸内海に接する工業地の積極的な緑化に取り組み、海岸部の自然景観の保全と育成に取り組みます。 【取組の方向性】 ➢ 長田海岸や刈尾海岸などの自然海岸の保全 ➢ 大津島などの瀬戸内海の島並みの自然環境の保全 ➢ 港湾事業における自然環境や景観への配慮 ➢ 周辺環境等に配慮した港湾整備や港湾の緑化 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 環境施策と連携した自然環境・生態系の保全 ● 公共事業景観ガイドラインの作成による港湾の景観形成 ● 景観に配慮した港湾基盤の整備 ● 統一的で良好な港湾景観の形成に向けた色彩計画の策定 ● 公共事業における積極的な緑化 ● 干潟の再生など海辺景観の回復※ ◆地域や企業ができること ● 海岸清掃活動への参加 ● 工業地の自然環境・景観への配慮 3. 将来の景観まちづくりの姿 瀬戸内海の島々とコンビナートが調和した景観	現行ページ：80 ページ目 写真の差し替え 文言修正 時点修正

※印は、アクションプランより抽出

※印は、アクションプランより抽出

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
山代街道・清流通りのまち並みの調和 中山間部地域 × 歴史的景観 1. 取組の方向性 山代街道に残る歴史的な建物や、清流通りの歴史ある寺社や樹木等を保存・継承し、歴史的なまち並みを調和した景観づくりに取り組みます。 【取組の方向性】 ➢ 山代街道・清流通りのまち並み景観の保全 ➢ 周囲の歴史的景観と調和のとれた街路整備 ➢ 山並みの稜線に配慮した建築物、工作物等の色彩や高さの統一 ➢ 天神山などの自然景観の保全 ➢ 沿道の景観阻害要因の抑制 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 鹿野地区の景観形成重点地区の指定及び保全 ● 街なみ環境整備事業等による歴史的環境整備及び保全 ● 屋外広告物の規制 ● 景観に配慮した建物改修への支援制度の検討 ◆地域や企業ができること ● 山代街道・清流通りの沿道の敷地境界部の自然素材への配慮 ● 住宅地における生垣や花壇の設置※ ● 景観資源を活用したイベント（ウォーキング交流イベントなど）※ 3. 将来の景観まちづくりの姿 山代街道・清流通りの街路と歴史的な建物・樹木が調和した景観	山代街道・清流通りのまち並みの調和 中山間部地域 × 歴史的景観 1. 取組の方向性 山代街道に残る歴史的な建物や、清流通りの歴史ある寺社や樹木等を保存・継承し、歴史的なまち並みを調和した景観づくりに取り組みます。 【取組の方向性】 ➢ 山代街道・清流通りのまち並み景観の保全 ➢ 周囲の歴史的景観と調和のとれた街路整備 ➢ 山並みの稜線に配慮した建築物、工作物等の色彩や高さの統一 ➢ 天神山などの自然景観の保全 ➢ 沿道の景観阻害要因の抑制 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 景観形成重点地区の指定と景観形成基準に即した景観誘導 ● 街なみ環境整備事業や身近なまちづくり支援街路事業による歴史的環境整備 ● 景観重要建造物の指定検討 ● 屋外広告物の規制 ● 電線類の地中化 ● 景観に配慮した建物改修への支援制度 ◆地域や企業ができること ● 山代街道・清流通りの沿道の敷地境界部の自然素材への配慮 ● 住宅地における生垣や花壇の設置※ ● 景観資源を活用したイベント（<u>景観</u>ウォーキングなど）※ 3. 将来の景観まちづくりの姿 山代街道・清流通りの街路と歴史的な建物・樹木が調和した景観	現行ページ：81 ページ目 文言修正 文言修正・時点修正 時点修正 時点修正 文言修正 時点修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
赤瓦の家並みが連なる集落景観 北部地域・中山間部地域 × まち・集落景観 1. 取組の方向性 集落が一体となって、自然の緑や田園を背景に、黄赤を基調とした瓦屋根が連なる家並みの風景の保全・継承に取り組めます。 【取組の方向性】 ➤ 黄赤を基調とした瓦屋根の統一と屋根形状の配慮 ➤ 周辺の住宅や山などの自然景観・田園景観との調和 ➤ 山並みの稜線に配慮した建築物、工作物等の色彩や高さの統一 ➤ 景観阻害要因の抑制 ➤ 空き家活用などによる集落の維持※ 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 周南市景観形成ガイドラインによる景観誘導 ● 工作物・構造物等の自然素材活用の推進 ● 空き家バンク制度等の充実※ ● 景観に配慮した赤瓦改修への支援制度の検討 ◆地域や企業ができること ● 建築協定等によるルールづくり ● 敷地境界部の緑化や自然素材の活用 3. 将来の景観まちづくりの姿 集落が一体となった赤瓦の家並みが連なる景観 ※印は、アクションプランより抽出	赤瓦の家並みが連なる集落景観 北部地域・中山間部地域 × まち・集落景観 1. 取組の方向性 集落が一体となって、自然の緑や田園を背景に、黄赤を基調とした瓦屋根が連なる家並みの風景の保全・継承に取り組めます。 【取組の方向性】 ➤ 黄赤を基調とした瓦屋根の統一と屋根形状の配慮 ➤ 周辺の住宅や山などの自然景観・田園景観との調和 ➤ 山並みの稜線に配慮した建築物、工作物等の色彩や高さの統一 ➤ 景観阻害要因の抑制 ➤ 空き家活用などによる集落の維持※ 2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 景観形成ガイドラインの作成による景観誘導 ● 工作物・構造物等の自然素材活用の推進 ● 電線類の地中化 ● 空き家バンク制度等の充実※ ● 景観に配慮した赤瓦改修への支援制度 ◆地域や企業ができること ● 建築協定等によるルールづくり ● 敷地境界部の緑化や自然素材の活用 3. 将来の景観まちづくりの姿 集落が一体となった赤瓦の家並みが連なる景観 ※印は、アクションプランより抽出	備考 現行ページ：82 ページ目 文言修正・時点修正 時点修正 文言修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
ホタルが舞う河川景観と散策できる環境づくり 北部地域・中山間部地域 × 文化的景観 1. 取組の方向性 長穂や渋川など自然河川の保全と生態系の保全・継承に取り組み、ホタルが舞う景観づくりと散策できる環境づくりに取り組みます。 【取組の方向性】 ➢ 河川の水質保全 ➢ 河川景観阻害要因の抑制 ➢ 多自然型工法による河川改修 ➢ ホタルを散策できるルートの設定 ➢ ホタル祭りなどのイベントとPR  2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 河川浄化事業、下水道事業など関係機関との連携による水環境の改善 ● 河川事業におけるビオトープの整備及び保全 ● 河岸の植生による生態系の保全 ● 歴史的な公共施設（松室大橋など）の保全 ● ホタル祭りなどの開催支援 ● 散策路等の環境整備及び保全 ● ホタル散策マップの作成やイベント情報の提供 ◆地域や企業ができること ● 河川改修等への市民参加 ● 河川の清掃活動等への積極的な参加 ● 汚水の流出抑制 ● ホタル祭りなどのイベントの参加とPR ● 歴史的な公共施設の清掃・保全活動への市民参加 3. 将来の景観まちづくりの姿 河川にホタルが舞い、多くの人が鑑賞できる景観	ホタルが舞う河川景観と散策できる環境づくり 北部地域・中山間部地域 × 文化的景観 1. 取組の方向性 長穂や渋川など自然河川の保全と生態系の保全・継承に取り組み、ホタルが舞う景観づくりと散策できる環境づくりに取り組みます。 【取組の方向性】 ➢ 河川の水質保全 ➢ 河川景観阻害要因の抑制 ➢ 多自然型工法による河川改修 ➢ ホタルを散策できるルートの設定 ➢ ホタル祭りなどのイベントとPR  2. 具体的な取組 ◆行政が取り組むこと ● 河川浄化事業、下水道事業など関係機関との連携による水環境の改善 ● 河川事業におけるビオトープの整備 ● 河岸の植生による生態系の保全 ● 景観重要公共施設の指定検討 ● ホタル祭りなどの開催支援 ● 散策路等の環境整備 ● ホタル散策マップの作成やイベント情報の提供 ◆地域や企業ができること ● 河川改修等への市民参加 ● 河川の清掃活動等への積極的な参加 ● 汚水の流出抑制 ● ホタル祭りなどのイベントの参加とPR 3. 将来の景観まちづくりの姿 河川にホタルが舞い、多くの人が鑑賞できる景観	現行ページ：83 ページ目 写真の差し替え 時点修正・文言修正 時点修正・文言修正 時点修正・文言修正 時点修正

【新：改定素案】		【旧：現行（平成23年6月策定）】		備考																																																
2. 景観まちづくりの推進施策		2. 景観まちづくりの推進施策		現行ページ：84 ページ目																																																
景観まちづくりを進めるにあたり、市民と協働しながら、「創造・整備」「保全・規制」「育成・協働」の3つの視点で総合的に景観まちづくりを推進します。また、地域との協働による景観まちづくりを推進するために、アクションプランから導き出された新たな取組に対する支援、地域の組織づくりへの支援、他分野との連携による支援、活動の機会づくりなどの方向性を踏まえた施策を展開していきます。																																																				
【景観まちづくりの推進施策の体系】																																																				
<table><tr><th>施策体系</th><th>方向性</th><th>施策</th></tr><tr><td rowspan="4">①創造・整備</td><td rowspan="2">1)適切な景観のコントロールに関する方向</td><td>景観形成ガイドラインの策定・運用</td></tr><tr><td>地域の景観特性に応じた色彩ガイドラインの策定・運用</td></tr><tr><td rowspan="2">2)今後の景観整備に関する方向</td><td>公共施設景観形成ガイドラインの策定・運用</td></tr><tr><td>景観重要公共施設の指定・保全</td></tr><tr><td rowspan="4">②保全・規制</td><td rowspan="2">1)景観の適切な保全に関する方向</td><td>電線類の地中化</td></tr><tr><td>歴史的まち並みの環境整備</td></tr><tr><td rowspan="2">2)景観の周辺環境の保全に関する方向</td><td>景観散策ルートの整備・保全</td></tr><tr><td>景観資源リストの整備と定期的な情報把握</td></tr><tr><td rowspan="4">③育成・協働</td><td rowspan="2">1)景観の活用に関する方向</td><td>屋外広告物の規制・誘導</td></tr><tr><td>景観重要建造物・景観重要樹木の指定</td></tr><tr><td rowspan="2">2)景観の普及・啓発に関する方向</td><td>太陽光発電設備の周辺景観との不調和に対する対策</td></tr><tr><td>景観資源・景観まちづくりの情報発信</td></tr></table>		施策体系	方向性	施策	①創造・整備	1)適切な景観のコントロールに関する方向	景観形成ガイドラインの策定・運用	地域の景観特性に応じた色彩ガイドラインの策定・運用	2)今後の景観整備に関する方向	公共施設景観形成ガイドラインの策定・運用	景観重要公共施設の指定・保全	②保全・規制	1)景観の適切な保全に関する方向	電線類の地中化	歴史的まち並みの環境整備	2)景観の周辺環境の保全に関する方向	景観散策ルートの整備・保全	景観資源リストの整備と定期的な情報把握	③育成・協働	1)景観の活用に関する方向	屋外広告物の規制・誘導	景観重要建造物・景観重要樹木の指定	2)景観の普及・啓発に関する方向	太陽光発電設備の周辺景観との不調和に対する対策	景観資源・景観まちづくりの情報発信	<table><tr><th>施策体系</th><th>方向性</th><th>施策</th></tr><tr><td rowspan="4">①創造・整備</td><td rowspan="2">1)適切な景観のコントロールに関する方向</td><td>景観形成ガイドラインの策定</td></tr><tr><td>地域の景観特性に応じた色彩ガイドラインの策定</td></tr><tr><td rowspan="2">2)今後の景観整備に関する方向</td><td>公共事業景観ガイドラインの策定</td></tr><tr><td>景観重要公共施設の指定</td></tr><tr><td rowspan="4">②保全・規制</td><td rowspan="2">1)景観の適切な保全に関する方向</td><td>電線類の地中化</td></tr><tr><td>歴史的まち並みの環境整備</td></tr><tr><td rowspan="2">2)景観の周辺環境の保全に関する方向</td><td>景観散策ルートの整備</td></tr><tr><td>景観資源リストの整備と定期的な情報把握</td></tr><tr><td rowspan="4">③育成・協働</td><td rowspan="2">1)景観の活用に関する方向</td><td>屋外広告物の誘導</td></tr><tr><td>景観重要建造物・景観重要樹木の指定</td></tr><tr><td rowspan="2">2)景観の普及・啓発に関する方向</td><td>景観資源・景観まちづくりの情報発信</td></tr><tr><td>景観まちづくりの表彰制度、景観百選の選定</td></tr></table>			施策体系	方向性	施策	①創造・整備	1)適切な景観のコントロールに関する方向	景観形成ガイドラインの策定	地域の景観特性に応じた色彩ガイドラインの策定	2)今後の景観整備に関する方向	公共事業景観ガイドラインの策定	景観重要公共施設の指定	②保全・規制	1)景観の適切な保全に関する方向	電線類の地中化	歴史的まち並みの環境整備	2)景観の周辺環境の保全に関する方向	景観散策ルートの整備	景観資源リストの整備と定期的な情報把握	③育成・協働	1)景観の活用に関する方向	屋外広告物の誘導	景観重要建造物・景観重要樹木の指定	2)景観の普及・啓発に関する方向	景観資源・景観まちづくりの情報発信	景観まちづくりの表彰制度、景観百選の選定
施策体系	方向性	施策																																																		
①創造・整備	1)適切な景観のコントロールに関する方向	景観形成ガイドラインの策定・運用																																																		
		地域の景観特性に応じた色彩ガイドラインの策定・運用																																																		
	2)今後の景観整備に関する方向	公共施設景観形成ガイドラインの策定・運用																																																		
		景観重要公共施設の指定・保全																																																		
②保全・規制	1)景観の適切な保全に関する方向	電線類の地中化																																																		
		歴史的まち並みの環境整備																																																		
	2)景観の周辺環境の保全に関する方向	景観散策ルートの整備・保全																																																		
		景観資源リストの整備と定期的な情報把握																																																		
③育成・協働	1)景観の活用に関する方向	屋外広告物の規制・誘導																																																		
		景観重要建造物・景観重要樹木の指定																																																		
	2)景観の普及・啓発に関する方向	太陽光発電設備の周辺景観との不調和に対する対策																																																		
		景観資源・景観まちづくりの情報発信																																																		
施策体系	方向性	施策																																																		
①創造・整備	1)適切な景観のコントロールに関する方向	景観形成ガイドラインの策定																																																		
		地域の景観特性に応じた色彩ガイドラインの策定																																																		
	2)今後の景観整備に関する方向	公共事業景観ガイドラインの策定																																																		
		景観重要公共施設の指定																																																		
②保全・規制	1)景観の適切な保全に関する方向	電線類の地中化																																																		
		歴史的まち並みの環境整備																																																		
	2)景観の周辺環境の保全に関する方向	景観散策ルートの整備																																																		
		景観資源リストの整備と定期的な情報把握																																																		
③育成・協働	1)景観の活用に関する方向	屋外広告物の誘導																																																		
		景観重要建造物・景観重要樹木の指定																																																		
	2)景観の普及・啓発に関する方向	景観資源・景観まちづくりの情報発信																																																		
		景観まちづくりの表彰制度、景観百選の選定																																																		
		図の表現の修正																																																		
		表全体を通じた時点修正・文言修正																																																		
		社会情勢の変化による景観課題を追加																																																		

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
3. 推進施策の内容 ①創造・整備 1) 適切な景観のコントロールに関する方向 景観形成ガイドラインの策定・運用 ・良好な景観を形成していくためには、法的規制方策とともに、景観の誘導方策が必要です。 平成24年6月に、本計画の景観形成基準に基づく「周南市景観形成ガイドライン」を策定し、景観形成基準の各項目において、わかりやすく解説・例示し、良好な景観形成に向けたイメージを醸成することで市民・事業者・行政協働の景観づくりを推進しています。 地域の景観特性に応じた色彩ガイドラインの策定・運用 ・本市は、瀬戸内海の島々から、工業地、市街地、住宅地、中山間地と地域特有の景観特性があり、象徴する色彩も地域によって異なります。周南市景観形成ガイドラインにおいては、景観形成重点地区をはじめ、景観形成重点地区以外においても、地域の特性・素材や景観と調和した色彩について基準を定めています。 ・周南市景観形成ガイドラインで定めた色彩基準については、各地域の景観特性を保全するため、公共事業においても、構想・計画・設計段階で個別基準に配慮したものとなっているかをチェックしながら事業を実施します。   ■天神山からの風景（現状） ■天神山からの風景 （屋根の色彩を赤瓦の色に統一したシミュレーション）	3. 推進施策の内容 ①創造・整備 1) 適切な景観のコントロールに関する方向 景観形成ガイドラインの策定 ・良好な景観を形成していくためには、法的規制方策とともに、景観の誘導方策が必要です。 <u>市民や事業者と協働して、景観形成基準に基づく景観形成ガイドラインやコンビナートや港の色彩ガイドラインなどを策定し、より良い景観を分かりやすく誘導していく方策を検討します。</u> 地域の景観特性に応じた色彩ガイドラインの策定 ・本市は、瀬戸内海の島々から、工業地、市街地、住宅地、中山間地と地域特有の景観特性があり、象徴する色彩も地域によって異なります。景観形成重点地区を<u>中心に色彩調査を実施し、地域の特性・素材に即した色彩ガイドラインを作成します。</u>   ■天神山からの風景（現状） ■天神山からの風景（屋根の色彩を赤瓦の色に統一したシミュレーション）	現行ページ：85 ページ目 時点修正・文言修正 時点修正・文言修正 時点修正・文言修正 時点修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
公共施設景観形成ガイドラインの策定・運用 ・景観整備の中で、公共空間の景観が果たしている役割は大きいものがあります。道路、河川、都市公園、海岸、港湾等の公共施設については、公共施設に対する景観整備のガイドラインに基づき整備を進めます。 ・公共施設を整備する際には、公共施設の管理者や地域住民等で構成される協議会を立ち上げるなど、景観について協議のできる仕組みについても検討します。 ・公共施設景観形成ガイドラインにおいては、景観予測の視覚的な手法（イメージパース、フォトモンタージュ、CG、模型など）により、事業の構想段階から完了後まで景観評価できるシステムの仕組みを定めています。 周南大橋 周南市公共施設景観形成ガイドラインより引用	公共事業景観ガイドラインの策定 ・景観整備の中で、公共空間の景観が果たしている役割は大きいものがあります。道路、河川、都市公園、海岸、港湾等の公共施設については、公共施設に対する景観整備のガイドラインに基づき整備を進めます。 ・公共施設を整備する際には、公共施設の管理者や地域住民等で構成される協議会を立ち上げるなど、景観について協議のできる仕組みについても検討します。 ・公共事業景観ガイドライン等に基づく事業については、景観予測の視覚的な手法（イメージパース、フォトモンタージュ、CG、模型など）により、事業の構想段階から完了後まで景観評価できるシステムの仕組み、体制を構築します。 周南大橋 ■公共事業における景観評価の流れ <参考：国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）>	現行ページ：85 ページ目 時点修正・文言修正 文言修正 時点修正 最新のガイドラインの内容を反映

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
2) 今後の景観整備に関する方向 景観重要公共施設の指定・保全 ・都心軸地区において、景観形成上重要かつ、整備が完了している「徳山駅北口駅前広場」「徳山駅南口駅前広場」を景観重要公共施設に指定しています。 ・景観重要公共施設景観形成ガイドラインにおいて、整備における基本方針と個別基準を定め、都心軸地区の統一されたデザインの保全を図ります。 ・「御幸通」「岐山通」「徳山港線」などの景観形成上重要と考えられる公共施設については、今後景観重要公共施設としての指定を検討します。 ■景観重要公共施設   徳山駅北口駅前広場 徳山駅南口駅前広場 ■将来的な景観重要公共施設の候補   御幸通 岐山通  徳山港線	2) 今後の景観整備に関する方向 景観重要公共施設の指定 ・公共施設において、<u>良好な景観を形成していく上で重要なもの</u>については、「<u>景観重要公共施設</u>」に指定し、より良い景観を創出・保全していきます。 【景観まちづくりの推進施策の体系】   道路＜御幸通り・岐山通り＞ 港湾＜徳山港＞	現行ページ：86 ページ目 景観重要公共施設景観形成ガイドラインの内容を反映

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
電線類の地中化 ・市街地の沿道においては、電柱・電線の地中化に取り組み、景観阻害要因の除去による良好な景観形成に努めます。    ■主要地方道徳山港線 (現状) ■主要地方道徳山港線 (電線類を地中化したシミュレーション) 歴史的まち並みの環境整備 ・山代街道や山陽道などの歴史的建造物が立地する地区周辺や街道などについては、街なみ環境整備事業等による歴史的環境整備を検討します。 ■歴史的まち並みの環境整備の事例 (奈良県橿原市今井町) 	電線類の地中化 ・市街地の沿道においては、電柱・電線の地中化に取り組み、景観阻害要因の除去による良好な景観形成に努めます。    ■糺町一ノ井手線 (現状) ■糺町一ノ井手線 (電線類を地中化したシミュレーション) 歴史的まち並みの環境整備 ・山代街道や山陽道などの歴史的建造物が立地する地区周辺や街道などについては、街なみ環境整備事業や身近なまちづくり支援街路事業による歴史的環境整備を検討します。 ■歴史的まち並みの環境整備の事例 (奈良県橿原市今井町) 	現行ページ：86 ページ目 文言修正 時点修正・文言修正

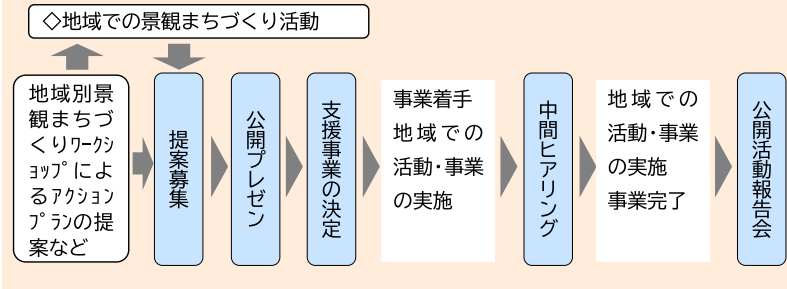
【新：改定素案】	【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】	備考
景観散策ルートの整備・保全 ・長穂や渋川のホタルが舞う景観を散策するルートや、地域の景観資源をネットワークするルートを設定し、散策路等の整備及び保全を進めます。 ・整備にあたっては、自然と調和したデザインとし、周辺の景観や自然環境に配慮します。 ■清流通りの自然に配慮した散策路 	景観散策ルートの整備 ・長穂や渋川のホタルが舞う景観を散策するルートや、地域の景観資源をネットワークするルートを設定し、散策路等の整備を進めます。 ・整備にあたっては、自然と調和したデザインとし、周辺の景観や自然環境に配慮します。 ■清流通りの自然に配慮した散策路 	現行ページ：87 ページ目 時点修正 <

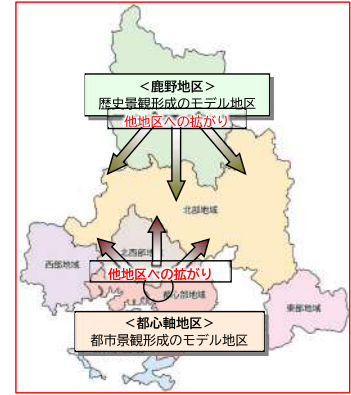
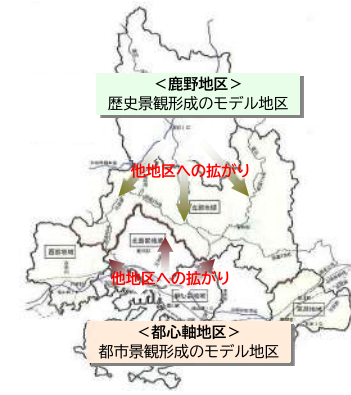
【新：改定素案】	【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】	備考
景観重要建造物・景観重要樹木の指定 ・地域のシンボルになる景観上重要な建造物、樹木を積極的に保全することを目的とし、景観法による指定基準及び本市の指定方針に基づき、景観重要建造物及び景観重要樹木の候補となる資源をリスト化しながら、必要に応じて指定の検討を行います。 【景観まちづくりの推進施策の体系】 市役所前のクスノキ 鹿野のしだれ桜（弾正系桜）	景観重要建造物・景観重要樹木の指定 ・地域のシンボルになる景観上重要な建造物、樹木を積極的に保全することを目的とし、景観法による指定基準及び本市の指定方針に基づき、景観重要建造物及び樹木の候補となる資源をリスト化しながら、必要に応じて指定の検討を行います。 【景観まちづくりの推進施策の体系】 市役所前のクスノキ 鹿野のしだれ桜（弾正系桜）	現行ページ：88 ページ目 文言修正 写真の差し替え

【新：改定素案】	【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】	備考
太陽光発電設備の周辺景観との不調和に対する対策 ・太陽光発電設備の設置による周辺景観との不調和が発生しないように、周南市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和 8 年 4 月施行）を活用しながら太陽光発電設備の設置動向を把握しつつ、同条例に基づき、必要に応じて助言又は指導を行います。助言又は指導は、国の方針や関連ガイドライン等を参考にしながら、立地条件、周辺環境及び景観特性等を総合的に勘案して行うものとしします。 ◇コラム 太陽光発電設備による景観形成上の影響と配慮事例 （太陽光発電設備の景観形成への影響） 豊かな自然や歴史的・文化的背景の下に形成された景観を持つ地域において太陽光発電設備が設置される場合、景観に影響を及ぼす例が全国的に見られています。 例えば、太陽光発電設備の設置方法による眺望点となっていた場所からの見え方を阻害する事例（左図：アレイの高さが人の身長より大幅に高く、地方公共団体の景観計画の中で言及されている、山岳を一望するパノラマ景観の眺望を阻害している事例）や、景観資源そのものやその周辺に太陽光パネルが設置されることで景観資源の印象・見え方に影響を与えている事例（右図：観光地へのアクセス道路からの景観に影響を及ぼしている事例）などがあげられます。 また、太陽光パネルの反射光が景観資源の見え方に影響をもたらしすることも想定されます。 図：太陽光発電設備が景観に影響をもたらしている事例 出典：平成 29 年度 都市と緑・農が共生するまちづくりに関する調査「静岡県における自然景観と調和した太陽光パネルに関する景観誘導施策の検討調査」報告書（平成 30 年 3 月 静岡県広域景観検討協議会）		現行ページ：－ 社会情勢の変化による景観課題を追加

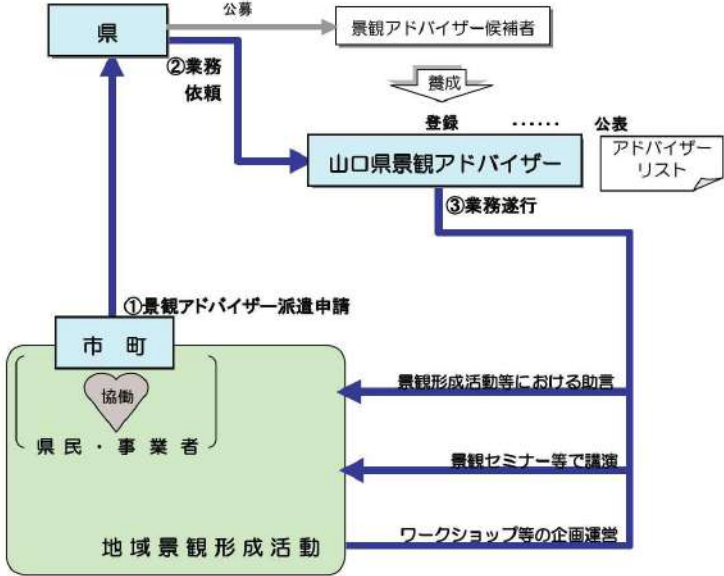
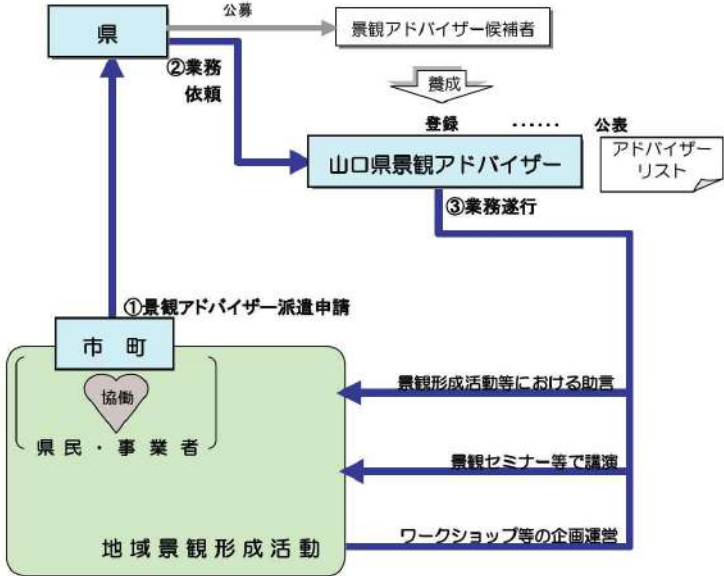
【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
（太陽光発電設備の整備時の景観への配慮事例） 太陽光発電設備を整備する際の景観への配慮例として、下記のような対策を実施することが想定されます。 （対策例） ・アレイの高さは、周辺景観との調和に配慮したものとする。 ・周辺景観との調和に配慮してアレイを配置する。 ・敷地境界から距離（バッファゾーン）をとってアレイを配置する。 ・敷地境界周辺に植栽を施す、又は周辺部の森林を残す。 ・周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備等の色彩とする。 ・既存の太陽光発電設備がある場合には、既存設備と新設設備を同系色にする。 ■アレイの高さについて配慮した例（イメージ）  ■敷地境界部から距離をとってアレイを配置し、境界部に植栽を施した例（イメージ）  ■付帯設備等の色彩に配慮した例（イメージ）  出典：太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和2年3月 環境省）		現行ページ：－ 社会情勢の変化による景観課題を追加

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
2) 景観の周辺環境の保全に関する方向 景観資源周辺環境調査の推進 - 本市の景観資源の周辺は豊かな自然、社会環境に囲まれ、一体となってその価値を高めていることから、周辺環境の保全は極めて重要な課題です。主要な景観資源の周辺環境については、特に詳細な調査を実施するものとします。 ■人とツルが共存できる環境づくり (八代のツルを愛する会)  生業景観資源、景観整備伝統技術の保全 - 中山間部等周辺地域に多くの生業景観資源があります。これらは担い手の不足等が最も問題となっています。それらを保全するために、地域と協働して、地域のコミュニティを維持する方策を総合的に検討します。 - 歴史的景観資源においては、これらを保全、継承していくため、必要な人材の確保及び技術の継承と育成など保全するための方策を検討します。 ■和田地区の伝統文化の継承 (三作神楽保存会)  耕作放棄地や空き家の抑制対策 - 地域の景観を守っていくための課題である、UJI ターンの促進、耕作放棄地や空き家の抑制対策については、農業、農地に関する計画や周南市空家等対策計画などに基づき、全市的な取組を推進します。	2) 景観の周辺環境の保全に関する方向 景観資源周辺環境調査の推進 - 本市の景観資源の周辺は豊かな自然、社会環境に囲まれ、一体となってその価値を高めていることから、周辺環境の保全は極めて重要な課題です。主要な景観資源の周辺環境については、特に詳細な調査を実施するものとします。 ■人とツルが共存できる環境づくり (八代のツルを愛する会)  生業景観資源、景観整備伝統技術の保全 - 中山間部等周辺地域に多くの生業景観資源があります。これらは担い手の不足等が最も問題となっています。それらを保全するために、地域と協働して、地域のコミュニティを維持する方策を総合的に検討します。 - 歴史的景観資源においては、これらを保全、継承していくため、必要な人材の確保及び技術の継承と育成など保全するための方策を検討します。 ■和田地区の伝統文化の継承 (三作神楽保存会)  空き家や耕作放棄地の活用 - UJI ターン対策、休耕田や空き家対策は、<u>地域の景観を守っていくための共通の課題として、定住対策などにより、全市的な取組を検討します。</u>	現行ページ：88 ページ目 写真の差し替え 現行ページ：89 ページ目 文言修正 時点修正・文言修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】	備考
③育成・協働 1) 景観の活用に関する方向 地域景観資源の掘り起こし ・地域の景観資源は、地域で育てながら常に発掘されるものです。地域別ワークショップ等で抽出された景観資源をベースに、今後も広報やホームページによる景観資源募集や地域住民の活動を通して、官民協働による調査体制を整えるものとしします。 ■地域別景観まちづくりワークショップによる景観資源抽出（大道理地区）  提案型の景観まちづくり支援制度の創設 ・地域の景観まちづくりのそれぞれのテーマやアクションプランに即した提案募集などを行い、市民や NPO 等による主体的な地域づくり活動に応じて支援していく制度の創設を検討します。 ・平成 24 年度～平成 27 年度において、「景観まちづくり支援事業」が実施され、4 年間で計 11 事業を支援しました。現在は関連する地域創発事業等により支援が継続されています。	③育成・協働 1) 景観の活用に関する方向 地域景観資源の掘り起こし ・地域の景観資源は、地域で育てながら常に発掘されるものです。地域別ワークショップ等抽出された景観資源をベースに、今後も広報やホームページによる景観資源募集や地域住民の活動を通して、官民協働による調査体制を整えるものとしします。 ■地域別景観まちづくりワークショップによる景観資源抽出（大道理地区）  提案型の景観まちづくり支援制度の創設 ・地域の景観まちづくりのそれぞれのテーマやアクションプランに即した提案募集などを行い、「<u>新しい公共</u>」の担い手である市民やNPO等による主体的な地域づくり活動に応じて支援していく制度の創設を検討します。 ■景観まちづくり支援制度の流れ ◇地域での景観まちづくり活動 <pre>graph LR; A[◇地域での景観まちづくり活動] --> B[地域別景観まちづくりワークショップによるアクションプランの提案など]; B --> C[提案募集]; C --> D[公開プレゼン]; D --> E[支援事業の決定]; E --> F[事業着手 地域での活動・事業の実施]; F --> G[中間ヒアリング]; G --> H[地域での活動・事業の実施 事業完了]; H --> I[公開活動報告会];</pre>	現行ページ：89 ページ目 文言修正 文言修正 文言修正 時点修正 時点修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】	備考
他分野と連携した地域主体の景観まちづくり支援 ・ 棚田などを活用した都市との交流活動や、貴船神社夏祭りなどの伝統文化の維持については、地域での活動を主体とし、地域振興施策や観光振興施策などの分野を超えた連携により、活動テーマに応じた総合的な支援を行います。 ■中須北の棚田の活用と交流活動（棚田清流の会）  景観形成重点地区の指定拡大 ・ 景観形成重点地区は、都心軸地区と鹿野地区の2地区を指定しています。 ・ 2地区を景観形成のモデルとして、他地区にも景観形成重点地区を拡げていき、地域の実状に応じた景観形成を推進していきます。 ■景観形成重点地区の展開 	他分野と連携した地域主体の景観まちづくり支援 ・ 棚田の活用などの都市との交流活動や、貴船まつりなどの伝統文化の維持については、地域での活動を主体とし、地域振興施策や観光振興施策などの分野を超えた連携により、活動テーマに応じた総合的な支援を行います。 ■中須北の棚田の活用と交流活動（棚田清流の会）  景観形成重点地区の指定拡大 ・ 景観形成重点地区は、都心軸地区と鹿野地区の2地区を指定しています。 ・ 2地区を景観形成のモデルとして、他地区にも景観形成重点地区を拡げていき、地域の実状に応じた景観形成を推進していきます。 ■景観形成重点地区の展開 	現行ページ：90 ページ目 文言修正 図の表現の修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
地域の特性に応じた景観ルールづくりと地区計画等の活用 ・景観まちづくりの熟度が高い地域においては、地域住民の主体的な景観まちづくりを重視しながら、地区計画や景観協定、景観地区などの地域独自のルールづくりへと展開していきます。 <地区計画> 地区の特性に応じた詳細な計画に基づいて開発・建築行為をコントロールする手法であり、地区計画の目標、整備・開発及び保全の方針、地区整備計画を都市計画に定めることができます。 ○ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を都市計画に定めるものである ○地区におけるまちづくりの目標と目標を実現するための方針を設定する ○地区整備計画において、地区施設の配置、規模、建築物等の制限（用途制限や高さ、色彩、建築物の壁面の位置など）、樹林地の保全などを定めることが可能 <景観協定> 建築物・緑・工作物・看板・青空駐車場など景観に関するさまざまな事柄を協定により、一体的な景観形成を図ります。 ○土地所有者等の合意により自主的に協定 ○第三者に譲渡されても有効 ○建築物や緑のほか、ソフトな部分まで含めて景観に関する様々な事柄を定めることが可能 <景観地区> 景観地区は、建築物の形態意匠の制限等を定める都市計画であり、都市計画区域及び準都市計画区域内では景観地区を設定することができます。 ○「市街地の良好な景観の形成」を図るため、都市計画として定める地区 ○都市計画法の地域地区であった美観地区を母体として、大幅に発展、拡充 ○既に一定の美観が存在する地区のみならず、今後良好な景観を形成していこうとする地区について、幅広く活用可能 ○建築物及び工作物の形態意匠に対する市町村による認定制度が整備され、地域の景観の質を能動的に高めていくことが可能 <本市の地区計画の活用例> ■夢ヶ丘ニュータウン ■秋月団地	地域の特性に応じた景観ルールづくりと地区計画の活用 ・景観まちづくりの熟度が高い地域においては、地域住民の主体的な景観まちづくりを重視しながら、景観協定・景観地区などの地域独自のルールづくりへと展開していきます。 <景観協定> 建築物・緑・工作物・看板・青空駐車場など景観に関するさまざまな事柄を協定により、一体的な景観形成を図ります。 ○土地所有者等の合意により自主的に協定 ○第三者に譲渡されても有効 ○建築物や緑のほか、ソフトな部分まで含めて景観に関する様々な事柄を定めることが可能 <景観地区> 景観地区は、建築物の形態意匠の制限等を定める都市計画であり、都市計画区域及び準都市計画区域内では景観地区を設定することができます。 ○「市街地の良好な景観の形成」を図るため、都市計画として定める地区 ○都市計画法の地域地区であった美観地区を母体として、大幅に発展、拡充 ○既に一定の美観が存在する地区のみならず、今後良好な景観を形成していこうとする地区について、幅広く活用可能 ○建築物及び工作物の形態意匠に対する市町村による認定制度が整備され、地域の景観の質を能動的に高めていくことが可能 <本市の地区計画の活用例> ■夢ヶ丘ニュータウン ■秋月団地	現行ページ：90 ページ目 文言修正（タイトルとの整合） 説明の追加（タイトルとの整合）

【新：改定素案】	【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】	備考
2) 景観の普及・啓発に関する方向 景観資源・景観まちづくりの情報発信 - 普及・啓発において重要なことは景観まちづくりの理念を地域住民のものとする事です。そのため、ホームページの充実、意見受付窓口の設置、景観まちづくり活動の紹介や景観まちづくり教育の推進等を検討します。 景観まちづくりの表彰制度、景観百選の選定 - 景観資源や景観まちづくりの良い事例は、景観百選や景観まちづくり活動表彰制度により評価し、市民の意識を醸成していくことが重要です。これらの事例の蓄積が、本市の景観モデルとなり、市民へ分かりやすく周知することができます。 - 平成 23 年度には、本市の貴重な景観を市内外に情報発信することによって、本市のより良い景観まちづくりに資することを目的として、「ふるさと周南景観特選」の選定を行いました。 景観アドバイザーの派遣 - 景観形成活動の支援を図るため山口県では景観アドバイザーを登録し、派遣しています。 - 地域での景観形成活動や景観セミナー等による普及・啓発にあたっては、景観アドバイザーとの連携により、地域の景観まちづくりを支援します。 ■山口県景観アドバイザー派遣制度の概要  <pre> graph TD A[市 町] -- "①景観アドバイザー派遣申請" --> B[県] B -- "公募" --> C[景観アドバイザー候補者] C -- "養成" --> D[登録] D -- "....." --> E[公表 アドバイザーリスト] B -- "②業務依頼" --> F[山口県景観アドバイザー] F -- "③業務遂行" --> G[地域景観形成活動] G -- "景観形成活動等における助言" --> H[県民・事業者] G -- "景観セミナー等で講演" --> H G -- "ワークショップ等の企画運営" --> H </pre>	2) 景観の普及・啓発に関する方向 景観資源・景観まちづくりの情報発信 - 普及・啓発において重要なことは景観まちづくりの理念を地域住民のものとする事です。そのため、ホームページの充実、意見受付窓口の設置、景観まちづくり活動の紹介や景観まちづくり教育の推進等を検討します。 景観まちづくりの表彰制度、景観百選の選定 - 景観資源や景観まちづくりの良い事例は、景観百選や景観まちづくり活動表彰制度により評価し、市民の意識を醸成していくことが重要です。これらの事例の蓄積が、本市の景観モデルとなり、市民へ分かりやすく周知することができます。 景観アドバイザーの派遣 - 景観形成活動の支援を図るため山口県では景観アドバイザーを登録し、派遣しています。 - 地域での景観形成活動や景観セミナー等による普及・啓発にあたっては、景観アドバイザーとの連携により、地域の景観まちづくりを支援します。 ■山口県景観アドバイザー派遣制度の概要  <pre> graph TD A[市 町] -- "①景観アドバイザー派遣申請" --> B[県] B -- "公募" --> C[景観アドバイザー候補者] C -- "養成" --> D[登録] D -- "....." --> E[公表 アドバイザーリスト] B -- "②業務依頼" --> F[山口県景観アドバイザー] F -- "③業務遂行" --> G[地域景観形成活動] G -- "景観形成活動等における助言" --> H[県民・事業者] G -- "景観セミナー等で講演" --> H G -- "ワークショップ等の企画運営" --> H </pre>	現行ページ：91 ページ目 時点修正

【新：改定素案】

【旧：現行（平成23年6月策定）】

備考

現行ページ：92 ページ目

構成の変更

図の表現の修正

時点修正・文言修正

4. 推進スケジュール

(1) 景観形成の推進スケジュール

景観まちづくりを実現するための施策の推進にあたっては、市民への普及・啓発から景観意識を醸成し、景観まちづくり活動や景観整備の実現に取り組みます。

短期（普及・啓発） 中期（活動実践） 長期（景観整備）

創造・整備

- 景観形成ガイドラインの策定
- 地域・色彩ガイドラインの策定
- 公共施設景観形成ガイドラインの策定
- 公共施設景観形成ガイドラインの運用
- 景観重要公共施設の指定・保全
- 電線類の地中化
- 歴史的まち並みの環境整備
- 景観散策ルートの整備・保全

保全・規制

- 景観資源リストの整備と定期的な情報把握
- 景観重要建造物・景観重要樹木の指定
- 屋外広告物の規制・誘導
- 太陽光発電設備の周辺景観との不調和に対する対策
- 景観資源周辺環境調査の推進
- 生業景観資源、景観整備伝統技術の保全
- 空き家や耕作放棄地の抑制対策

育成・協働

- 地域景観資源の掘り起こし
- 提案型の景観まちづくり支援制度の創設
- 他分野と連携した地域主体の景観まちづくり支援
- 景観形成重点地区の指定拡大
- 地域の特性に応じた景観ルールづくりと地区計画等の活用
- 景観資源・景観まちづくりの情報発信
- 景観まちづくりの表彰制度、景観百選の選定
- 景観アドバイザーの派遣

グレーハッチ：実施済

4. 推進スケジュール

景観まちづくりを実現するための施策の推進にあたっては、市民への普及・啓発から景観意識を醸成し、景観まちづくり活動や景観整備の実現に取り組みます。

短期（普及・啓発） 中期（活動実践） 長期（景観整備）

創造・整備

- 景観形成ガイドラインの策定
- 地域・色彩ガイドラインの策定
- 公共事業景観ガイドラインの策定
- 屋外広告物の誘導
- 景観重要公共施設の指定
- 電線類の地中化
- 歴史的まち並みの環境整備
- 景観散策ルートの整備

保全・規制

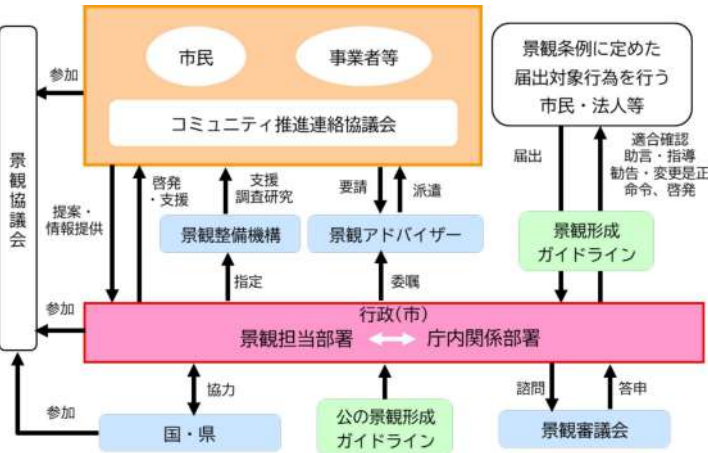
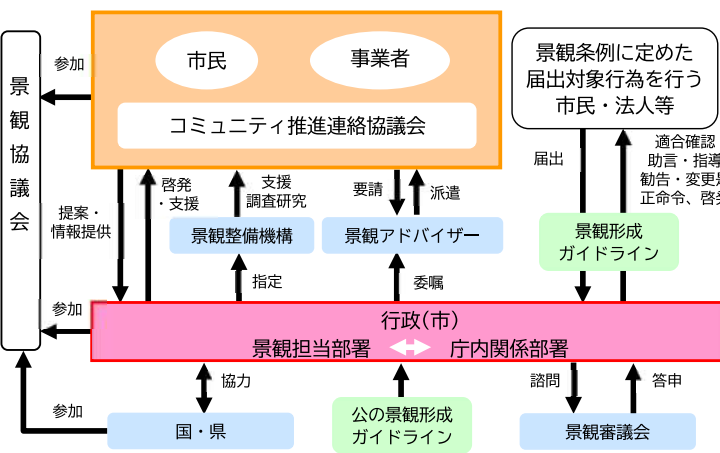
- 景観資源リストの整備と定期的な情報把握
- 景観重要建造物・景観重要樹木の指定
- 景観資源周辺環境調査の推進
- 生業景観資源、景観整備伝統技術の保全
- 空き家や耕作放棄地の活用

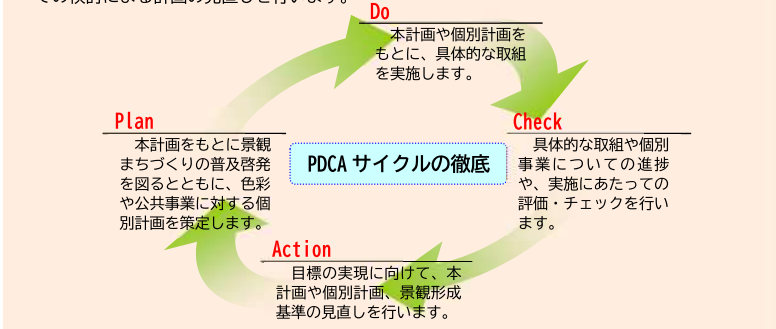
育成・協働

- 地域景観資源の掘り起こし
- 提案型の景観まちづくり支援制度の創設
- 他分野と連携した地域主体の景観まちづくり支援
- 景観形成重点地区の指定拡大
- 地域の特性に応じた景観ルールづくりと地区計画等の活用
- 景観資源・景観まちづくりの情報発信
- 景観まちづくりの表彰制度、景観百選の選定
- 景観アドバイザーの派遣

グレーハッチ：実施済

【新：改定素案】	【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】	備考
(2) 景観計画の進行管理 景観計画に基づく具体的な取組については、PDCA サイクルを実施しながら進行管理を行います。 また、景観計画自体についても、都市計画マスタープランなどの上位計画の見直しにあわせて、10 年程度のサイクルで定期的に見直しを行います。 ■景観計画の進行管理（PDCA サイクル）の考え方 具体的な取組に対する計画の進捗状況を分析するため PDCA サイクルを徹底し、実施施策の課題などを的確に把握し、その要因を分析し、必要に応じて計画の見直しを行います。 計画の見直しにあたっては、地域住民・企業などの参画のもとで評価・分析をし、景観審議会での検討による計画の見直しを行います。 Plan 本計画をもとに景観まちづくりの普及啓発を図るとともに、色彩や公共事業に対する個別計画を策定します。 Do 本計画や個別計画をもとに、具体的な取組を実施します。 Check 具体的な取組や個別事業についての進捗や、実施にあたっての評価・チェックを行います。 Action 目標の実現に向けて、本計画や個別計画、景観形成基準の見直しを行います。 PDCA サイクルの徹底		現行ページ：－ 定期見直しのサイクルを追加

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考
5. 推進体制 市民や事業者等と協働で進めていくための市の推進体制を整備するとともに、必要に応じて景観協議会や景観整備機構などの組織づくりを行いながら、景観まちづくりを推進します。 ■景観まちづくりの推進体制  (1) 市民（コミュニティ推進連絡協議会）・事業者の役割 市民（コミュニティ推進連絡協議会）及び事業者は、景観まちづくり活動への参加や情報発信等を行いながら、日常生活や事業活動において景観づくりへの配慮を行います。 【主な役割】 ・既存の景観まちづくり活動の参加・継続・展開 ・景観資源や活動などの情報発信 ・景観重要建造物、景観重要樹木等の指定を市に提案 ・景観づくりへの配慮（個々の生活、事業活動） (2) 市の推進体制・役割 市は、横断的な調整会議の設置により多様な景観まちづくりを推進するとともに、専門家の活用や技術向上、届出制度に係る窓口業務等を行います 【主な役割】 ・横断的な調整会議の設置 ・専門家の活用 ・市職員の意識啓発・技術向上 ・窓口業務の整理 ・景観計画の進行管理（PDCA サイクル）	5. 推進体制 市民や事業者等と協働で進めていくための市の推進体制を整備するとともに、必要に応じて景観協議会や景観整備機構などの組織づくりを行いながら、景観まちづくりを推進します。 ■景観まちづくりの推進体制  (1) 市民（コミュニティ推進連絡協議会）・事業者の役割 市民（コミュニティ推進連絡協議会）及び事業者は、景観まちづくり活動への参加や情報発信等を行いながら、日常生活や事業活動において景観づくりへの配慮を行います。 【主な役割】 ・既存の景観まちづくり活動の参加・継続・展開 ・景観資源や活動などの情報発信 ・景観重要建造物、樹木等の指定を市に提案 ・景観づくりへの配慮（個々の生活、事業活動） (2) 市の推進体制・役割 市は、横断的な調整会議の設置により多様な景観まちづくりを推進するとともに、専門家の活用や技術向上、届出制度に係る窓口業務等を行います 【主な役割】 ・横断的な調整会議の設置 ・専門家の活用 ・市職員の意識啓発・技術向上 ・窓口業務の整理 ・景観計画の進行管理（PDCA サイクル）	現行ページ：93 ページ目 文言修正

【新：改定素案】	【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】	備考
	■景観計画の進行管理（PDCAサイクル）の考え方 具体的な取組に対する計画の進捗状況を分析するためPDCAサイクルを徹底し、実施施策の課題などを的確に把握し、その要因を分析し、必要に応じて計画の見直しを行います。計画の見直しにあたっては、地域住民・企業などの参画のもとで評価・分析をし、景観審議会での検討による計画の見直しを行います。 	現行ページ：93 ページ目 構成の変更
（３）景観審議会（周南市景観条例第 6 条） 本計画の内容について適切な運用を図るため、市長の諮問に応じ、景観形成に関する重要事項を調査審議するために、周南市景観審議会を設置します。 【審議内容】①景観計画の変更 ②景観重要建造物・景観重要樹木の指定及び指定解除に際しての意見聴取 ③法第 16 条第 3 項の規定による勧告、法第 17 条第 1 項の規定による変更命令 ④その他景観形成において重要な事項について（景観形成重点地区、景観形成ガイドライン、公共事業の景観形成ガイドライン） など	（３）景観審議会 本計画の内容について適切な運用を図るため、市長の諮問に応じ、景観形成に関する重要事項を調査審議するために、周南市景観審議会を設置します。 【審議内容】①景観計画の変更 ②景観重要建造物・樹木の指定及び指定解除に際しての意見聴取 ③法第 16 条第 3 項の規定による勧告、法第 17 条第 1 項の規定による変更命令 ④その他景観形成において重要な事項について（景観形成重点地区、景観形成ガイドライン、公共事業の景観形成ガイドライン） など	現行ページ：94 ページ目 最新法令を反映
（４）景観整備機構（法第 92 条、第 93 条） 市は民法第 34 条の法人または NP0 のうち、次に掲げる事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により「景観整備機構」として指定することができます。 平成 31 年 2 月 7 日、一般社団法人山口県建築士会を景観整備機構に指定しました。 【事業内容】①景観の形成に関する情報提供、相談その他の援助 ②景観重要公共施設に関する事業の実施・事業への参加 ③良好な景観の形成に係る調査・研究 ④その他、良好な景観形成を促進するために必要な業務 など	（４）景観整備機構（法第 92 条） 市は民法第 34 条の法人または NP0 のうち、次に掲げる事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により「景観整備機構」として指定することができます。 【事業内容】①景観の形成に関する情報提供、相談その他の援助 ②良好な景観の形成に係る調査・研究 ③良好な景観の形成のための協定に関する助言・指導 ④その他、良好な景観形成を促進するために必要な業務 など	最新法令を反映 景観整備機構の指定を追加
（５）景観協議会（法第 15 条） 景観計画区域において、景観に関するルールづくりなど良好な景観の形成に関する協議を行うために設けることができます。景観行政団体、公共施設管理者、景観整備機構、関係する他の公共団体、必要に応じて公益事業者（観光関連団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業者等）、市民等の関係者を加えて組織されます。様々な立場の関係者が良好な景観の形成に関する協議を行うことが大事です。 景観協議会で合意された事項については、協議会の構成員に法的な尊重義務が発生します。	（５）景観協議会（法第 15 条） 景観計画区域において、景観に関するルールづくりなど良好な景観の形成に関する協議を行うために設けることができます。景観行政団体、公共施設管理者、景観整備機構、関係する他の公共団体、必要に応じて公益事業者（観光関連団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業者等）、市民等の関係者を加えて組織されます。様々な立場の関係者が良好な景観の形成に関する協議を行うことが大事です。 景観協議会で合意された事項については、協議会の構成員に法的な尊重義務が発生します。	

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考																												
第5章 参考資料	第5章 参考資料	現行ページ：95 ページ目																												
	1. 周南市景観計画の策定経緯	周南市景観計画の策定経緯の削除																												
	①周南市景観計画策定委員会																													
	<table><tr><th>開催日</th><th>内 容</th></tr><tr><td>平成21年 12月 1日</td><td>周南市景観計画策定委員会要綱施行（平成21年10月30日制定）</td></tr><tr><td>平成22年 2月 1日</td><td>第1回周南市景観計画策定委員会 ◇ 景観計画（概要）について ◇ アンケートの実施について</td></tr><tr><td colspan="2">◇市民アンケート（2月8日～2月19日） ○ 対象：一般市民、小学5年生とその家族 ○ 回収率：70.8%（回収数823人／配布数1,163人）</td></tr><tr><td>3月24日</td><td>第2回周南市景観計画策定委員会 ◇ 景観計画（景観区域・景観形成方針）について</td></tr><tr><td colspan="2">◇市民アンケート（4月12日～4月30日） ○ 対象：高校生、大学生 ○ 回収率：91.6%（回収数207人／配布数226人）</td></tr><tr><td>7月 6日</td><td>第3回周南市景観計画策定委員会 ◇ 景観計画（景観形成重点区域・景観まちづくり）について ◇ 地域別景観ワークショップの実施について</td></tr><tr><td colspan="2">◇地域別景観ワークショップ（7月24日～9月4日） ○ 参加者：333人（7地区10会場：2回開催） ○ 35景観まちづくりアクションプランの策定</td></tr><tr><td>10月24日</td><td>景観資源現地視察 ◇各地域の景観資源や取組みについて</td></tr><tr><td>11月16日</td><td>第4回周南市景観計画策定委員会 ◇ 地域別ワークショップの成果について ◇ 周南市景観計画（素案）について</td></tr><tr><td>平成23年 3月14日</td><td>第5回周南市景観計画策定委員会 ◇ 景観計画（素案）について</td></tr><tr><td colspan="2">◇意見聴取（景観計画（素案）） ○3月18日：周南市都市計画審議会 ○4月15日～5月16日：パブリック・コメント</td></tr><tr><td>6月24日</td><td>第6回周南市景観計画策定委員会 ◇ 意見聴取の結果について ◇ 景観計画（案）について</td></tr><tr><td>6月30日</td><td>市長への策定報告</td></tr></table>	開催日	内 容	平成21年 12月 1日	周南市景観計画策定委員会要綱施行（平成21年10月30日制定）	平成22年 2月 1日	第1回周南市景観計画策定委員会 ◇ 景観計画（概要）について ◇ アンケートの実施について	◇市民アンケート（2月8日～2月19日） ○ 対象：一般市民、小学5年生とその家族 ○ 回収率：70.8%（回収数823人／配布数1,163人）		3月24日	第2回周南市景観計画策定委員会 ◇ 景観計画（景観区域・景観形成方針）について	◇市民アンケート（4月12日～4月30日） ○ 対象：高校生、大学生 ○ 回収率：91.6%（回収数207人／配布数226人）		7月 6日	第3回周南市景観計画策定委員会 ◇ 景観計画（景観形成重点区域・景観まちづくり）について ◇ 地域別景観ワークショップの実施について	◇地域別景観ワークショップ（7月24日～9月4日） ○ 参加者：333人（7地区10会場：2回開催） ○ 35景観まちづくりアクションプランの策定		10月24日	景観資源現地視察 ◇各地域の景観資源や取組みについて	11月16日	第4回周南市景観計画策定委員会 ◇ 地域別ワークショップの成果について ◇ 周南市景観計画（素案）について	平成23年 3月14日	第5回周南市景観計画策定委員会 ◇ 景観計画（素案）について	◇意見聴取（景観計画（素案）） ○3月18日：周南市都市計画審議会 ○4月15日～5月16日：パブリック・コメント		6月24日	第6回周南市景観計画策定委員会 ◇ 意見聴取の結果について ◇ 景観計画（案）について	6月30日	市長への策定報告	
開催日	内 容																													
平成21年 12月 1日	周南市景観計画策定委員会要綱施行（平成21年10月30日制定）																													
平成22年 2月 1日	第1回周南市景観計画策定委員会 ◇ 景観計画（概要）について ◇ アンケートの実施について																													
◇市民アンケート（2月8日～2月19日） ○ 対象：一般市民、小学5年生とその家族 ○ 回収率：70.8%（回収数823人／配布数1,163人）																														
3月24日	第2回周南市景観計画策定委員会 ◇ 景観計画（景観区域・景観形成方針）について																													
◇市民アンケート（4月12日～4月30日） ○ 対象：高校生、大学生 ○ 回収率：91.6%（回収数207人／配布数226人）																														
7月 6日	第3回周南市景観計画策定委員会 ◇ 景観計画（景観形成重点区域・景観まちづくり）について ◇ 地域別景観ワークショップの実施について																													
◇地域別景観ワークショップ（7月24日～9月4日） ○ 参加者：333人（7地区10会場：2回開催） ○ 35景観まちづくりアクションプランの策定																														
10月24日	景観資源現地視察 ◇各地域の景観資源や取組みについて																													
11月16日	第4回周南市景観計画策定委員会 ◇ 地域別ワークショップの成果について ◇ 周南市景観計画（素案）について																													
平成23年 3月14日	第5回周南市景観計画策定委員会 ◇ 景観計画（素案）について																													
◇意見聴取（景観計画（素案）） ○3月18日：周南市都市計画審議会 ○4月15日～5月16日：パブリック・コメント																														
6月24日	第6回周南市景観計画策定委員会 ◇ 意見聴取の結果について ◇ 景観計画（案）について																													
6月30日	市長への策定報告																													

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考																										
	②周南市景観計画策定委員会幹事会・ワーキンググループ（庁内） <table><thead><tr><th>開催日</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成22年 1月22日</td><td>第1回周南市景観計画策定委員会幹事会</td></tr><tr><td>3月 1日</td><td>第1回景観計画策定委員会ワーキンググループ</td></tr><tr><td>3月15日</td><td>第2回周南市景観計画策定委員会幹事会</td></tr><tr><td>5月28日</td><td>第2回景観計画策定委員会ワーキンググループ</td></tr><tr><td>6月11日</td><td>第3回景観計画策定委員会ワーキンググループ</td></tr><tr><td>6月21日</td><td>第3回周南市景観計画策定委員会幹事会</td></tr><tr><td>9月13日</td><td>第1回専門部会</td></tr><tr><td>9月21日</td><td>第2回専門部会</td></tr><tr><td>10月 8日</td><td>第4回景観計画策定委員会ワーキンググループ</td></tr><tr><td>11月 4日</td><td>第4回周南市景観計画策定委員会幹事会</td></tr><tr><td>平成23年 5月31日</td><td>第5回景観計画策定委員会ワーキンググループ</td></tr><tr><td>6月14日</td><td>第5回周南市景観計画策定委員会幹事会</td></tr></tbody></table>	開催日	内 容	平成22年 1月22日	第1回周南市景観計画策定委員会幹事会	3月 1日	第1回景観計画策定委員会ワーキンググループ	3月15日	第2回周南市景観計画策定委員会幹事会	5月28日	第2回景観計画策定委員会ワーキンググループ	6月11日	第3回景観計画策定委員会ワーキンググループ	6月21日	第3回周南市景観計画策定委員会幹事会	9月13日	第1回専門部会	9月21日	第2回専門部会	10月 8日	第4回景観計画策定委員会ワーキンググループ	11月 4日	第4回周南市景観計画策定委員会幹事会	平成23年 5月31日	第5回景観計画策定委員会ワーキンググループ	6月14日	第5回周南市景観計画策定委員会幹事会	現行ページ：96 ページ目 周南市景観計画の策定経緯は削除
開催日	内 容																											
平成22年 1月22日	第1回周南市景観計画策定委員会幹事会																											
3月 1日	第1回景観計画策定委員会ワーキンググループ																											
3月15日	第2回周南市景観計画策定委員会幹事会																											
5月28日	第2回景観計画策定委員会ワーキンググループ																											
6月11日	第3回景観計画策定委員会ワーキンググループ																											
6月21日	第3回周南市景観計画策定委員会幹事会																											
9月13日	第1回専門部会																											
9月21日	第2回専門部会																											
10月 8日	第4回景観計画策定委員会ワーキンググループ																											
11月 4日	第4回周南市景観計画策定委員会幹事会																											
平成23年 5月31日	第5回景観計画策定委員会ワーキンググループ																											
6月14日	第5回周南市景観計画策定委員会幹事会																											
	③周南市景観計画の策定体制																											

【新：改定素案】	【旧：現行（平成23年6月策定）】	備考																																				
	④周南市景観計画策定委員会委員名簿 敬称略 <table><tr><th>区 分</th><th>団 体 名 等</th><th>氏 名</th></tr><tr><td rowspan="2">識見を有する者</td><td>徳山大学 教授</td><td>井手口 範男</td></tr><tr><td>徳山工業高等専門学校 准教授</td><td>中川 明子</td></tr><tr><td rowspan="7">関係団体を代表する者</td><td>（社）山口県建築士会 徳山支部副支部長</td><td>深堀 潤一郎</td></tr><tr><td>（社）山口県デザイン協会 理事</td><td>三分一 幸治</td></tr><tr><td>周南市観光協会 須金ぶどう梨生産組合</td><td>福田 陽一</td></tr><tr><td>徳山商工会議所 青年部会長</td><td>杉村 真一</td></tr><tr><td>新南陽商工会議所 総務課長</td><td>谷口 博文</td></tr><tr><td>周南市農業委員会 農業委員</td><td>杉村 龍男</td></tr><tr><td>周南市コミュニティ推進連絡協議会</td><td>前田 貴典</td></tr><tr><td rowspan="2">関係行政機関</td><td rowspan="2">山口県周南土木建築事務所 所長</td><td>坂元 久夫 （～H23.3.31）</td></tr><tr><td>松塚 栄次</td></tr><tr><td rowspan="4">公募に応じた者</td><td>公 募 委 員</td><td>廣澤 和己</td></tr><tr><td>公 募 委 員</td><td>仲子 照子</td></tr><tr><td>公 募 委 員</td><td>末兼 正純</td></tr><tr><td>公 募 委 員</td><td>富永 貴子</td></tr></table>	区 分	団 体 名 等	氏 名	識見を有する者	徳山大学 教授	井手口 範男	徳山工業高等専門学校 准教授	中川 明子	関係団体を代表する者	（社）山口県建築士会 徳山支部副支部長	深堀 潤一郎	（社）山口県デザイン協会 理事	三分一 幸治	周南市観光協会 須金ぶどう梨生産組合	福田 陽一	徳山商工会議所 青年部会長	杉村 真一	新南陽商工会議所 総務課長	谷口 博文	周南市農業委員会 農業委員	杉村 龍男	周南市コミュニティ推進連絡協議会	前田 貴典	関係行政機関	山口県周南土木建築事務所 所長	坂元 久夫 （～H23.3.31）	松塚 栄次	公募に応じた者	公 募 委 員	廣澤 和己	公 募 委 員	仲子 照子	公 募 委 員	末兼 正純	公 募 委 員	富永 貴子	現行ページ：97 ページ目 周南市景観計画の策定経緯は削除
区 分	団 体 名 等	氏 名																																				
識見を有する者	徳山大学 教授	井手口 範男																																				
	徳山工業高等専門学校 准教授	中川 明子																																				
関係団体を代表する者	（社）山口県建築士会 徳山支部副支部長	深堀 潤一郎																																				
	（社）山口県デザイン協会 理事	三分一 幸治																																				
	周南市観光協会 須金ぶどう梨生産組合	福田 陽一																																				
	徳山商工会議所 青年部会長	杉村 真一																																				
	新南陽商工会議所 総務課長	谷口 博文																																				
	周南市農業委員会 農業委員	杉村 龍男																																				
	周南市コミュニティ推進連絡協議会	前田 貴典																																				
関係行政機関	山口県周南土木建築事務所 所長	坂元 久夫 （～H23.3.31）																																				
		松塚 栄次																																				
公募に応じた者	公 募 委 員	廣澤 和己																																				
	公 募 委 員	仲子 照子																																				
	公 募 委 員	末兼 正純																																				
	公 募 委 員	富永 貴子																																				

【新：改定素案】		【旧：現行（平成23年6月策定）】		備考
1. 用語説明		2. 用語説明		現行ページ：98 ページ目
あ行		あ行		用語の追加
空き家バンク	移住希望者と空き家の売却希望者（または貸し出し希望者）をマッチングするシステムのこと。	空き家バンク	移住希望者と空き家の売却希望者（または貸し出し希望者）をマッチングするシステムのこと。	
ウォーカブル	まちなかを「人中心」の空間へと再構築し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り上げられる場として、また、歩行者が快適で心地よく、歩きたくなる空間を作っていくという取組。			
美しい国づくり政策大綱	美しい国づくりのための基本的考え方と国土交通省のとりまてたもの。	美しい国づくり政策大綱	美しい国づくりのための基本的考え方と国土交通省のとりまてたもの。	
屋外広告物条例	屋外広告物を規制するため、地方公共団体（都道府県、政令市、中核市、景観行政団体である政令市及び中核市以外の市町村）が屋外広告物行政における規制の基準を定めた法律（屋外広告物法）に基づく条例、規則等を独自に定めること。	屋外広告物条例	屋外広告物を規制するため、地方公共団体（都道府県、政令市、中核市、景観行政団体である政令市及び中核市以外の市町村）が屋外広告物行政における規制の基準を定めた法律（屋外広告物法）に基づく条例、規則等を独自に定めること。	文言修正
か行		か行		
緩衝緑地	主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園（都市公園法施行令第2条）。	緩衝緑地	主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園（都市公園法施行令第2条）。	
協働	複数の主体がお互いの特性や役割を尊重し、信頼と理解を基盤として共通の領域において、共通の目的に向かい協力して活動すること。	協働	複数の主体がお互いの特性や役割を尊重し、信頼と理解を基盤として共通の領域において、共通の目的に向かい協力して活動すること。	
居住促進区域	人口減少の中にあっても人口密度を維持することにより、生活サービスや地域社会が持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域として周南市立地適正化計画で定めた区域。	グリーンツーリズム	主に都市住民が、農村等に滞在し自然・農業・文化や地元の人々との交流を楽しむ観光形態。	用語の追加 用語の削除（グリーンツーリズム）
景観アドバイザー	県、市町、県民及び事業者が取り組む景観形成活動の支援を図るため、景観に関する知識・経験を有する方を登録し、派遣する制度。	景観アドバイザー	県、市町、県民及び事業者が取り組む景観形成活動の支援を図るため、景観に関する知識・経験を有する方を登録し、派遣する制度。	
景観行政団体	景観行政を担う主体のこと。政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になることが可能である。	景観行政団体	景観行政を担う主体のこと。政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になることが可能である。	
景観形成基準	良好な景観形成を図るために、建築物や工作物等に対する行為について定める基準。	景観形成基準	良好な景観形成を図るために、建築物や工作物等に対する行為について定める基準。	
景観協議会	住民・事業者と関係行政機関等とが協力して、景観形成のあり方や景観に関するルールづくりなどを検討する機関。	景観協議会	住民・事業者と関係行政機関等とが協力して、景観形成のあり方や景観に関するルールづくりなどを検討する機関。	用語の追加
景観作物	菜の花、レンゲ、ウンカに防除効果がある香りのあぜ道に使うハーブ、ヒマワリなど、緑肥や雑草抑制、病虫害防除などに役だつとともに、農村の景観を豊かにする作物のこと。	景観作物	菜の花、レンゲ、ウンカに防除効果がある香りのあぜ道に使うハーブ、ヒマワリなど、緑肥や雑草抑制、病虫害防除などに役だつとともに、農村の景観を豊かにする作物のこと。	
景観重要建造物	良好な景観を形成する上で優れた建造物が、除去や外観の変更などにより、地域全体の良好な景観が大きく損なわれることがないように、景観法の規定により、景観計画の方針に即し、景観行政団体の長が指定するもの。	景観重要建造物	良好な景観を形成する上で優れた建造物が、除去や外観の変更などにより、地域全体の良好な景観が大きく損なわれることがないように、景観法の規定により、景観計画の方針に即し、景観行政団体の長が指定するもの。	
景観重要公共施設	景観法において、公共施設と周辺の建築物が一体となった良好な景観形成を進めることを可能とするために、景観行政団体が、良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、景観計画に「整備に関する事項」や「占用の許可の基準」を定めることができる。			
景観重要樹木	良好な景観を形成する上で優れた樹木が、除去や外観の変更などにより、地域全体の良好な景観が大きく損なわれることがないように、景観法の規定により、景観計画の方針に即し、景観行政団体の長が指定するもの。	景観重要樹木	良好な景観を形成する上で優れた樹木が、除去や外観の変更などにより、地域全体の良好な景観が大きく損なわれることがないように、景観法の規定により、景観計画の方針に即し、景観行政団体の長が指定するもの。	

【新：改定素案】		【旧：現行（平成23年6月策定）】		備考
景観審議会	美しい景観を形成するために、景観条例に定める景観に関する重要事項などを調査・審議する機関。	景観審議会	美しい景観を形成するために、景観条例に定める景観に関する重要事項などを調査・審議する機関。	現行ページ：98 ページ目
景観整備機構	市民の方々を含めた民間団体による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図るため、一定の景観に関する知識や保全・整備能力を有する公益法人、または特定非営利活動法人（NPO）について、景観行政団体がこれを指定し、景観形成を担う主体として位置付ける団体のこと。	景観整備機構	市民の方々を含めた民間団体による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図るため、一定の景観に関する知識や保全・整備能力を有する公益法人、または特定非営利活動法人（NPO）について、景観行政団体がこれを指定し、景観形成を担う主体として位置付ける団体のこと。	
景観評価	景観に配慮した良質な公共空間をつくるため、事業実施にあたり、事業者、地方公共団体、住民、学識経験者等の関係者の多様な意見を聴取し、景観形成にあたり配慮すべき事項や景観整備方針等を策定するとともに、それに基づき予測・評価及び改善措置等の検討を実施し、事業に反映すること。	景観評価	景観に配慮した良質な公共空間をつくるため、事業実施にあたり、事業者、地方公共団体、住民、学識経験者等の関係者の多様な意見を聴取し、景観形成にあたり配慮すべき事項や景観整備方針等を策定するとともに、それに基づき予測・評価及び改善措置等の検討を実施し、事業に反映すること。	現行ページ：99 ページ目
景観法	我が国で初めての景観に関する総合的な法律。2004 年、美しい国土づくりに対する関心の高まりを背景に、いわゆる「景観緑三法」として成立。景観の形成に関する基本理念や国や地方公共団体等の責務を明確に規定した点、自主条例では限界のあった強制力を伴う法的規制の枠組みを用意している。	景観法	我が国で初めての景観に関する総合的な法律。2004 年、美しい国土づくりに対する関心の高まりを背景に、いわゆる「景観緑三法」として成立。景観の形成に関する基本理念や国や地方公共団体等の責務を明確に規定した点、自主条例では限界のあった強制力を伴う法的規制の枠組みを用意している。	
建築協定	市町村の区域の一部について、建築基準法に基づき関係権利者が合意のもとに建築物の敷地・構造・用途・意匠などについて定める協定。	建築協定	市町村の区域の一部について、建築基準法に基づき関係権利者が合意のもとに建築物の敷地・構造・用途・意匠などについて定める協定。	用語の追加
コミュニティ	地域社会または地域共同体。	コミュニティ	地域社会または地域共同体。	
さ行		さ行		時点修正
周南市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	太陽光発電設備の設置が自然環境、生活環境、景観その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、その適正な設置及び管理について必要な事項を定めることにより、地域と共生した太陽光発電事業を推進するとともに、良好な地域環境等の保全に寄与することを目的とした条例。			
周南市都市計画マスタープラン	市民に最も近い立場にある市町村が都市づくりの課題に対応しつつ、市民の意見を反映させながら都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等を定めるもの。周南市においては、平成 20 年 6 月に策定している。（令和 3 年 3 月改訂）	周南市都市計画マスタープラン	市民に最も近い立場にある市町村が都市づくりの課題に対応しつつ、市民の意見を反映させながら都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等を定めるもの。周南市においては、平成 20 年 6 月に策定している。	時点修正
周南市まちづくり総合計画	地方自治法に基づき、市町村が、その事務を処理するに当たって、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想及びそれを推進する基本計画のこと。周南市においては、第 3 次周南市まちづくり総合計画の計画期間となっており、基本構想を令和 7 年度から令和 16 年度、前期基本計画を令和 7 年度から令和 11 年度を計画期間として推進している。	周南市まちづくり総合計画	地方自治法に基づき、市町村が、その事務を処理するに当たって、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想及びそれを推進する基本計画のこと。周南市においては、基本構想を平成 17 年度から平成 26 年度、後期基本計画を平成 22 年度から平成 26 年度を計画期間として推進している。	
周南市緑の基本計画	市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として策定する総合的な都市の緑に関する計画。周南市においては、平成 20 年 6 月に策定している。（令和 3 年 3 月改訂）	周南市緑の基本計画	市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として策定する総合的な都市の緑に関する計画。周南市においては、平成 20 年 6 月に策定している。	用語の追加
周南市立地適正化計画	都市再生特別措置法に基づき、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープラン。周南市においては、平成 29 年 3 月に策定している。（令和 7 年 2 月改定）			
シンボルロード	歩道拡幅、電線類地中化や緑化によりゆとりある歩道空間の整備や沿道景観の誘導を行うことにより、潤いのある道路空間を形成し、都市の象徴となるような道路。	シンボルロード	歩道拡幅、電線類地中化や緑化によりゆとりある歩道空間の整備や沿道景観の誘導を行うことにより、潤いのある道路空間を形成し、都市の象徴となるような道路。	時点修正
スカイライン	空を背景として、都市の高層建築物や山岳の稜線などが描く輪郭線のこと。	スカイライン	空を背景として、都市の高層建築物や山岳の稜線などが描く輪郭線のこと。	

【新：改定素案】		【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】		備考
セットバック	敷地から道路の部分を切り取り、敷地境界線を敷地側に後退させて建築すること。	セットバック	敷地から道路の部分を切り取り、敷地境界線を敷地側に後退させて建築すること。	現行ページ：99 ページ目
た行		た行		用語の追加
多自然型工法	公共事業等を実施する際に、生物の生息・生育環境をできるだけ保全または回復させつつ美しい景観や健全な生態系に配慮し実施させる工法。	多自然型工法	公共事業等を実施する際に、生物の生息・生育環境をできるだけ保全または回復させつつ美しい景観や健全な生態系に配慮し実施させる工法。	
つなぐ棚田遺産	棚田地域の振興に関する取組を積極的に評価し、国民に対し、棚田地域の活性化や棚田の有する多面的な機能に対する理解と協力の醸成を図ることを目的に、優良な棚田を認定する取組。本市では、中須と大道理の棚田が認定されている。	棚田 20 選	山口県内の棚田の紹介を通じて、県内各地で取り組まれている棚田保全活動を推進することを目的として、棚田のある市町から候補地区の推薦（64 地区）を受け、「やまぐち棚田保全協議会」において 21 地区に選定している。	
伝統的建造物群保存地区	周辺の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群を文化財と位置付け、その地区全体を保存すること。文化財保護法を根拠法として指定される地区で、地方自治体が条例で指定することになっている。	伝統的建造物群保存地区	周辺の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群を文化財と位置付け、その地区全体を保存すること。文化財保護法を根拠法として指定される地区で、地方自治体が条例で指定することになっている。	現行ページ：100 ページ目
特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。	特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。	
な行		な行		
生業景観	生計をたてるための職業・産業からなる風景のこと。	生業景観	生計をたてるための職業・産業からなる風景のこと。	
は行		は行		
パブリックアート	美術館やギャラリー以外の広場や道路や公園など公共的な空間（パブリックスペース）に常時設置される芸術作品、彫刻などのこと。	パブリックアート	美術館やギャラリー以外の広場や道路や公園など公共的な空間（パブリックスペース）に常時設置される芸術作品、彫刻などのこと。	
ビオトープ	生物の個体あるいは個体群が生息している場所・空間。	ビオトープ	生物の個体あるいは個体群が生息している場所・空間。	
風致地区	良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定める制度。	風致地区	良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定める制度。	
フォトモンタージュ	写真を部分的な要素として引用し平面に切り貼りする写真作品や、二重露光するなどの方法により合成し制作された写真作品のことで、景観においては、整備後のイメージとして活用される。	フォトモンタージュ	写真を部分的な要素として引用し平面に切り貼りする写真作品や、二重露光するなどの方法により合成し制作された写真作品のことで、景観においては、整備後のイメージとして活用される。	
ま行		ま行		
		身近なまちづくり支援街路事業	豊かさを実感できる身近な生活空間、より質の高い街路空間を形成するため、幹線街路の整備や地区レベルの街路の再整備を面的に実施する事業。	事業の廃止
街なみ環境整備事業	生活道路等の地区施設が未整備であったり、住宅等が良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、地区住民の発意と創意を尊重したゆとりと潤いのある住宅市街地の形成を図る事業。	街なみ環境整備事業	生活道路等の地区施設が未整備であったり、住宅等が良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、地区住民の発意と創意を尊重したゆとりと潤いのある住宅市街地の形成を図る事業。	
や行		や行		
やまぐちの棚田 20 選	山口県内の棚田の紹介を通じて、県内各地で取り組まれている棚田保全活動を推進することを目的として、棚田のある市町から候補地区の推薦（64 地区）を受け、「やまぐち棚田保全協議会」において 21 地区に選定している。			用語の追加
擁壁	崖や盛り土の側面が崩れ落ちるのを防ぐために築く壁。	擁壁	崖や盛り土の側面が崩れ落ちるのを防ぐために築く壁。	
ら行		ら行		
ランドマーク	ある特定地域の景観を特徴づける目印を示しており、山や高層建築物など、視覚的に目立つもののこと。	ランドマーク	ある特定地域の景観を特徴づける目印を示しており、山や高層建築物など、視覚的に目立つもののこと。	

【新：改定素案】		【旧：現行（平成 23 年 6 月策定）】		備考
稜線	山の峰と峰を結んで続く線。	稜線	山の峰と峰を結んで続く線。	現行ページ：100 ページ目
わ行		わ行		
ワークショップ	地域づくり活動において、住民参加の手法として、参加者自身が地域の課題を把握、共有化した上で、地域の将来像を話し合う手法。	ワークショップ	地域づくり活動において、住民参加の手法として、参加者自身が地域の課題を把握、共有化した上で、地域の将来像を話し合う手法。	
アルファベット		アルファベット		
CAA	市民（Citizen）、行政（Administration）、連合（Association）の英語の頭文字から名づけられたもので、具体的には市民と行政が一体的となった委員会のこと。市の重要な課題について、企画立案段階から市民と行政が同じテーブルで意見交換や議論を行い、より良い解決策を模索している。	C A A	市民（Citizen）、行政（Administration）、連合（Association）の英語の頭文字から名づけられたもので、具体的には市民と行政が一体的となった委員会のこと。市の重要な課題について、企画立案段階から市民と行政が同じテーブルで意見交換や議論を行い、より良い解決策を模索している。	